

# 第二編

## 最近十年の歩み

—平成九年度～平成十八年度—



## 最近十年の時代背景

この十年は、まさに地方分権改革が急速に進展した時期であった。

国内の動きを見ると、まず政治面では、十年間で四人の首相が交代したが、第二次橋本内閣（平八・一一〜一〇・七）を除き、平成五年七月の細川内閣（非自民）から連立が続いている（小淵一次（自・自）、二次（自・自・公）、森（自・公・保）、小泉一次（自・公・保）、小泉二、三次（自・公）安倍（自・公））。

選挙制度では、平成十五年十月の公職選挙法改正により、政権公約（マニフェスト）を頒布することができるようになり、十一月九日に投票票が行われた第四十三回衆議院議員選挙は、国政選挙においてマニフェストが本格的に頒布された初の選挙となった。

各党の対応を見ると、民主党は、「民主党政権政策／マニフェスト」、自由民主党は、「小泉改革宣言（政権公約二〇〇三）」そして公明党は「マニフェスト一〇〇」を掲げて選挙に臨んだ。

選挙結果は、自民・公明の連立与党が絶対安定多数の議席を確保し、民主党は議席も大幅に増やす躍進を見せた。これにより、十一月十九日、第二次小泉内閣が発足した。

この総選挙の政権与党の公約には、税源移譲、補助金の削減、地方交付税の見直しを一体的に行う「三位一体の改革」が初めて盛り込まれることとなった。またそれは、専ら財政再建を目的とするものではなく、「国から地方へ」の構造改革の柱のひとつとして、地方分権を推進するための手段であることが示されたのである。

経済面では、我が国の景気はバブル崩壊後の長い停滞から低迷から、平成八年には自立回復の兆しが見えてきたが、平成九年に入り、消費税率引上げ（三％↓五％）前の駆け込み需要の反動等により、景気は再び停滞状態になった。

このため政府は、十六兆円超と過去最大規模の総合経済対策（平一〇・四・二四）をはじめ、緊急経済対策十七兆円超（平一〇・一一・一六）等を実施し、平成十一年からその効果が現れてきたが、回復は長く続かず、平成十三年に入って再び悪化のきざしが見えてきた。

このため小泉内閣は、平成十六年度までの四年間を改革の集中調整期間と位置づけ、不良債権問題の解決とデフレ克服、民需主導の持続的経済成長の実現に向けて改革に取り組んできた。その後、平成十四年度から景気は回復に向かい、現在に至っている。

しかしながら、我が国経済を取り巻く環境は、高齢化が進み、人口減少が現実のものとなり、最近の急速なグローバル化、世界的なIT化により、市場における競争が厳しくなっており、これらに対応して構造改革を進め、成長力を強化していくことが必要となっている。

世界情勢を見ると、冷戦終了後、グローバル化の進んだ今日の国際社会においては、ヒト・モノ・カネ等の国境を越えた移動がますます拡大して全体として世界経済の繁栄をもたらしているが、一方で、大量破壊兵器拡散、国際テロ、国際犯罪組織、感染症、環境問題などの新しい問題も提起している。

また、平成十三年九月十一日には米国において同時多発テロが発生し、これを機に、我が国は、テロとの闘いを日本自らの問題ととらえ、同年十月にテロ対策特別措置法を制定の上、インド洋上で海上自衛隊艦船による給油活動、また、平成十五年三月にはイラク人道復興支援特別措置法を制定し、これに基づいて陸上自衛隊が給水・医

療、公共施設の復旧・整備等の活動を行っている。

地方分権改革の推進について見ると、この間に、第一次分権改革において機関委任事務制度の廃止、三位一体の改革において三兆円の税源移譲が実現した。

平成十三年四月の小泉内閣発足後、小泉総理大臣は、経済財政諮問会議を中心に構造改革について積極的な検討を求め、六月二十六日に、「今後の経済財政運営及び社会経済の構造改革に関する基本方針」（骨太の方針）の答申を受け、ただちに内閣としてこれを着実に推進すべく、閣議決定を行った。

「骨太の方針」では、「地方ができることは地方に」のスローガンの下で、「国庫補助負担金の整理合理化、地方交付税制度の見直し、地方税の充実確保により地方行政の基本的な財源を地方が自らまかなえる形にする」とこととされた。

その後、骨太の方針は毎年策定されており、平成十四年五月には片山総務大臣が三位一体の改革の考え方を示し、これが「基本方針二〇〇二」に取り入れられた。また、「基本方針二〇〇四」においては、平成十七年、十八年度で三兆円規模の税源移譲を目指すとする全体像が示され、その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案をとりまとめるよう要請し、これを踏まえて検討することとされた。

政府は、これを受け、地方六団体に対し国庫補助負担金改革案のとりまとめを要請し、地方六団体はこれを了承した。

具体的な改革案の提案に当たり、本会では、平成十六年八月十八日、十九日の全国知事会議で、大議論の末、最後は、改革案の政府への提出について採決を行い、その後、六団体合意を経て、地方六団体は、八月二十四日に「改革案」を小泉総理大臣に提出した。

なお、「改革案」提出に当たって、地方六団体は、大前提として「国と地方の協議機関」の設置を求め、これに對して小泉総理大臣は、「官房長官を中心とする国と地方の協議機関を設置し、六団体から提出された意見について誠実に対応していく」旨約束した。

その後、地方六団体の会長、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣及び経済財政担当大臣をメンバーとし、テーマごとに関係閣僚が出席するというかたちの「国と地方の協議の場」における協議が行われることとなり、平成十六年度には計八回の協議が行われた。

この協議の結果、税源移譲は二兆四千億円程度にとどまり、残りの六千億円については先送りされた形となった。その後、平成十七年四月二十八日の「国と地方の協議の場」において、麻生総務大臣から、地方六団体から考えを示してもらいたい旨の要請があり、地方六団体はこれを了承し、七月二十日に「改革案(2)」を提出した。

これについて検討するため、平成十七年度においても、計六回の「国と地方の協議の場」における協議が行われ、十一月三十日に政府・与党合意「三位一体の改革について」が合意され、合計三兆円の税源移譲が、基幹税により行われることとなった。

引き続き第二期地方分権改革の実現に向けて、地方六団体は新地方分権構想検討委員会を設置し、その中間報告を基に、平成十八年六月七日、十二年ぶりに地方自治法に基づく意見書を内閣と国会に提出した。その後、平成十八年十二月に「地方分権改革推進法」が制定され、それに基づき本年四月に設置された「地方分権改革推進委員会」において、真の地方分権実現に向けた第二期地方分権改革の検討が行われている。

(地方分権改革の推進については、第三編において、過去十年以前にもできるだけ遡り、詳細に記述している(三

第二編 最近十年の歩み

八九頁〜六〇四頁)。

# 第一章 制度改正等についての本会の主な活動

## 第一節 制度改正

### 一 憲法問題

本会は、平成十七年五月二十四日、憲法改正について国会等関係方面で活発な議論が行われていることから、このような動向に的確に対処するため、地方自治に関する憲法見直しの基本的考え方を検討・整理する「憲法問題特別委員会」（委員長 西川一誠福井県知事）を設置した。

同年八月二十六日には、第三回憲法問題特別委員会を開催し、「憲法問題特別委員会 中間報告書骨子（案）」及び「地方自治の充実に向けた憲法改正についての緊急提言（案）」について、協議を行い、その結果、「緊急提言（案）」については、提言項目について、さらに議論を深め、提言に当たっては、時期を見定めて行うこと、また、「中間報告書骨子（案）」については、これを基に十一月までに「中間報告書」の取りまとめを行うこと、などが決定された。なお、「中間報告書骨子（案）」については、同日開催の全国知事会議に諮られ、了承された。

さらに、同年十月十七日の第四回憲法問題特別委員会において「中間報告書（案）」及び「中間報告書（骨子）（案）」について、いずれも原案どおり了承された。なお、「中間報告書（案）」は、十一月十日開催の全国知事会

議においても原案どおり了承された。

憲法問題特別委員会で決定された「憲法問題特別委員会 中間報告書」及び「憲法問題特別委員会 中間報告書（骨子）」について、国民の理解等を得るために具体的な行動を行う必要があることから、平成十七年十月十七日、二十六日、二十七日に西川憲法問題特別委員会委員長（福井県知事）は、細田官房長官をはじめ各政党の憲法問題の責任者等に要請を行った。

さらに、同年十月二十八日に自由民主党が決定した「自由民主党新憲法草案」に対し、委員長名で「自由民主党新憲法草案に関して」のコメントを発表した。

平成十八年に入り、二月二十四日の第六回憲法問題特別委員会において「平成十七年度憲法問題に関する報告書（案）」について、協議を行い、その結果、報告書案については概ね了承され、報告書の取りまとめについて西川委員長に一任された。

平成十八年三月二十九日、本会は、これまでの憲法問題特別委員会等における議論を集約した「平成十七年度憲法問題に関する報告書」を取りまとめ、翌三十日に国会、各政党の憲法問題関係者に配付した。

また、三月二十九日には、本報告書について、西川委員長をはじめ、麻生会長、井戸兵庫県知事、飯泉徳島県知事と報道関係者との懇談会を開催し、活発な意見交換を行った。

「平成十七年度 憲法問題に関する報告書」の構成及び委員長名による本報告書の取りまとめに関するコメントは、次のとおりである。

平成十七年度 憲法問題に関する報告書

- I はじめに
- II 地方自治の充実に向けた憲法改正について
- III 主要論点に関する考え方
  - 一 前文  
前文において、地方自治の保障・地方分権の確立を宣言すること
  - 二 地方自治の基本原則  
地方自治の基本原則を明記すること
  - 三 国と地方の役割分担  
国と地方自治体の役割分担の基本原則を明記すること
  - 四 地方自治体の種類  
地方自治体は基礎自治体と広域自治体で構成されることを明記すること
  - 五 議事機関及び執行機関  
地方自治体の長及び議員の選出方法は、直接選挙を原則とすること
  - 六 立法に関する規定  
地方自治体の条例制定権の範囲を拡大し、地方に関わる法令は基本的な事項にとどめることを明記すること
  - 七 財政に関する規定  
地方自治体の財政自主権の保障（固有財源の保障、課税自主権、財政調整制度、財政規律の堅持等）を明

記すること

八 国政への参加手続

国政に地方自治体の意見を反映する仕組みを設けること

九 地方自治特別法にかかる住民投票

特定の地方自治体の権利義務の特例を定める法律（地方自治特別法）は、確実に住民投票に付す規定とする

IV おわりに

平成十七年度憲法問題に関する報告書について

- 「平成十七年度憲法問題に関する報告書」がまとまった。
- 憲法の改正に当たっては、「真の国民主権を実現し、基本的人権がよりよく保障される社会を構築するための規定を備えること」が重要である。
- このためには、「基本的人権の尊重」「国民主権」と並んで、「これらの原理を実質的に保障するための『地方自治の保障・地方分権の確立』を基本原理に加えることが不可欠」である。
- 今後は、この報告書を基に、各政党との意見交換や、他の地方六団体と連携し、地方自治の充実が憲法改正の大きな柱であることについて、国民的な気運を盛り上げていく。

平成十八年三月二十九日

全国知事会憲法問題特別委員会委員長

その後、政党との意見交換会を次のとおり行った。

自由民主党

平成十八年八月二十五日

出席者

本会 西川憲法問題特別委員会委員長（福井県知事）、麻生会長（福岡県知事）、福田栃木県知事、山田京

都府知事

自由民主党 船田元憲法調査会会長、大島理森新憲法起草委員会地方自治に関する小委員会委員長

公明党

平成十九年二月二日

出席者

本会 西川憲法問題特別委員会委員長（福井県知事）

公明党 白浜一良憲法調査会会長、大口善徳憲法調査会事務局長、斉藤鉄夫政務調査会会長、石井啓一衆議院議

員、山下栄一参議院議員、西田実仁参議院議員

## 二 中央省庁の再編

中央省庁の再編問題は、平成八年一月十一日の橋本内閣発足に端を発する。橋本総理大臣は、同年一月二十二日の第百三十六回国会施政方針演説の中で中央省庁のあり方について検討することを表明するとともに、同年十一月二十一日に「行政改革会議」（会長 内閣総理大臣）を設置、十二月二十五日には「行政改革プログラム」を閣議決定し、「遅くとも五年以内、できれば二〇〇一年一月一日に新体制に移行する。」ことを決定した。

こうした状況の下、平成九年七月十七日、宮崎県宮崎市において開催された全国知事会議において、今後、政府において、省庁のあり方を検討する際、行政改革の本格的検討を進めるに当たり、地方自治の本旨に基づいた地方行財政制度の企画立案と、その円滑な運営のため、国と地方公共団体間の調整等は、国の重要な責務であり、地方行財政に係る事務を一体的に所掌し、かつこれを任務とする大臣を置くことが必要不可欠である旨の「国と地方の良好な関係の確保に関する緊急決議」を議決した。

また、平成九年八月四日には、地方六団体で組織する地方自治確立対策協議会が「地方分権実現、地方行財政改革の推進並びに地方自治に係る行政機構のあり方に関する決議」を行った。

さらに、地方六団体は、平成九年十月十七日、「省庁の再編について」の考え方を取りまとめ、政府の行政改革会議メンバー、自由民主党行政改革推進本部役員及び与党行政改革拡大六者協議会メンバーに対し提示した。

これは、政府の行政改革会議で検討されている地方自治を所管する新たな組織について、地方自治関係者の事務をその他の多くの事務の中に埋没させることなく、「地方行財政に係る事務を一体的に所掌し、かつ、これを主たる任務とする大臣を置くこと」を求めたものである。

また、平成九年十一月七日には、本会の土屋会長をはじめ地方六団体代表者が中央省庁再編について総務庁長官等に要請を行った。

平成九年十二月三日、政府の行政改革会議は、内閣機能の強化、新たな中央省庁のあり方等を主な内容とする最終報告を取りまとめた。

同会議は、平成八年十一月二十八日に初会合を開催して以来、各省庁からのヒアリング等精力的な検討を行い、平成九年九月には、中間報告を行って、関係方面の意見を聞きながら協議を行ってきた。

最終報告は、「制度疲労のおびただし、戦後型行政システムを根本的に改め、自由かつ公正な社会を形成し、そのための重要な国家機能を有効かつ適切に遂行するにふさわしい、簡素にして効率的かつ透明な政府を実現すること」を目的としている。構成は、①行政改革の理念と目標 ②内閣機能の強化 ③新たな中央省庁の在り方 ④行政機能の減量（アウトソーシング）、効率化等 ⑤公務員制度の改革 ⑥その他等となっている。

この報告を受け政府は、これを最大限尊重し、直ちに中央省庁再編等のための準備体制に入ることを十二月四日に閣議決定し、改革の実現に対する政府としての固い決意を表明するとともに、国民の理解と協力を求める旨の声明を発表した。

平成十年に入り、政府は、二月十七日、中央省庁等改革基本法案を閣議決定し、同日、国会に提出した。

この法案は、平成九年十二月三日に行われた行政改革会議の最終報告の趣旨にのっとり行われる内閣機能の強化、国の行政機関の再編成並びに国の行政組織並びに事務及び事業の減量、効率化等の改革について、その基本的な理念及び方針、その他の基本となる事項を定めるとともに、中央省庁等改革推進本部（本部長 内閣総理大臣）を設置すること等により、これを推進することを目的としたものである。

なお、地方自治制度の管理運営は、行政の基本的な制度の管理運営、電気通信・放送行政及び郵政事業等と合わせ「総務省」で行うこととされた。

中央省庁等改革基本法案の国会審議の過程で、四月三十日、衆議院行政改革に関する特別委員会において、中央省庁等改革基本法案についての参考人からの意見聴取が行われ、全国知事会を代表して、徳島県の圓藤寿穂知事が意見陳述を行った。

この中で、圓藤知事は、①国の行政改革と地方分権の推進 ②税財源の国から地方への移譲等財政制度改革の改革 ③地方行政制度を所管する国の組織等の位置づけ ④徳島県における地方分権の推進、行財政改革の取組み等について意見陳述を行った。

さらに、六月四日、参議院行政改革・税制等に関する特別委員会において、中央省庁等改革基本法案についての参考人からの意見聴取が行われ、全国知事会を代表して、静岡県石川嘉延知事が意見陳述を行った。

この中で、石川知事は、①国の行政改革と地方分権推進の必要性 ②税財源の国から地方への移譲及び国庫補助負担金の抜本的な見直しの必要性等 ③静岡県における地方分権の推進、行財政改革の取組み等について意見陳述を行った。

中央省庁等改革基本法は、平成十年六月九日、参議院本会議において可決成立、同年六月十二日に公布、施行された。

中央省庁等改革推進本部は、この基本法に基づき、国家行政組織法改正法案等の立案、国の行政組織等の減量・効率化等の基本的計画の策定等を進め、平成十一年一月二十六日に、「中央省庁等改革に係る大綱」として取りまとめた。

大綱の柱として、行政組織のスリム化と内閣機能の強化とがある。前者は、現在二十二ある省庁等を一府十二省庁に再編するとともに、国家公務員の定数を二十五%削減することなどである。また、独立行政法人制度の導入や

審議会等の整理合理化も含まれている。後者は、閣議における首相の発言権の明確化や内閣を補佐する「内閣府」の設置などである。

本要綱を踏まえて、法案の立案及び基本的計画の策定等に向けて引き続き作業を進め、政府は、平成十一年四月二十八日に十七の関連法案を国会に提出、関連法案は同年七月八日参議院本会議で原案どおり可決成立し、七月十六日公布された。

平成十三年一月六日には新府省体制がスタート、省庁は従来の一府二十二省庁から一府十二省庁に再編成された。

### 三 公務員制度改革

公務員制度改革については、平成十二年十二月に閣議決定された「行政改革大綱」に基づき、内閣官房行政改革推進事務局公務員制度改革推進室において具体的な検討作業が進められた。

平成十三年三月二十七日の内閣官房として公務員制度改革についての政府の方針を示す「公務員制度改革の大枠」及び同年六月二十九日の国家公務員のうち主に一般行政職員について、新たな公務員制度の骨格とこれを具体化するに当たって必要となる検討課題を示す「公務員制度改革の基本設計」を経て、同年十二月二十五日には、「公務員制度改革大綱」が閣議決定された。この間、本会は、地方六団体とともに、「地方公務員制度のあり方の検討に際しては、国と異なる固有の事務があることから、直接の当事者である地方の意見を十分聴取する」よう、次のように数次にわたり強く要請した。

平成十三年五月十六日、本会をはじめ地方六団体は、「公務員制度改革の大枠に関する意見」をまとめ、土屋会長をはじめ地方六団体代表が、片山総務大臣及び石原行政改革担当大臣に対し、地方公務員制度に内在する特性や問題点を挙げ、地方公務員制度のあり方の検討に際しては、地方公共団体の意見を十分聴取するよう要請した。

また、同年六月二十二日、地方六団体は、公務員制度改革の検討に当たっては、①地方公務員の職務には、国家公務員と異なる面があること ②公務員の労働基本権の取扱いについて、慎重の上にも慎重を期する必要があることに十分配慮するとともに、直接的な影響を受ける地方公共団体の意見を随時聴取することを内容とした「公務員制度改革に関する要望」をまとめ、石井岡山県知事をはじめ地方六団体代表が、自由民主党行政改革推進本部常任顧問等関係要路に対し要請を行った。

さらに、平成十四年二月二十日、自由民主党行政改革推進本部長会議において、公務員制度改革に関するヒアリングが行われ、石川静岡県知事が「公務員制度改革大綱」に関連して、地方公務員制度の検討に当たっては、地方自治の本旨、地方公共団体の実情を十分勘案して、地方公務員にふさわしい制度とするよう意見陳述を行った。

平成十三年十二月二十五日に閣議決定された公務員制度改革大綱は、平成十七年度末までに公務員制度改革について取り組む内容を決定したもので、今後、内閣官房行政改革推進事務局が中心となって検討を進め、平成十五年中を目標に国会に提出することとし、関係法の立案及び政令、各府省令等の下位法令の整備を平成十七年度末までに計画的に行うこととされた。

しかしながら、公務員制度改革関連法案は、諸般の事情により、当初予定した平成十五年の第百五十六回通常国会（会期 平成十五年一月二十日～七月二十八日）での提出は見送られた。

小泉内閣を引き継いだ安倍内閣は、公務員制度改革を新内閣の重要課題の一つに位置付け、平成十八年九月の組

閣において公務員制度改革担当大臣を新設し、行政改革推進本部専門調査会において精力的に検討を進めた。その結果、国家公務員の再就職（天下り）に関し、その斡旋を官民人材交流センター（新人材バンク）に一元化することや能力・実績主義を導入することを主な内容とする国家公務員法改正案を平成十九年四月二十五日に国会に提出し、六月三十日に成立した。

#### 四 道州制問題

昭和二十七年に地方制度調査会が発足し、当時から懸案であった府県制度の再検討、府県合併、道州制等の府県制度改革について検討が始められた。

昭和三十二年十月十八日、第四次地方制度調査会は、都道府県を廃止して七から九ブロックに分け、「地方」に再編し、内閣総理大臣が任命する国家公務員の「地方長」を置き、国と地方公共団体との中間的な団体を設置する「地方制案」を答申（「地方制度の改革に関する答申」）した。その際、府県を残し三から四の府県を統合して再編する「府県統合案」も併記した。

この答申は、本会をはじめ各界有識者、世論の反発等により実現を見るに至らなかった（第一編「本会発足から五十年の歩み」第一章「本会の主な活動」第二節「地方制度改革」二「府県制度改革の動き」（昭和三十二年度～四十一年度）（一）「地方制・府県合併」を参照）。

平成に入って、平成五年四月十九日、第二十三次地方制度調査会が「広域連合及び中核市に関する答申」で広域

連合制度を提言し、また、同年十月二十七日、第三次臨時行政改革推進審議会（第三次行革審）が「最終答申」で都道府県合併、道州制を提言した。

こうした経過を受けて、平成六年六月八日には、「地方自治法の一部を改正する法律」が衆議院本会議において可決・成立（平成六年六月二十九日公布）し、広域連合制度の創設（平成七年六月十五日施行）が図られた。

広域自治体の広域化については、第二十七次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」（平成十五年十一月十三日）においても、現行の都道府県に代わる広域自治体として道又は州から構成される制度の導入を検討する必要性が言及され、これを受け、平成十六年第五百五十九回通常国会で地方自治法が改正され、これまで特別の法律の制定が必要であった都道府県合併について、都道府県議会の議決を経た申請に基づき、内閣が国会の承認を経て決定する手続きが追加され、都道府県の自主的な合併が容易になり、都道府県合併について制度的整備が図られた。

しかしながら、都道府県合併は、広域的行政課題への対応の観点からは有効であると考えられるものの、単なる区域の拡大にとどまるものであるなど、国と地方の役割分担の適正化の観点からは最適なものとは言えなかった。

また、平成十六年六月四日には、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」（骨太の方針二〇〇四）が閣議決定され、その中で、地域の真の自立を目指すため、「地方分権の更なる推進に向けて将来の道州制の導入に関する検討を本格化させる。」とし、また、「地方分権推進のモデル的な取組としてのいわゆる『道州制特区』について、地域からの提案を受け止めつつ、その趣旨を生かす推進体制を整える。」とした。

こうした中で、本会は、「平成十七年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十六年七月十五日）の中で、「今後の地方自治制度のあり方について」平成十六年三月一日にスタートした第二十八次地方制度調査会に

において、「道州制のあり方」、「大都市制度のあり方」が審議テーマとして諮問されたことを受け、道州制の検討に当たっては、国と地方の役割分担を明確にし、国から地方へという地方分権改革の理念を踏まえ、国民的議論を展開しながら幅広く検討すべきであること、大都市制度のあり方の検討に当たっては、都市の規模・能力に応じた権限移譲が進められるべきであるが、その権限と役割分担については都道府県の意見を十分踏まえることの二点について、政府において検討するよう要望した。

平成十六年十一月八日には、地方制度調査会第三回総会が開かれ、「道州制に関する論点メモー専門小委員会における調査審議経過」が取りまとめられ、小泉総理大臣に提出されたが、その中では「国と地方の役割分担の見直し」が主要な観点の一つとして取り上げられ、新たな広域自治体として「道州制」の導入について検討する必要があるとした上で、道州は明確に「地方公共団体」と位置付け、連邦制を制度改革の選択肢とすることは適当ではないとしている。また、大都市制度のあり方に関する具体的な議論は、平成十七年二月十八日の第十五回専門小委員会からスタートしたが、同小委員会において、地方公共団体代表と意見交換が行われた。

第二十八次地方制度調査会は、三十八回の専門小委員会、五回の総会において「道州制のあり方」を審議した。本会は、この審議過程で平成十七年十一月二十一日と翌十八年二月十四日の二度にわたり、「第二十八次地方制度調査会における「道州制のあり方」の審議内容に対する意見」の提出を行った。

平成十七年十一月二十一日の意見は、道州制導入の検討を進めるに当たって留意されるべきこととして、①めざすべき「この国のかたち」を国・地方併せて一体的に示すこと ②道州制導入の必要性に関して議論を深め、分かりやすく提示すること ③枠組みを先行させた議論を行わないこととし、道州の制度設計において留意されるべきこととして、①道州制を構成する道州を地方公共団体として明確に位置づけること ②国と地方の役割分担を

明確化し、地方の自治立法の範囲を拡大するとともに、地方に対する国の過剰な関与を排除すること ③市町村の役割・権限の強化を図る方策を検討すること ④道州が担う役割に相応しい税財源が必要であること ⑤道州の議決機関と執行機関のあり方は検討すべき課題であることを内容としている。

また、平成十八年二月十四日の意見は、第二十八次地方制度調査会の第三十六回専門小委員会で提示された「総括論点整理」をもとに再度提出したもので、①道州制の導入が国民にもたらすメリットや課題を明確に示すこと ②中央省庁や地方支分部局の解体再編も含めて役割分担を見直し、中央政府と地方公共団体の一体的な制度設計を検討すること ③地方の自治立法の範囲を拡大するとともに、国の過剰な関与を排除するための具体的な措置を検討すること ④道州が担う役割を果たすために必要な自主性・自立性の高い税財政制度を検討するとともに、道州間・市町村間の適切な財政調整制度の設計についても検討すること ⑤市町村の役割や権限の強化を図る具体的な方策についても検討すること ⑥三バターンの道州の「区域例」が「道州のあるべき姿」の提示ととられることのないようにすること。道州の区域については、国において一方的に区域を絞り込むことのないようにすることを内容としている。

こうした本会の意見等を踏まえ、第二十八次地方制度調査会は、平成十八年二月二十八日に「道州制のあり方に関する答申」を取りまとめた。この中で、「広域自治体改革を通じて国と地方双方の政府を再構築し、新しい政府像の確立を目指すものとして、道州制の導入が適当」とされ、また、「答申を基礎として、今後、国民的な論議が幅広く行われることを期待する」とされた。

なお、この答申で初めて、およそ一千万人口規模で日本を九・十二・十三のブロックに分ける道州制案が示された。

また、大都市制度に関しては、同じく第二十八次地方制度調査会において検討がなされ、平成十七年十二月九日にまとめられた「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」の中で「大都市制度に関しては、国と地方の役割分担を見直し、指定都市、中核市、特例市等の都市の規模・能力に応じた事務権限の移譲が進められるべき」とされた。

こうした道州制の議論が進む中、平成十六年八月二十六日には、都道府県自身が、道州制の制度の適否を含め、広域的な地方公共団体の在るべき姿を研究・検討することを目的に梶原会長直属の研究会として「道州制研究会」（座長 木村良樹和歌山県知事）が設置され、平成十七年三月三十一日、平成十六年度における議論を基に、「道州制研究会における審議経過」を整理し、会長に報告された。

道州制研究会は平成十七年三月三十一日に廃止され、本会は、道州制を含む広域自治体のあり方に関する諸問題について協議し、適切な対策を推進することを目的に同年七月四日に「道州制特別委員会」（委員長 木村良樹和歌山県知事）を設置した。

平成十八年六月一日には、第七回道州制特別委員会において、「分権型社会における広域自治体のあり方」を取りまとめた。このあり方は、道州制を含むこれからの広域自治体のあり方について、現時点での考え方を整理したもので、①国と地方のあり方を同時・一体的に改革する新たな地方制度として「道州制」を導入する必要 ②国は外交、防衛、司法等を重点的に担い、内政は原則自治体が担う。③住民生活に関わるサービスは市町村が総合的に担い、広域自治体は広域的行政ニーズや高度技術や専門性を必要とする行政ニーズを担うことが基本とし、付記意見として、現時点で道州制を導入する必要があるとの結論を出すのは時期尚早。国のかたちはどうあるべきかの議論が必要。道州制導入の必要性や課題、デメリットを十分検証する必要があるとしている。

なお、平成十八年十一月九日の第八回道州制特別委員会において、石井正弘岡山県知事が同委員会の新委員長に選任された。

同年十一月十日には、本会の石井道州制特別委員会委員長（岡山県知事）が、衆議院内閣委員会に参考人として出席し、「道州制特区推進法案」の審議について意見陳述を行い、法案の早期成立を訴えた。

また、同年十二月十三日、「道州制特別地域における広域行政の推進に関する法律」（道州制特区推進法）が、国会において可決成立したことを受けて、麻生会長は、法の成立に謝意を表すとともに、「特に、道州制が地方分権を推進するものとして明確に位置付けられたこと、道州制特別区域基本方針（閣議決定）について、特定広域団体が案を添えて変更を提案できるようにしたことなど、地方分権推進に向けてのステップになるものと考えている。今後、更なる権限移譲や運用の改善等について、さらに国に対して働きかけてまいりたい」旨のコメントを発表した。

平成十九年一月十八日には、全国知事会議を開催し、平成十八年十二月十八日の第九回道州制特別委員会で協議された「あるべき道州制の姿（案）」について、石井道州制特別委員会委員長（岡山県知事）から説明の後、同案について協議し、表題等修正の上「道州制に関する基本的考え方」として取りまとめた。

その中では、道州制の議論にかかわらず、まず、第二期地方分権改革を着実に推進することとし、道州制の基本的な考え方を示すことによって、道州制に対する本会の立場を明らかにするとともに、政府や政党をはじめとする関係機関に対し道州制の検討に当たっての課題を提示した。

なお、道州制の基本原則として次の七項目を掲げている。

① 道州制は地方分権を推進するためのものでなければならない

- ② 道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、地方自治体は道州と市町村の二層制とする
  - ③ 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方が一貫して担うことで、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものでなければならぬ
  - ④ 役割分担の明確化に当たっては、事務の管理執行を担っている「地方支分部局」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央省庁」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならぬ
  - ⑤ 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な条例制定権を確立しなければならない
  - ⑥ 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない
  - ⑦ 道州の区域については、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、枠組の議論ばかり先行させるのではなく、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定しなければならない
- 今後は、道州制特別委員会にプロジェクトチームを発足させ、道州制の組織・自治権や税財政制度などの課題について検討を進めることとなった。

(参 考)

道州制に関する基本的考え方

平成十九年一月十八日  
全国知事会

一 はじめに

これまで我が国は、国が大きな権限や財源を持つ中央集権型の行政システムの下で、急速な近代化と経済成長を成し遂げてきたが、その中で都道府県は、法的地位等の変容を経ながらも、明治期以来約百二十年の長きにわたり、その構成と区域を維持し、広域の地方自治体として、大きな役割を担ってきた。

成熟社会を迎え、量的な拡大よりも質的な充実に対する住民ニーズが高まる中、個性豊かで活力に満ちた地域を創造し、我が国の一層の発展を図っていくためには、現在の硬直化した画一的な中央集権型システムを改め、自己決定・自己責任の原則の下、地方が真に自立した地方分権型の行政システムを確立することが求められている。

このような地方分権改革の流れの中で、近年、市町村合併が大きく進展する一方、都道府県の区域を越える広域行政課題の増大等、都道府県を取り巻く社会経済情勢が大きく変化し、分権改革の担い手としての広域自治体のあり方が問われている。このことは、長い歴史を持つ都道府県のあり方にかかわり、住民生活や地域経済にきわめて大きな影響を及ぼすことになる。

そのため、国・地方の双方が積極的に情報発信し、国民の理解を得ながら、これからの国と広域自治体のあり方について議論を進めていかなければならない。今後さらに地方分権を進め、真の分権型社会を実現するためには、単に広域自治体である都道府県だけの問題にとどまることなく、国と地方の役割分担を抜本的に見直すことにより、中央省庁の解体再編も含めた我が国統治機構全体の改革を行う必要がある。このことが国と地方を通じた効率的な行政システムの再構築による新しい政府像の確立につながるものである。

## 二 道州制の検討に当たっての全国知事会の立場

道州制については、昨年になって、第二十八次地方制度調査会の答申をはじめ、安倍内閣で道州制担当大臣が置かれ、国民的議論の前提となる「道州制ビジョン」策定について検討が始められたほか、自由民主党においても、

道州制調査会が素案の策定に向け議論を開始するなど、国レベルにおいて道州制の導入に向けた動きが本格化してきた。

道州制の検討を進めるに当たっては、国民的な理解を得て、我が国統治機構全体を改革し、地方が真に自立する税財政システムを確立するなど、解決しなければならない大きな課題があるが、現在のところ、道州制の姿について国と地方との間で明確なイメージが共有されておらず、道州制のメリット等に関する検証が十分進んでいないことから、導入を前提とした進め方に慎重な意見があることも事実である。

しかしながら、かつて見られなかったほど道州制の議論が盛り上がりを見せる中、全国知事会は、道州制議論において、正に当事者として、様々な課題について検討を加えながら真摯に議論を重ね、最も積極的に提案していかなければならない立場にある。

言うまでもなく、道州制は、国のかたちの根本に関わるものであり、国と地方双方の政府を再構築し、真の分権型社会を実現するためのものであつて、国の都合による行財政改革や財政再建の手段では決してない。また、道州制の議論にかかわらず、まず第二期地方分権改革を着実に推進しなければならない。

以上の点を踏まえ、ここに道州制の基本的考え方を示すことによつて、道州制に対する全国知事会の立場を明らかにするとともに、政府や各政党をはじめとする関係機関に対し、道州制の検討に当たつての課題を提示しようとするものである。

### 三 道州制の基本原則

道州制の検討に当たつては、以下の基本原則が前提とならなければならない。

一 道州制は地方分権を推進するためのものでなければならない

国と地方自治体双方のあり方を同時・一体的に見直し、一体的に見直し、国から地方への決定権の移譲を実現し、分権型社会における広域自治体に必要な要件を満たす新たな地方制度として「道州制」を検討しなければならない。

二 道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、地方自治体は道州と市町村の二層制とする

道州は、国と市町村の間の広域自治体として、市町村と役割を分担して、主に地域における広域行政を担うものとすべきである。国の出先機関的な性格や国と地方自治体の中間的な性格を持つようなものであってはならない。

三 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方が一貫して担うことで、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものでなければならない

「国と地方の役割分担」を抜本的に見直し、現在国が担っている事務については、外交、防衛、司法など、国が本来果たすべき役割に重点化し、内政に関する事務は、基本的に地方が担うこととすべきであり、このことが、国

と地方の二重行政解消にもつながるものである。

その際、都道府県が担ってきた事務については可能な限り市町村に移管することによって、住民や地域に身近な行政サービスについては、最も身近な基礎自治体が担い、道州は、広域自治体として市町村の区域を越える広域的な事務や高度な技術や専門性が必要な事務等を担うこととすべきである。

四 役割分担の明確化に当たっては、事務の管理執行を担っている「地方支分部局」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央省庁」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならぬ

国と地方の役割分担に基づき、国が果たすべき役割に最もふさわしい中央政府の姿を検討するという観点から、国の事務権限の仕分けを行い、地方支分部局の廃止のみならず、中央省庁の解体再編を含め、地方への権限移譲を検討しなければならない。

また、国から地方への公務員の身分移管の方策についても検討しなければならない。

五 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基  
本的事項にとどめ、広範な条例制定権を確立しなければならない

内政に関する事務について、道州が事務を自主的・自立的に担えるようにするため、国の法令については大綱的

なものに限定するなど、基本的な事項を定めるにとどめ、道州において広範に条例制定ができるようにしなければならない。

六 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならぬ

地方が担う役割に見合った地方税収を確保するため、税体系を抜本的に再構築し、地方の課税自主権を強化する必要がある。

例えば、諸外国の事例を参考にした共有税の導入など、現行の国税と地方税の税目や課税自主権のあり方も含めた抜本的な見直しを行い、可能な限り偏在性が少なく、安定性を備えた地方税体系を構築しなければならない。

道州間の歳入を一定程度均等化するための財政調整制度については、まず、現行の地方交付税がそもそも標準的な行政サービスを全国どの地域においても享受できることを前提とした自治体の財源保障を担うものであることから、これを地方の固有財源として明確に法的に位置づけ、その総額や配分方法については、国と地方において決定する仕組みの導入を検討しなければならない。

さらに、全てを国と地方の垂直的な財政調整で賄っている現行方式に加えて、国からの関与や依存度を縮小するという観点から、一部について、道州間で主体的に財政調整を行う水平的な調整の仕組みを併用することも検討しなければならない。

七 道州の区域については、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、枠組の議論ばかり先行させるのではなく、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定しなければならぬ

道州の区域は、経済的に自立性の高い圏域を形成するという観点や地域の事情を考慮して定めるものとするが、その際、住民が一体感を持つことができるよう地域の意見を反映した区域となるように設定すべきであり、地理的特性や歴史的事情等も考慮すべきである。

なお、道州の区域等の枠組は、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、国において一方的に区域を絞り込むなど、枠組を先行させた議論を行うべきではない。

#### 四 地方分権改革の推進

道州制議論にかかわらず、地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進める必要がある

地方分権改革は、道州制議論にかかわらず当然進められなければならないが、道州制の論議が地方分権改革を停滞さ

せる理由とならないよう、地方分権改革推進法に沿って、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、法令による義務づけの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を一体的に進めなければならない。

五 道州制検討の進め方

一 国と地方が一体となった検討機関の設置が必要である

道州制は、国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。そのため、道州制の検討は政治主導の下で行われるべきであり、地方六団体の各代表者と関係官僚等により構成される常設の「検討機関」を共同して設置し、特に、中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方及び地方の役割、地方自治体の条例制定権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築について議論を進めなければならない。

二 国民意識の醸成が必要である

道州制の検討に当たっては、国民の意識を醸成し、理解を得ることが大きな課題であるが、現時点で、道州制の具体的なイメージについて、また道州制が我が国のあり方や国民生活にどのような変化をもたらすかについて、国民に十分理解されているとは言い難い状況にある。

そのため、国と地方の双方が道州制のメリットや課題について分かりやすく積極的な情報発信を行い、国民的な幅広い議論が行われるよう努めなければならない。

## 六 具体的な検討課題

二で述べた道州制の検討に当たつての全国知事会の立場に沿って、今後具体的な検討が必要と考えられる課題は、次のとおりである。

### ① 国のあり方及び国・道州・市町村の役割分担

国と地方の役割分担を明確化し、国の役割を純化、重点化した場合、立法府のあり方、中央省庁の解体再編、地方支分部局の廃止を含めた国の組織・機構の具体的なあり方、国が担うべき具体的な事務事業のあり方をどうするか。

また、新たな行政需要が生じた場合、国、道州、市町村のいずれが担うかについての調整をどうするか。

### ② 税財政制度のあり方

国と地方の役割分担を踏まえ、自主性・自立性が高く、道州間の大きな財政力格差を生じさせないような税財政制度のあり方及び道州間の財政調整制度のあり方をどうするか。

### ③ 大都市圏との関係

道州制の下での基礎自治体としての大都市のあり方をどうするか。特に、政令指定都市等の大都市制度が現行のままでのよいのか。また、道州と首都圏をはじめとする大都市圏域との関係をどう考えるか。

### ④ 市町村との関係

市町村の役割はどうあるべきか。また、市町村の行財政基盤をいかに強化すべきか。特に、その役割を担いき

れない小規模町村について、その事務の補完のあり方をどうするか。

⑤ 住民自治のあり方

「住民自治」を担保するために、どのような仕組みが必要か。

⑥ 首長・議会議員の選出方法

道州の首長の選出は、どのような方法がふさわしいか。（住民の直接選挙、議会において選出等）

また、道州の議会議員の選出は、どのような制度がふさわしいか。（道州単位の比例代表選挙、道州内をいくつかの選挙区に分割した選挙区選挙等）

⑦ 条例制定権（自治立法権）の拡充・強化

道州が、その担う事務について広範に条例を制定できるようにするためには、どのような課題があるか。条例を我が国の法体系の中でどのように整理すべきか。

⑧ 道州の組織・機構のあり方

道州の内部組織のあり方、行政委員会制度及び議会制度のあり方をどうするか。

（参 考）

府県制の歴史と改革提案の経緯

明治四年 廃藩置県で三府三百六県体制が発足

明治二十一年 三府四十三県の区域が確定

昭和十八年 東京府と東京市が統合、東京都になる

昭和二十一年 府県制改正で北海道を置き、沖縄を分離（昭和四十七年に沖縄復帰）

昭和二十二年 新憲法により民選知事が誕生

昭和二十八年 第一次地方制度調査会発足・府県規模の合理化について道州制と併せて考慮すると答申

昭和三十三年 第四次地方制度調査会が府県の廃止と七く九ブロックの地方への再編を答申。地方長を置き国と

地方自治体の中間団体

昭和四十一年 都道府県合併特例法案を国会に提出、後に廃案となる

昭和四十四年 （地方庁構想）関西経済連合会が道州制を提案。平成元年には道州制を目標とするも当面は国の

出先機関を統合した地方庁を設置し長官には大臣級を当てる。府県は共同体をつくり将来的には地方庁から水平的に権限委譲を受け道州制へ移行（四つのパターンを提案）

昭和四十五年 日本商工会議所は今次の答申とほぼ同内容の道州制を提言

昭和五十七年 八く九の道州で首長は公選、議会は基礎自治体から選出

平成六年 地方自治法改正により府県の広域連合の制度が認められた。

平成十二年 地方分権一括法施行

民主党が衆院選の公約に道州制導入を取り上げる

” ” 自民党が「道州制実現に向けた提案」

平成十五年 第二十七次地方制度調査会が道州制に関する考え方を整理

平成十六年 地方自治法の改正により都道府県の合併について住民投票が不要に。地域自治区制度も新たに制

定

平成十八年 第二十八次地方制度調査会が道州制のあり方を答申

その後、自由民主党道州制調査会において、平成十九年五月三十日に「道州制に関する第二次中間報告」（素案）が示されたが、これを受けて本会は、六月四日に道州制特別委員会を開催し、中間報告素案に対する意見を取りまとめ、六月六日に道州制特別委員会委員長の石井岡山県知事が、自由民主党道州制調査会に対して申入れを行った。その内容は、まず「素案」は、明治以来の中央集権体制から地方分権体制への大胆な転換が急務であるとの認識の下、新たな「国のかたち」を示していくものとして道州制をとらえていることを全体として評価し、また、その基本的認識は本会の「道州制に関する基本的考え方」と大きな相違はないものとしつつ、次の異なる主な論点について意見を述べている。

①道州と国の役割分担について

言うまでもなく、道州制は、国のかたちの根本に関わるものであり、補完性の原理に基づき、国と地方双方の政府を再構築し、真の分権型社会を実現するものでなければならぬ。

従って、道州制の検討に当たっては、中央省庁の再編による「国のかたち」を示すことが先であり、道州と国の役割分担の原則は、地方支分部局だけにとどまらず、「中央省庁の解体再編」が記述されるべきである。

また、内政に関する事務は基本的に地方が一貫して担うという我々の立場から見ると、「素案」で述べる道州と国の役割分担の原則には、国家の役割を安易に強調した議論が随所に見受けられ、そのため、交通・社会資本整備をはじめとして不明確で曖昧な部分が多く、国と地方の二重行政解消の観点から、強く懸念されるところである。

②道州制における税財政制度について

道州制における税財政制度に関しては、国から地方への税源移譲項目として消費税を対象としていないが、地方財源の充実強化と偏在是正には地方消費税の充実が最優先の課題である。また、国・地方間の財政調整として「シビル・ミニマム交付金」と称する新たな国からの交付金の創設を提案しているが、このような国庫補助金類似の交付金の創設は、地方の自由度・裁量性を高めることに繋がらず、これらは、いずれも地方分権推進の観点から大いに問題があるのではないかと考える。

さらに、将来（第二段階）においては道州間の財政調整システムも廃止するとしている点については、道州間の税財源の偏在がある中で、現実的でないと考ええる。

### ③道州制論議の今後の進め方について

道州制の検討に当たっては、国民の意識を醸成し、理解を得ることが大きな課題であり、現時点で、道州制の具体的なイメージについて国民に十分理解されているとは言い難い状況にある。

自由民主党道州制調査会におかれては、我々が示した疑問点に対する答えを国民に明らかにし、国民的な幅広い議論を起こしていただくなど、真に地方分権の進展に寄与する道州制論議に向けた今後の検討に期待するものである。

その後、自由民主党道州制調査会は、平成十九年六月十四日に「道州制に関する第二次中間報告」を取りまとめ、同月十九日に党政審・総務会に報告されたが、これについても本会は、同日、税財政制度及び議論の今後の進め方について、六日の申入れと同様の麻生会長名のコメントを発表した。

## 第二節 地方税財政

### 一 法人事業税への外形標準課税導入の問題

(平成九年)

平成九年十二月十六日、政府税制調査会は、「地方の法人課税については、平成十年度において、事業税の外形標準課税の課税を中心に総合的な検討を進めることが必要」との「平成十年度の税制改正に関する答申」を行った。

また、十二月十七日に決定された自由民主党の平成十年度税制改正大綱においても、「法人事業税の外形標準課税の検討を急ぐこととする。」と初めて明記された。

これらにより、今後政府・与党において一年程度かけて法人事業税の外形標準課税の検討を議論し、結論を得ていくこととされた。

(平成十年)

政府税制調査会は、平成十年四月に地方法人課税小委員会を設置し、法人事業税の外形標準課税の導入について検討を行った。

一方、七月に発足した小渕内閣においては、景気に最大配慮した恒久的な減税についての方針が示されるとともに、現下の経済情勢にかんがみ、平成十一年度税制改正には法人事業税の外形標準課税の導入は見送ることとされた。

十二月十六日の政府税制調査会は、「地方分権の推進に資するものであること、応益課税としての税の性格の明確化につながることで、税負担の公平化に資すること等の観点から早急にその方向性を示すべく、検討を進める必要があると考える。そのため、引き続き、地方法人課税小委員会を中心に、法人事業税に外形標準課税を導入することについて、具体的な外形標準のあり方や税制などの簡素化の工夫、企業経営や雇用への影響などの諸課題を含めて、精力的に検討を進める」との「平成十一年度の税制改正に関する答申」を行った。

さらに、「自由民主党の税制改正大綱（十二月十六日決定）」でも、「法人事業税の外形標準課税の導入について、早急に結論を得るべく引き続き検討を進めることとする」とされた。

（平成十一年）

政府税制調査会の地方法人課税小委員会は、平成十一年七月、報告を取りまとめた。同報告では、法人事業税の外形標準課税について、税収の安定化を通じて地方分権の推進に資すること、応益課税としての税の性格の明確化や税負担の公平性の向上が図られること等から、できるだけ早期にその導入を図ることが望ましいとした上で、具体的な外形基準として、①事業活動によって生み出された価値 ②給与総額 ③物的基準と人的基準との組合せ ④資本等の金額の四つの類型を提示し、また、改革に伴う諸課題についても併せて言及している。

また、政府税制調査会の平成十二年度税制改正に関する答申（十二月十六日）では、「外形標準課税の導入は、地方税のあり方として望ましい方向の改革であり、景気状況等を踏まえつつ、できるだけ早期にその導入を図ることが望ましいと考える。そのため、望ましい外形基準として、小委員会報告に示された四つの類型（事業活動価値（仮称）、給与総額、物的基準と人的基準の組合せ、資本等の金額）を中心に、具体的な課税の仕組みや外形標準課税の導入に伴う税負担の変動、中小法人の取扱い、雇用への配慮、適切な経過措置など導入に当たっての諸

課題等について、当調査会として、引き続き、導入に向けた具体的な検討を進めていく」としている。

自由民主党の税制改正大綱（十二月十六日）でも、法人事業税への外形標準課税の導入は、「地方税として望ましい方向の改革である。したがって、今後、中小法人の負担に十分配慮しつつ、①具体的な外形基準の仕組み ②外形基準と所得基準との併用 ③急激な税負担の変動への対応、簡素化の工夫など導入に伴う留意事項等を具体的に検討し、景気状況等も勘案しつつ、早期の導入を目指す」としている。

（平成十二年）

こうした政府及び自由民主党の法人事業税外形標準課税導入の動きに対応して、本会は、平成十二年一月十四日に地方制度調査委員会に法人事業税外形標準課税導入検討会を設置した。検討会は、地方分権の時代に相応しい法人事業税のあり方について、自らの考え方の取りまとめに自主的に取り組み、その早期導入を目指すため、全国知事会規約第三十条に基づき、地方制度調査委員会の専門員（構成都道府県の総務部長）により構成された。第一回検討会は同十四日に開催され、座長に兵庫県の金澤総務部長が選出されるとともに、検討課題、検討スケジュール等の検討会の進め方について論議された。

二月二十三日には、第二回法人事業税外形標準課税導入検討会を開催し、先に実施した各都道府県へのアンケートの調査結果が報告されるとともに、この結果及びその際に各県から示された意見等を踏まえ当面の検討を進めること、並びにこの考え方に基づき、①税負担の激変緩和等のための経過措置 ②中小法人に対する配慮等 ③政府税制調査会地方法人課税小委員会報告における外形基準の四つの類型それぞれの長所、短所等について当検討会幹事及び全国地方税務協議会に検討を依頼することなどが決定された。

本会は、二月二十一日、東京都が法人事業税について新しい課税方針を示したのを契機に、外形標準課税の問題

が注目され、国会をはじめ関係各方面において論議が深まる中、法人事業税への外形標準課税の早期導入について、急ぎよ、中小法人の税負担にも配慮しつつ、「法人事業税への外形標準課税の早期導入に関する要望」を取りまとめ、土屋会長が内閣総理大臣をはじめ政府、自由民主党の関係要路に対し、要望活動を行った。

さらに、六月二十七日に行われた地方制度調査委員会では、検討会から検討結果について報告がなされ、この報告をもとに、委員会としての考え方を「法人事業税外形標準課税のあり方について」として取りまとめ、七月十八日開催の全国知事会議に報告することとした。

なお、同日、地方制度調査委員会委員長である貝原兵庫県知事が政府税制調査会の加藤会長、松本会長代理、石法人課税小委員会委員長に委員会として取りまとめた「法人事業税の外形標準課税のあり方について」を説明し、その実現を要望した。

七月十四日に発表された政府税制調査会の「わが国税制の現状と課題——二十一世紀に向けた国民の選択と課題——」においては、法人事業税への外形標準課税導入について、「地方分権を支える安定的な地方税源の確保」「応益課税としての税の性格の明確化」「税負担の公平性の確保」「経済の活性化、経済構造改革の促進」の四つの意義を柱として、外形基準についての具体的な検討を行い、「事業活動価値（仮称）」「給与総額」「物的基準十人的基準」「資本等の金額」の中で「事業活動価値」が理論的に最も優れているとした。

さらに、中小法人の税負担等への配慮の必要性にも言及し、導入の時期については「景気の状態等を踏まえつつ、早期に導入を図ることが必要」とされ、概ね本会の考え方に沿った方向性が示されたことから、土屋会長から、「今後、この基本的な方向に沿っての一日も早い実現を要望する」旨の談話を発表した。

導入に向けての全国的な気運の高まりの中で、平成十二年七月十八日の全国知事会議（兵庫県津名郡東浦町）で

は地方制度調査委員会からの報告を受け、全国知事会としての「望ましい法人事業税外形標準課税のあり方」を取りまとめ、「法人事業税への外形標準課税の早期導入に関する緊急要望」を決定した。

法人事業税への外形標準課税の早期導入に関する緊急要望

全国知事会は、法人事業税への外形標準課税の導入について、応益課税としての性格を明確にし、都道府県の税収の安定化に資する等の観点から、全国的な制度として導入すべきであるとして、これまでも長年にわたり要望してきたところである。

一方、地方分権が実施段階を迎え、地方税のあり方についても見直しが求められている中、本会としても、この課題について自らの考え方をとりまとめるべく検討作業を行ってきたところ、今般、別紙「望ましい法人事業税外形標準課税のあり方」として意見集約がなされたところである。

国においては、この趣旨を踏まえられ、外形標準課税の早期導入を図られるよう、ここに重ねて強く要望する。

平成十二年七月十八日

全国知事会

(別紙)

望ましい法人事業税外形標準課税のあり方

一 導入の趣旨

応益課税としての税の性格の明確化、税負担の公平性の確保、地方税源の安定的な確保等の観点から、すべて

の法人に対して薄く広く課税することを基本とし、地方税法の改正による全国的な制度として、外形標準課税を導入する。

## 二 具体的な外形基準

具体的な外形基準は、法人の事業活動規模を最もよく反映する「事業活動価値」が最も望ましい。

## 三 所得基準と外形基準の併用

税負担の変動を考慮し、税負担能力に配慮する等の観点から、当面、所得基準と外形基準を五：五の割合で併用する。

## 四 税率

なお、(五)の激変緩和措置の経過後、できるだけ速やかに外形基準のみによる課税とするべきである。

応益課税という本来の性格に基づき、できるだけ薄く広く課税し、併せて税収の安定化に資するものであることから、次の率を基本とする。

- ・ 外形基準の税率法人事業税収の二分の一を外形基準の総額で除することによって算出した率
- ・ 所得基準の税率現行法人事業税率の二分の一

## 五 税負担の変動への対応

導入初期段階における激変緩和を図るため、導入後四年間の経過措置を設ける。

## 六 中小法人への配慮

資本金額等が一定規模以下の中小法人を対象に、軽減税率等による軽減措置を講ずる。

## 七 ベンチャー企業等への配慮

ベンチャー企業等への配慮は、他の政策的な配慮と併せて検討する。

#### 八 実施時期

平成十三年度税制改正により制度を創設し、景気状況等に配慮しつつ、制度創設後速やかに実施する。

#### 九 税率等の特例

制度創設にあたっては、税率等について各都道府県がそれぞれの実情を踏まえた運用を行えるような仕組みを設けるべきである。

七月十八日の全国知事会議で決議された「法人事業税への外形標準課税の早期導入に関する緊急要望」の実現方について要請するため、七月二十五日、本会の地方制度調査委員会委員長である貝原兵庫県知事が自由民主党三役及び同党政務調査会関係部会長、関係議員に対し、強く働きかけを行った。

さらに、九月から十月にかけて、平成十三年度税制改正作業を前にした自由民主党税制調査会等への要望書提出に当たって、外形標準課税の平成十三年度からの導入を要望した。

また、外形標準課税の導入が単に都道府県だけの問題ではないという観点から、地方自治確立対策協議会としても緊急要望を行うこととし、十一月二日には、自由民主党地方行政部会・地方制度調査会・指定都市問題調査会・地方自治関係団体合同会議において、平松大分県知事が、さらに、同月八日には、土屋会長から関係国会議員に、また、関係都道府県知事からは、地元選出国會議員にそれぞれ緊急要望を行った。

十一月二十一日には、自治省から平成十三年度からの制度の導入を目指して外形標準課税の導入の具体案が示され、与党三党（自由民主党、公明党、保守党）及び政府税制調査会においては平成十三年度税制改正に向けて活発

な議論が展開された。

本会は、長年の要望活動の中で国から具体案が示されたのは初めてであること、その内容が本会の内容に沿ったものであることから、翌二十二日に開催された「地方税財源拡充強化全国大会」（地方自治確立対策協議会主催）後の内閣官房長官、自治大臣、与党役員等への要望活動の際、土屋会長から具体案の実現方について強く要望する旨の申入れを行った。

結果的には実現には至らなかったが、十二月の政府、与党税制調査会等の場において具体案をめぐり活発な議論が行われ、与党の税制改正大綱や政府税制調査会の年度答申において、「早期導入を図る。」とされ、平成十一年に比べ早期実現に向けての論議が大きく進展した。

（平成十三年）

七月十八日開催の全国知事会議（福島県郡山市）において、「平成十四年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」を決定し、「都道府県税において重要な地位を占める法人事業税について、中小法人等の税負担に配慮しつつ、全国的な制度として外形標準課税を導入すること」を提案するとともに、平成十四年度税制改正において法人事業税への外形標準課税の導入の実現を図るよう「法人事業税への外形標準課税の早期実現に関する緊急要望」を決定した。八月八日には、谷本石川県知事が内閣、自由民主党に対し要請を行った。

八月二十八日には、自由民主党総務部会・地方行政調査会等合同会議において、本会副会長の中沖富山県知事はじめ地方六団体の代表が、平成十四年度税制改正要望として、法人事業税への外形標準課税の導入等について意見陳述、要請を行った。

また、地方六団体で組織する地方自治確立対策協議会では、九月十二日と十一月二十一日の二回にわたり、「地

方税財源充実確保（緊急）全国大会」を開催した。

九月十二日には、「地方税財源充実確保に関する緊急決議」を、また、十一月二十一日には、「地方税財源充実確保に関する決議」を採択し、いずれも土屋会長はじめ地方六団体の代表が法人事業税への外形標準課税の平成十四年度導入等について、関係要路に要望を行った。

翌九月十三日には、総理官邸で、政府主催全国都道府県知事会議が開催され、土屋会長が内閣総理大臣に対し、地方税財源の拡充強化、法人事業税への外形標準課税の導入等について要望した。

さらに、十月十八日には、民主党税制調査会に西川福井県副知事が出席し、外形標準課税の早期導入をはじめとする来年度税制改革について要望した。

十一月に入ると、前年の十一月に示された旧自治省の具体案をもとに、各方面から寄せられた意見を踏まえ、総務省の改革案が示されたことから、平成十四年度税制改正に向けて、政府税制調査会等においては、総務省の改革案を中心に活発な議論が行われた。

十一月二日には、自由民主党地方行政部会・地方制度調査会・指定都市問題調査会・地方自治関係団体委員会との合同会議に平松大分県知事が出席し、法人事業税への外形標準課税の早期導入など来年度税制改正について要望した。

なお、十一月二十九日には、自由民主党地方行政小委員会に柿本奈良県知事、木村青森県知事、堀北海道知事、鈴木埼玉県副知事が出席し、総務省から示された外形標準課税の改革案について、平成十四年度税制改正において実現を図るよう要望した。

政府税制調査会の平成十四年度税制改正に関する答申（十二月十四日）では、総務省の改革案について、「法人

事業税全体に占める報酬給与額に係る部分の割合が大幅に下がる」こととなり、「また、大法人と中小法人との税負担割合を変えずに税率が一本化され、『雇用安定控除』も不要となるなど、担税力に配慮しつつ、課税の仕組みが簡素化されており、『薄く、広く、公平な課税』という考え方を堅持しつつ、各方面から寄せられた意見を取り入れて、工夫された案となっている。」とし、「課税の不公平の是正、税収の安定化を図るとともに、努力した企業が報われる税制の確立、真の地方分権の実現に資するため、早期に導入すべきである。」とされた。

また、与党三党（自由民主党、公明党、保守党）の税制改正大綱（十二月十四日）では、「応益課税としての事業税の性格を明確にし、地方公共団体には、地方分権を支える安定的な地方税源を保障するものとなる等、地方税として望ましい方向の改革である。」とし、「今後、各方面の意見を聞きながら検討を深め、具体案を得た上で、景気状況等も勘案しつつ、平成十五年度税制改正を目的にその導入を図る。」こととされた。

平成十四年度税制改正においては、外形標準課税を導入することはできなかったが、与党三党の税制改正大綱において導入目標年次が示されたことは非常に大きな前進であった。

（平成十四年）

七月十八日開催の全国知事会議（沖縄県名護市）において、「平成十五年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」の中で、「法人事業税への外形標準課税の導入について、地方分権を支える基幹税の安定化とひいては経済の活性化を図るため、中小法人等の税負担に配慮しつつ、全国的な制度として平成十五年度税制改正においてその導入を図ること」を提案するとともに、「外形標準課税の平成十五年度導入に関する緊急決議」を併せて承認し、七月二十六日に土屋会長が小泉総理大臣をはじめとした関係閣僚等に要請を行った。

また、七月二十三日には柿本奈良県知事が関係国会議員に要請活動を行い、七月三十日には副会長の栗田福井県

知事、増田岩手県知事、加戸愛媛県知事が関係国会議員等に要請を行った。

外形標準課税の平成十五年度導入に関する緊急決議

全国知事会は、法人事業税への外形標準課税の導入について、広く薄く公平に受益に応じた負担を求める観点から、また、地方分権を支える基幹税の安定化と経済の活性化のため、中小法人等の税負担に配慮しつつ、全国的な制度としての導入を長年にわたり要望してきたところである。

昨年末における与党三党の税制改正大綱及びこのたび閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇二」において、平成十五年度導入への方向が示されるとともに、政府税制調査会が取りまとめた「あるべき税制の構築に向けた基本方針」においても、早急に導入すべき旨の答申がなされるなど、法人事業税への外形標準課税の導入の必要性が一層強く示されている。

よって、都道府県の基幹税である法人事業税への外形標準課税の導入を、是非とも、平成十五年度税制改正において実現すること。

平成十四年七月十八日  
全国知事会

このように数次の要請活動を行ったが、とりわけ、自由民主党税制調査会での本格的な審議が始まった十一月中旬以降は、各都道府県ごとの地元選出国会議員への要請とともに、ブロック単位で税制調査会幹部に対する要請を行い、さらに、十一月二十一日開催の「地方税財源充実確保全国大会」及び十二月五日に開催した「地方税制改正

に関する緊急集会」においても、外形標準課税の導入について緊急決議の上、土屋本会会長はじめ地方六団体の代表が関係要路に要請を行った。

十二月十三日、与党三党（自由民主党、公明党、保守党）の平成十五年度税制改正大綱において、資本金一億円超の法人を対象として、外形基準の割合を四分の一、従来の所得課税を四分の三とする外形標準課税制度を創設し、平成十六年度から適用することが決定され、平成十五年二月七日、外形標準課税制度の導入を含む「地方税法等の一部を改正する法律案」が第百五十六回通常国会に提出された。

なお、十二月十三日、与党三党の「平成十五年度税制改正大綱」において、外形標準課税の導入が決定されたことに伴い、同日、会長談話を発表した。

外形標準課税の制度化を含む「地方税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法施行令等の一部を改正する政令」は、平成十五年三月に公布され、翌十六年四月一日から施行されている。

## 二 公営企業金融公庫改革

公営企業金融公庫については、平成十三年十二月の特殊法人改革推進本部・行政改革推進本部合同会議で策定された「特殊法人等整理合理化計画」（平成十三年十二月十九日閣議決定）において、事業内容や組織形態について抜本的な検討を行うとされ、平成十四年度初めに検討を開始し、その検討結果を踏まえて、内閣としてできるだけ早い時期に結論を得るとされた。本会はこれに先立ち、外形標準課税の導入と同様に、平成十三年九月十二日開催

の「地方税財源充実確保緊急全国大会」（地方自治確立対策協議会主催）において、公営企業金融公庫の存続を前提として、「地方公共団体が公共料金の抑制を図りつつ社会資本整備を進める上で不可欠であるので、引き続き公営企業金融公庫による長期低利の資金供給のしくみを確保する」旨の「地方税財源充実確保に関する緊急決議」を行った。

さらに、平成十四年十一月二十一日開催の「地方税財源充実確保全国大会」（地方自治確立対策協議会主催）において、「地方公共団体が公共料金の抑制や財政負担の軽減を図りつつ社会資本整備を進める上で、民間金融機関において対応困難な長期低利の資金を、民間金融市場からの資金調達を通じて地方公共団体に供給する公営企業金融公庫の仕組みを堅持する」旨の「地方税財源充実確保に関する決議」を行った。

平成十四年十二月十三日、経済財政諮問会議において「政策金融改革について」が決定され、「政策金融機関八機関については、現行政策金融機関が有する資源にも配慮しつつ、廃止、民営化を含めて、組織のあり方を検討し、平成十九年度末までに現行の特殊法人形態は廃止する。国として必要な政策金融機能を担う後継組織については大胆に統合集約化を進める」とされた。

平成十七年に入り、十一月二十九日には、経済財政諮問会議において「政策金融改革に関する基本方針」が取りまとめられ、同日、政府・与党合意として「政策金融改革について」が決定された。

「政策金融改革に関する基本方針」では、公営企業金融公庫分野について「地方公共団体の共同債券発行機能であり、政策金融スキームで行う必要はなく、撤退することとされ、新組織のあり方として現行公営企業金融公庫を廃止し、資本市場等を活用した仕組みに移行することとされた。

「政策金融改革について」では、公営企業金融公庫については、必要な財政基盤を確保する等廃止に向けた一定

の移行措置を講ずることとされた。

また、平成十七年十二月九日に閣議決定された「政策金融改革推進本部の設置について」に基づき、政策金融改革を円滑かつ着実に実施するため、内閣に政策金融改革推進本部が設置された。

平成十八年六月十三日、地方六団体は、竹中総務大臣、中馬行革担当大臣に対し、公営企業金融公庫廃止後の地方自治体の資金調達の仕組みについて、地方自らが主体となり資金調達を行う仕組みの構築等を要請した。

平成十八年六月二十七日には、「政策金融改革に係る制度設計」が政府の政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部において決定された。

この中で、公営企業金融公庫の廃止及び廃止後の新たな仕組みのあり方については、①公営企業金融公庫は、平成二十年度に廃止する。②地方公共団体は共同して、資金調達のための新組織を自ら設立する。③同組織は、個々の地方公共団体の資金調達の環境整備を行うとともに、必要に応じて債券発行により資金調達を行い、個々の地方公共団体に貸付けを行う。④公営企業金融公庫が保有する既往の資産・負債は、デューデリジェンスに基づき適切に同組織に移管・管理する。⑤公営企業金融公庫の財政基盤の活用等により、新しい仕組みの下で、財政力の弱い地方公共団体の資金調達に係るセーフティネットを構築する。このセーフティネットについては、同組織を活用する等により地方公共団体が主体的に運営する。⑥国は、必要な法制度を整備するとされた。

一方、本会では、「政策金融改革に係る制度設計」を踏まえ、平成十八年八月十日、地方分権推進特別委員会に「公営企業金融公庫改革小委員会」（委員長 伊藤鹿児島県知事）を設置して、公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みについて検討を開始した。

平成十八年八月十日の第一回小委員会では、主な論点や実務家チームの設置について、九月十三日の第二回小委

員会では、実務家チーム会議の中間取りまとめの報告、公営企業金融公庫廃止後の新組織に対する非課税措置についてそれぞれ協議を行った。

十月三日の第三回小委員会では、「公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みについて（制度設計骨子案）」について協議の上、小委員会としての取りまとめを行った。

制度設計骨子案については、本案の案とした後、地方六団体として取りまとめを行い、総務大臣をはじめ政府関係要路、与党の全国会議員に対し、それぞれ要請を行った。

平成十九年二月二十日には、地方六団体の「地方公営企業金融機構設立準備委員会」（委員長 伊藤鹿児島県知事）の第一回会合を開催し、総務省から、第六十六回通常国会に提出予定の「地方公営企業等金融機構法案」について、渡邊雄司公営企業金融公庫総裁から現組織の概要等についてそれぞれ説明を受けた後、平成二十年十月の新機構スタートに向けた検討項目、スケジュールについて意見交換を行った。

「地方公営企業等金融機構法案」は、二月二十三日に閣議決定されて国会に提出され、五月二十三日に可決、成立し、五月三十日に公布・施行された（公営企業金融公庫法廃止に伴う経過措置等に関する規定については平成二十年十月一日施行）。

六月二十八日、地方公営企業等金融機構への出資について検討を進めていた地方公営企業金融機構設立準備委員会は、応益性を考慮した貸付残高、応能性を考慮した標準財政規模を基本として、出資総額百六十六億円、うち都道府県六十四億円、市九十一億円、町村十一億円の出資、都道府県及び指定都市で出資総額の五十五％程度を確保することなどで合意した。同日、本会の公営企業金融公庫改革小委員会はこの合意を踏まえ、各都道府県ごとの出資額の案を決定し、七月六日の地方分権推進特別委員会、七月十二日の全国知事会議において協議の上、原案どお

り決定した。

### 三 各年度の地方税財政対策

(平成九年度)

我が国の財政を取り巻く環境は大きく変化し、危機的状况にあり、財政の再建は喫緊の課題となっていたため政府・与党は、平成九年一月に「財政構造改革会議」（議長橋本総理大臣）を設置し、三月には「財政構造改革五原則」を決定し、あわせて、各分野における改革と縮減の具体的方策を議論するに当たつての基本的考え方①当面の目標を二〇〇三年度とし、財政健全化目標（財政赤字対GDP比三%、赤字国債発行ゼロ）の達成をめざす②二十世紀中の三年間を「改革集中期間」と定め、「一切の聖域なし」で、歳出の改革と縮減を進める等が示された。

同会議は、その後の検討を経て、六月三日に「財政構造改革の推進方策」をとりまとめ、政府は、これを踏まえて同日、「財政構造改革の推進について」を閣議決定し、その後、第百四十一国会において「財政構造改革の推進に関する特別措置法」が十一月二十八日成立、十二月五日公布・施行された。同法においては、地方財政の健全化を図るため、財政構造改革に関する地方公共団体の責務、地方公共団体に対する行財政上の措置、地方一般歳出抑制等のための措置（平成十年度の地方財政計画における地方一般歳出の額が平成九年度を下回るよう必要な措置を講じる等）も規定された。

平成十年度の地方財政対策は、「財政構造改革の推進に関する特別措置法」に沿って、一般歳出の伸びマイナス

一・六%、投資的単独事業マイナス四・〇%等の徹底した歳出の抑制が図られたものの、それでもなお通常収支約四兆六、五〇〇億円の不足が見込まれ、地方交付税の補てん措置約二兆七、六〇〇億円と財源対策債の発行約一兆八、九〇〇億円により補填されることとなった。

また、地方財政が平成八年度以降三年連続して地方交付税法第六条の三第二項の規定に該当するという状況を踏まえ、改革集中期間における地方交付税特別会計における借入金償還を平成十三年度以降に繰り延べるとともに、集中改革期間は原則として財源不足のうち地方交付税対応分について国と地方が折半して補てん措置を講じる等の制度改正が実施されることとなった。

なお、平成十年度に特別減税が実施されることとなり、これに伴う地方財政の減収約七、六〇〇億円については、所得税減収に伴う地方交付税の減収一、四〇〇億円を交付税特別会計から補てんし、個人住民税の減収に伴う減収約六、二〇〇億円を減税補てん債の発行により補てんされることとなった。

さらに、特別減税に伴う平成九年度地方財政影響額（地方交付税の減収）約三、一〇〇億円については、平成八年度国税精算等約九〇〇億円と一般会計における加算措置約二、二〇〇億円により補てんされることとなった。（平成十年度）

平成十年度の我が国経済は、長引く景気の低迷から、雇用不安の拡大等一段と厳しい状況を迎え、国はこれに対処するため、公共事業の追加、特別減税等を中心とした二度にわたる経済対策（四・二四 総合経済対策 十六兆円強、一一・一六 緊急経済対策 十七兆円強）を講じるとともに、財政構造改革法の停止を行った。

このような状況から財政的な危機感が強まり、地方自治確立対策協議会では、十月八日に「地方税制の改正に地方の声を！」税制改正問題緊急全国大会」、十二月三日に「地方税財源確保総決起大会」を開催し、政府・国会

等へ強力な要請活動を行った。

① 恒久的な減税対策等

平成十一年度の地方財政対策は、恒久的な減税が実施されることに伴う地方税減収約一兆七〇〇億円と国税減税に伴う地方交付税減収約一兆五、三〇〇億円の合計二兆六、〇〇〇億円の補てんについては、将来、税制の抜本的見直し等が行われるまでの当分の間、次の措置が講じられることとなった。

ア 前者については国のたばこ税移譲約一、一〇〇億円、法人税の交付税率引上げ（三二％↓三二・五％（平年度三五・八％）約五〇〇億円、地方特例交付金の創設約六、四〇〇億円及び減税補てん債二、七〇〇億円で、後者については国と地方が七、六〇〇億円ずつ折半し負担することとなった。

② 通常収支に係る地方財政対策

財源不足額は約十兆三、七〇〇億円となり、財源対策債を過去最大限の二兆二、五〇〇億円、残る八兆一、二〇〇億円を地方交付税の増額で穴埋めすることとなった。

地方交付税の補てんは、国税収入減額に伴う地方交付税の精算額約六、七〇〇億円の平成十二年度以降への繰り延べ、国の一般会計からの加算措置五、五〇〇億円、残る六兆九〇〇〇億円は国と地方がから折半して負担することとなった。

（平成十一年度）

平成十二年度の通常収支における財源不足額は前年度より約五、〇〇〇億円減少したものの、約九兆九〇〇〇億円となり、国の一般会計からの加算措置七、五〇〇、億円残額について国と地方が折半して補てん措置を講じることとなった。また、恒久的な減税に伴う減収額三兆五、〇〇〇億円については、地方税の減収分一兆九、〇〇〇億

円については、ア国のたばこ税の一部の移譲、イ法人税の交付税率引上げ（三二・五％↓三五・八％）、ウ地方特例交付金、エ減税補てん債により補てんし、国税の減収による地方交付税減収一兆六、〇〇〇億円については、国と地方が折半して負担することとなった。

（平成十二年度）

平成十三年度の通常収支における財源不足額は約十兆五、九〇〇億円となり、従来の地方財政対策を見直し、国と地方の役割分担の明確化、国と地方を通じる財政の一層の透明化等を図るため、平成十三年度から平成十五年までの間、交付税特別会計借入金償還を平成十九年度以降に繰り延べ、なお生じる財源不足のうち財源対策債等を除いた残余については国と地方が折半し、地方負担分については特例地方債（臨時財政対策債）（平成十三年度は二分の一は交付税特別会計借入）により補てんされることとなった。

なお、特例地方債の元利償還金はその全額を後年度基準財政需要額に算入することとなった。

恒久的な減税に伴う減収の補てん（三兆四、三三〇億円）については前年度と同様の措置がとられた。  
（平成十三年度）

平成十四年度通常収支における財源不足額は約十兆六、六〇〇億円となり、前年度と同様の措置（特例地方債分は、四分の一を交付税特別会計借入）がとられた。

恒久的な減税に伴う減収の補てん（三兆四、五一〇億円）についても前年度と同様の措置がとられた。  
（平成十四年度）

平成十五年通常収支における財源不足額は約十三兆四、五〇〇億円となり、交付税特別会計借入金を廃止し、地方負担分については全額特例地方債で補てんすることとなった。

恒久的な減税に伴う減収（三兆二、四〇〇億円）については前年度と同様の措置がとられ、新たに講じられることとなった先行減税に伴う減収（七、〇〇〇億円程度）については、地方税の減収二、四〇〇億円は減税補てん債の発行により補てんし、後年度の地方税増収により償還、地方交付税の影響四、五〇〇億円は交付税特別会計借入金により補てんし、後年度の地方交付税原資の増収により償還することとなった。

（平成十五年度）

平成十六年度財源不足額は、通常収支十兆一、七〇〇億円、恒久的な減税に伴うもの三兆三、三〇〇億円、先行減税に伴うもの六、五〇〇億円となり、それぞれ前年度と同様の措置がとられた。

（平成十六年度）

平成十七年度財源不足額は、通常収支七兆五、一〇〇億円、恒久的な減税に伴うもの三兆四、七〇〇億円、先行減税に伴うもの一、八〇〇億円となり、それぞれ前年度と同様の措置がとられた。

（平成十七年度）

平成十八年度財源不足額は、通常収支五兆七、〇〇〇億円、恒久的な減税に伴うもの三兆四〇〇億円となり、それぞれ前年度と同様の措置がとられた。

（平成十八年度）

平成十九年度財源不足額は、通常収支四兆四、二〇〇億円となり、前年度と同様の措置がとられた。恒久的な減税に伴う法人税の交付税率の引上げについては、三四%となった。

（三位一体の改革に係る地方税財政改革については、第三編を参照（十五年度四三八頁、十六年度四五四頁、十七年度四九八頁、十八年度五三五頁、十九年度五八一頁）。

#### 四 地方公共団体の再建法制

平成十八年七月三日総務大臣の私的諮問機関である地方分権二十一世紀ビジョン懇談会から出された「地方分権二十一世紀ビジョン懇談会報告書」において、地方財政に関して「いわゆる」再生型破綻法制<sup>①</sup>の検討に着手し、三年以内に整備すべきである。その際、透明なルールに基づく早期是正措置を講じ、それでもうまくいかなかった場合には再生手続きに入るという二段階の手続きとすべきである。そのため、いわゆる「再生型破綻法制」の制度の概要を今秋までに作成・公表すべきであるとす報告がなされた。

また、同月七日の骨太の方針二〇〇六においても住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組みが促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直す<sup>②</sup>とされた。さらに公会計制度について複式簿記のシステム化の検討を行うなどその整備を促進するとともに、財務書類の公表を迅速化させ分析・活用を図る。地方には国の財務書類に準拠した公会計モデルの導入に向けて、団体規模に応じ、従来型モデルも活用しつつ、計画的に整備を進めるよう要請するとされた。

これを受け同月十三日全国知事会議において、再建法制、公会計制度の改革等について総務常任委員会<sup>③</sup>で有識者を交えて検討を行うことが確認された。

八月二十九日、平成十八年度二回目の総務常任委員会を開催し、再建法制等に関する検討を行うため再建法制等問題小委員会（委員長 石井岡山県知事）を設置し、効率的な委員会の運営上小委員会に作業部会を設けることと

した。

総務省においては、八月三十一日に「新しい地方財政再生制度研究会」が設置され、新しい再生制度の法制化に向けた具体的な枠組みを検討することとなった。

この「新しい地方財政再生制度研究会」が同年十二月に最終報告を取りまとめることとなったことから、再建法制問題小委員会では再建法制について集中的に調査研究し、同年十一月三十日に財政再生制度について当面地方が主張すべき項目を「再建法制に関する中間取りまとめ」として取りまとめ同日総務省へ提出した。

十二月八日「新しい地方財政再生制度研究会」から最終報告である「新しい地方財政再生制度の整備について」が公表され、地方公共団体の各会計をカバーする新たなフロー指標、公営企業や地方公社、第三セクター等も含めた普通会計の実質的な負債を捉えるストック指標を整備すること。財政再建の枠組みを早期是正段階、再生段階の二段階とすること。公営企業独自の経営健全化スキーム等が示された。

平成十九年一月十八日に行われた「地方財政に関する総務大臣・地方六団体合会」において新しい地方財政再生制度研究会の最終報告の内容は「再建法制に関する中間取りまとめ」の考え方とだいたい同じであるが、知事会でも研究を行っているので、今後我々の意見を十分聴いて進めるよう要請を行った。

国は通常国会に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を提出することから、再建法制問題小委員会では、二月二十一日に「再建法制に関する中間取りまとめ」で今後の検討課題とした事項を中心に取りまとめた「地方公共団体の再建法制について」を総務省に提出、法案は健全化判断比率の具体的な部分は政省令に委ねられることとなったため、詳細な制度構築を更に行うに当たっては、地方の意見を十分に聴いた上で検討するよう要請した。

同日再建法制等問題小委員会では、今まで再建法制関係の議論を優先してきたが、今後、公会計制度を中心とし

て検討を進めることとし、公会計制度WGを設置し検討を進めることとした。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」は三月九日に国会に提出され、平成十九年六月十五日原案どおり成立した。

## 第二章 行政分野別本会の主な活動

### 第一節 農林水産業対策

#### 一 新農業基本法の制定

昭和三十六年に制定された農業基本法は、その後の社会経済情勢の変化や国際化の進展の中で、各方面から見直しが求められるに至り、平成九年四月に「食料、農業、農村基本問題調査会」（内閣総理大臣の諮問機関、会長木村尚三郎東京大学名誉教授、本会からは、農林商工調査委員会委員長である渡辺栃木県知事が参画）を設置した。本会は、「平成七年度国の施策並びに予算に関する要望」（平成六年七月二十一日）の中で、新たな農業・農村基本法を制定するなど中長期的観点に立った農業政策を確立するよう要望して以来、五年間にわたり新たな基本法の制定について要望を行った。

食料、農業、農村基本問題調査会は、平成九年四月十八日、内閣総理大臣の諮問を受け、①食料の安定供給の確保 ②消費者の視点の重視 ③新しい農業構造のあり方 ④農業、農村の有する多面的機能の位置づけ ⑤中山間地域を含めた農村地域の維持・発展等の点につき、食料・農業・農村政策の全般にわたる抜本的な検討を行うこととなった。

平成九年十一月二十七日には、自由民主党総合農政調査会農業基本政策小委員会に、本会副会長の西尾鳥取県知事が出席し、新農業基本法に関し、食料の供給の安定確保、農村地域の振興、中山間地域の課題の三点を中心に意見表明を行った。

食料、農業、農村基本問題調査会は、地方公聴会等により国民の意見を聴取しながら、具体的な政策の方向について検討を進め、平成九年十二月十九日には中間取りまとめを発表し、平成十年九月十七日には最終答申を内閣総理大臣に提出した。

平成十年十一月六日には、自由民主党総合農政調査会農業基本問題小委員会に農林商工調査委員会委員長の渡辺文雄栃木県知事が出席して、食料・農業・農村基本問題調査会の最終答申に盛り込まれた、①次世代に向けた農業構造の変革 ②食料自給率の位置付け ③不測時に対応する食料供給力の確保 ④中山間地域等への公的支援等について意見開陳を行った。

農林水産省は、平成十年十二月八日、食料・農業・農村基本問題調査会最終答申を踏まえて、現行農業基本法に基づく戦後の農政を抜本的に見直し、新たな食料・農業・農村政策として再構築する「農政改革大綱」及び農政改革を具体化するため、平成十五年度を用途とした「農政改革プログラム」を策定するとともに、平成十一年三月九日、第四百四十五回通常国会に今後の食料・農業・農村政策の基本指針となる「食料・農業・農村基本法」と関連法案を提出し、同年七月十二日に成立、同月十六日に公布した。

また、農林水産省は、食料自給率の目標をはじめ、新基本法の理念に基づく施策の具体的計画を検討するため、平成十一年九月六日、「食料・農業・農村政策審議会」を設置するとともに、「食料・農業・農村基本法」に基づく「食料・農業・農村基本計画」を平成十二年三月二十四日に閣議決定し、平成十三年度からこの基本計画に沿つ

た施策を本格的にスタートした。

さらに、平成十四年十二月、「米政策改革大綱」が決定され、消費者重視・市場重視の考え方に立った水田農業政策・米政策への大転換が進められることとなった。

こうした中、平成十七年十月に決定された「経営所得安定対策大綱」に基づき、平成十九年度からの制度改正に向け、平成十八年度に関連法の改正がなされ、平成十九年四月から、「品目横断的経営安定対策」、「米政策改革推進対策」、「農地・水・環境保全向上対策」の三対策が本格的にスタートすることとなった。

## 二 中山間地域等への直接支払制度の導入

中山間地域は、平野の外縁部から山間地を指し、中山間地域が国土面積の六十九%を、また、耕地面積の四十二%、総農家数の四十三%、農業産出額の三十八%、農業集落数の五十%を占めるなど、我が国農業の中で重要な位置を占めており、また、中山間地域は流域の上流部に位置することから、中山間地域の農業・農村が持つ水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の財産、豊かな暮らしを守っている。

しかしながら、耕作不利な条件から農業生産性が低く、農業所得・農外所得ともに低い状態となっており、また、高齢化が進んでいる農村地域の中でも、特に中山間地域等は高齢化が進行している。

このような耕地条件の悪さ、高齢化の進行に加えて、担い手の不足、恵まれない就業機会、生活環境整備の遅れ

などにより、中山間地域等の農地では耕作放棄が深刻化しており、このまま放置すれば、国民全体にとって大きな損失が生じる事が懸念されている。

本会は、こうした状況を踏まえ、各年度の「国の施策並びに予算に関する要望」の中で、農林水産省に対し、中山間地域等の活性化対策の推進について繰り返し要望を行った。

農林水産省においても、こうした中山間地域等の置かれた現状を踏まえ、平成十二年度からの中山間地域等への直接支払制度の実現に向けて、直接支払制度の運営課題、適切な運営方法等を検討するため、平成十一年一月二十九日、学識経験者で構成する「中山間地域等直接支払制度検討会」を設置し、九回の検討を踏まえ、同年八月十三日に報告書を取りまとめて公表した。

本会は、平成十一年六月十八日に、「中山間地域等直接支払制度検討会」の座長に対し、直接支払制度の導入に当たっては、①制度の趣旨等について国民の理解と協力を得ること②中山間地域等の農地は、国土保全等の公益的機能を有していることに鑑み、財源については国において全額負担することの二点について、特段の配慮を求める意見を提出した。

平成十二年度には、「中山間地域等直接支払制度」が誕生し、担い手の育成等による農業生産活動等を通じ、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、平地地域との生産条件の格差の範囲内で直接支払いを実施する（事業実施期間 平成十二年度から五年間）こととなった。

また、自治省は、地方公共団体が、地域の実情に応じた自主的判断に基づいて、中山間地域等への直接支払い等の単独事業を実施できるよう普通交付税二百十億円、特別交付税百二十億円の地方財政措置を講じた。

本会は、中山間地域等直接支払制度の事業実施期間が、平成十六年度で終了することから、「平成十七年度国の

施策並びに予算に関する要望」（平成十六年七月十五日）において、「中山間地域等直接支払制度について、地域の实情に配慮した必要な見直しを行い、十七年度以降も継続すること」を要望した。

その結果、平成十七年度以降、中山間地域等直接支払制度は継続的に実施することとされ、自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組みを推進することとされた（平成十七年度～平成二十一年度、二百二十二億円）。

### 三 高病原性鳥インフルエンザ問題

国内では七十九年ぶりの発生となる高病原性鳥インフルエンザが平成十六年一月に発生した。「家畜伝染病予防法」及び「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」に沿って、当該県は、発生農場の飼養鶏全羽の殺処分、消毒、発生農場を中心とした半径三十キロメートル以内周辺農場の鶏卵、鶏等の移動制限等を行った。

この状況に対し、農林水産省は、経営支援対策として、「家畜疾病経営維持資金」による低利融資措置、金融機関等に対する必要な資金の融通等を依頼、また、同病により患畜・疑似患畜の殺処分を受けた農場に対して、「家畜伝染病予防法」に基づく手当金等を交付するとともに、風評被害防止対策として、量販店・商業関係団体等に対し、不適切な説明や告知をしないよう要請した。

また、平成十六年二月、国、当該県は、地元からも要望のあった移動制限区域内で出荷を制限されている鶏卵について緊急支援策を取りまとめた。支援策は、①鶏卵価値の減少分補てん（国・県各二分の一）、②鶏卵の輸送・

保管経費（国二分の一定額、県二分の一国の残り）、③ 廃棄処分（輸送・焼却経費、県十分の十）等である。二月十九日、当該県は、同日午前零時をもって移動制限措置を解除するとともに、「安心宣言」を行った。

また、国内二例目として、愛玩鳥（チャボ）が高病原性鳥インフルエンザの疑いとしての事例が発生し、平成十六年二月十六日、当該県から農林水産省に連絡があった。病性鑑定を行ったところ、H5亜型のA型インフルエンザウイルスの感染が確認されたため、二月十七日、農林水産省は、当該鶏を高病原性鳥インフルエンザの患者と決定した。

同日、当該県は、対策として、①飼養鳥は死亡又は検査のため全羽（十四羽）処分済み、②発生場所について部外者の立入制限、鶏舎の消毒等を実施、③周辺における移動制限、疫学調査の実施等を行うと発表した。

平成十六年二月二十三日、食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第四回家さん疾病小委員会が開催され、二例目について、発生が小規模であったこともあり、「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」の規定を踏まえ、第一次清浄性確認検査で異常が認められなかった区域（半径五キロメートル以内の区域を除く。）については、順次、移動制限区域から搬出制限区域に変更し、さらに、第二次清浄性確認検査で異常が認めなければ、搬出制限区域を縮小することが適当とされた。一例目における防疫対応の経験を踏まえ、今後の移動制限の範囲・期間の具体的な運用、モニタリングの方法等について、今後事務局で同マニュアルの改正案を作成し、委員の意見を聞くこととされた。

また、三例目として、近畿ブロックで患者が確定され、ブロック知事会として緊急要望が出された。

こうした状況を踏まえ、本会は、平成十六年三月十五日、①発生原因及び感染ルートの早期解明、防疫対策及びまん延対策 ②患者等の届出義務の強化、養鶏農家に対する支援策を恒久的な措置とするための家畜伝染病予防法

の改正 ③都道府県及び市町村が行う経費について国家防疫の観点から、国の責任による必要な財政措置 ④風評被害の防止等について正確かつ迅速な対応を講じること等を内容とする「高病原性鳥インフルエンザに関する緊急要望」を行った。

本会を代表して、寺田農林商工調査委員会委員長（秋田県知事）をはじめ、山田京都府知事、井戸兵庫県知事、二井山口県知事が、農林水産大臣、厚生労働大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（食品安全）、財務事務次官、自由民主党鳥インフルエンザ対策本部長等の関係先に要請活動を行った。

さらに、平成十六年七月二十一日には、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会が開催され、平成十五年十二月以降家さん疾病小委員会で検討されていた「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」が了承された。その後、パブリックコメント、都道府県等への説明会（机上演習）等を経て、平成十六年十一月十八日、農林水産省、都道府県、市町村等の連携の下、総合的に実施すべき発生予防及びまん延防止措置の方向を示すことを目的とする同指針が公表された。

#### 四 BSE（牛海綿状脳症）対策

平成十三年九月十日に我が国で初めて発生した牛海綿状脳症（BSE）は、まさに未曾有の出来事で、牛肉等に対する消費者の不安が大きく広がるとともに、生産農家、食肉関係事業者等への影響は深刻な状況となった。

本会は、こうした状況を踏まえ、平成十三年十月二十六日に、発生原因や感染ルートの早期かつ徹底的な究明と再発防止のための万全な対策、地方公共団体が行うBSEスクリーニング検査についての支援措置、国の責任と負担による肉骨粉の適正な処理等六項目を内容とする「牛海綿状脳症（BSE）対策に関する緊急要望」を行った。

この緊急要望は、都道府県においては、家畜防疫員、食品衛生監視員等による立入調査、ホームページへの情報の掲載、BSEスクリーニング検査体制の整備等各種対策を講じているところであるが、消費者の不安を完全に払拭し、牛関連製品の安全性の確保を図るためには、今後とも実効性ある施策を積極的に推進する必要があることから行ったもので、当日は、本会を代表して大槻千葉県副知事が、内閣官房をはじめ農林水産、厚生労働、経済産業の各省大臣等幹部及び自由民主党三役、関係部会長に対し要望活動を行った。

こうした事態を踏まえ、牛海綿状脳症（BSE）防疫のための特別の措置を定めて、安全な牛肉を供給し、国民の健康の保護と生産から販売に至る関係業界の健全な発展を図ることを目的とした「牛海綿状脳症（BSE）対策特別措置法」が平成十四年六月七日に可決、成立した。この法律は、与野党が協議の末に一致して提案したもので、これまでの関係法令では対応できなかった部分の強化改正や、関係省庁の連携強化などの内容に加えて「食品の安全に関する行政の抜本的な見直し」の条項も含まれ、平成十四年七月六日に施行された。

本会は、こうした状況を勘案し、「平成十五年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十四年七月十八日）の中で、「BSEについての発生原因や感染ルートの徹底的究明と再発防止及び農家経営の安定を図るなど国の責任と負担におけるBSE関連対策の充実強化等」を要望した。

農林水産省は、BSE対策特別措置法に基づき、平成十四年七月三十日に「牛海綿状脳症対策基本計画」を策定、その中で、平成十五年四月一日施行となっているBSE検査（法第六条―二）については、二十四カ月齢以上の死

亡牛全頭について検査を行うこととされているが、同項ただし書きで適用除外となつている場合であつても、平成十六年三月三十一日までに体制整備するよう努めることとした。

また、BSE対策特別措置法の確実な実施を図ることとし、BSE対策特別措置法に定められているBSEの発生产予防、まん延防止のための各種対策を実施するために必要な①死亡牛全頭のBSE検査体制 ②牛肉トレーサビリティシステム整備が、新たに行われることとなった。

## 五 食品リサイクル法

平成十三年に施行された食品リサイクル法（「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」平成十二年法律第十六号）においては、食品廃棄物等の発生抑制とリサイクルの促進を図るため、国が基本方針や数値目標、判断基準を定め、食品関連事業者に対する指導・監督等に取り組むことになつている。

また、食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階において、食品循環資源の再生利用等を促進する施策を総合的に推進し、循環型社会を構築することが必要であることから、法の権限は国が直接行使してきた。

法施行後五年間を経過したことから、法律の附則第二条に基づき法律の施行状況について検討がなされ、農林水産省及び環境省から本会に対し、法改正により都道府県への新たな事務の創設や、国の権限の一部移譲を検討している旨の申し出があり、全国三カ所で都道府県に対する説明会が開催された。

しかしながら、国では食品関連事業者の実態について十分に把握しておらず、また法の定める再生利用等の目標

を達成していかない事業者に対し必要な措置を取るべき旨の勧告、命令も行っていない状況である。さらに、これまで都道府県との十分な連携、協議も全くなく、同法が所期の成果を上げることができない原因の現状分析も不十分なままとなっており、まずは、国において事業者の実態把握や、現行制度の問題点を明らかにした上で、国と地方の役割分担や連携のあり方について、地方の意見を聴きながら十分な検討を行うことが必要であることから、平成十八年十一月二十二日、本会は、「食品リサイクル法における都道府県の関与についての緊急提言」を取りまとめ、地方自治体との十分な協議を行うことなく、拙速な法改正を行わないよう農林水産省及び環境省に対し強く申し入れた。

その結果、法改正での措置は見送られることとなった。

## 六 森林整備法人の経営改善

森林整備法人は、林業振興のための極めて重要な役割を担っている。しかしながら、事業資金のほとんどを借入金により調達してきたことから多額の累積債務を抱え、その経営は極めて厳しい状況にある。このことは、都道府県財政にも極めて重大な影響を及ぼしかねない状況となっていた。

この問題は、全国共通の課題であることから、本会は、「平成十八年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十七年七月十三日）の中で、国民生活の安定に深く関わっている森林の有する多面的機能の持続的發揮に大きな役割を担っている森林整備法人について、抜本的な経営改革を推進するため必要な支援措置を早急に講じるこ

とについて次の項目について要望した。

- ① 分取造林制度について、その抜本的見直しを含め、早急に長期的な視野に立った改革を行うこと。
- ② 林業公社等の経営安定化のために都道府県が実施する施策について、新たな財政支援を行うこと。
- ③ 林業公社等が安定的に事業展開を図ることができるよう、森林整備事業の拡充強化及び事業予算の確保を図ること。

④ 林業公社等が主な財源としている農林漁業金融公庫資金について、累積債務処理対策を創設するとともに、融資制度の拡充、強化を図ること。

⑤ 森林整備法人の経営安定化に向けた国、地方の政策協議会を設置すること。

なお、平成十七年七月に寺田農林商工常任委員会委員長（秋田県知事）が、林野庁長官及び農林水産事務次官に面会し、「林業公社の経営改善についての政策提言」を行った。

林野庁は、平成十七年四月から、学識経験者で構成する「二十一世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会」（広瀬大分県知事が参画）を開催し、森林の有する多面的機能の高度発揮や森林資源の循環的利用の意義の観点から、今後の森林整備政策のあり方を検討するとともに、併せて、私有林における森林整備手法の一つである公社造林に対する施策のあり方について論議を重ね、平成十七年十月二十七日、「二十一世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会中間取りまとめ報告」を取りまとめた。

さらに、平成十七年十一月十一日には、林業公社等を設置している関係府県と農林漁業金融公庫が中心となって、林業公社等の既往債務問題に焦点を絞ってその解決策を検討し、国等に政策提言を行うため、「林業公社等にかかるとの金融問題検討会」を設置し、平成十八年三月二十九日に農林水産大臣等に政策提言を行った。

農林漁業金融公庫は、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成十八年六月二日公布・施行）第九条により平成二十年度に新政策金融機関へ統合されることとなった。また、農林漁業者に対する長期かつ低利の資金貸付が、資本市場からの調達困難な資金の貸し付けに限定されることが規定された。

## 七 米軍による水中爆破訓練問題

本会は、平成十四年十一月十八日、我が国の日本海及び東シナ海沿岸において同年十一月十四日から行われた米軍による水中爆破訓練に関し、中止の要請と被害が生じた場合の十分な補償措置を内容とする「米軍による水中爆破訓練の中止に関する緊急要望」を行った。

当日は、本会を代表して、平井鳥取県副知事、江口島根県副知事、綿屋山口県副知事及び本会農林商工調査委員会構成関係者が、内閣官房、外務省、農林水産省、水産庁、海上保安庁の各省庁幹部及び駐日米国外交館並びに自由民主党三役、関係部会長に対し要望活動を行った。

なお、米軍による水中爆破訓練については、十一月十四日に、外務省長嶺北米局参事官からシーア在京米大使に対し訓練の停止が申し入れられ、また、竹内外務事務次官からベーカー駐日米大使に対しても、今後は十分に調整を行ってほしい旨申入れが行われた結果、在京米大から、日本側の申入れを受け、日本の排他的経済水域における権利に対して影響を及ぼさないよう、訓練内容については、①日本の漁船は通常どおり操業して差し支えない。②訓練実施の際にその近傍に漁船がいる場合、訓練は実施しない。③本日の訓練は十ポンドの爆薬を使用したのが、

十五日以降は二ポンドとし、周辺への影響は更に少なくなるようにする。④三回の訓練（十五日七時～二十四時 種子島南方水域、十五日十八時～十七日二十四時 東シナ海、十八日七時～二十日二時 東シナ海）については、各々の通報の場所及び時間の間で爆破は一回ずつのみ実施するとの連絡があった。

この連絡を受け、我が国政府から、訓練に際しては、我が国漁船の安全や漁業への悪影響を排除すること等わが国の利益に十分な考慮が払われることを改めて確認したい旨申し入れたところ、米側から、日本側からの申入れについては了解した、我が国の利益に影響を及ぼさないよう、訓練内容を変更したものであるとの説明があった。

こうしたやりとりの後、同案を政府部内で検討した結果、同案は、我が国船舶の安全や漁業上への悪影響の排除等わが国の利益に十分な考慮を払っていると考えられることから、政府として今後は推移を見守ることとされた。

## 第二節 資源エネルギー対策

### 一 エネルギー基本計画等の策定

平成十三年十一月、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進することを目的に、「エネルギー政策基本法案」が議員立法として第五百五十三回臨時国会に提出され、平成十四年六月に成立した。

同法においては、エネルギーの需給に関する施策に関し、安定供給の確保、環境への適合、市場原理の活用を基

本方針とし、国、地方公共団体、事業者の責務等が規定されるとともに、政府はエネルギーの需給に関する基本的な計画を定めなければならないとされた。

このため、平成十五年四月から、総合資源エネルギー調査会基本計画部会において、今後十年程度を見通したエネルギーの需給全体に関する施策の基本的な方向性を示すものとして、計画の検討が始められた。

これについて本会は、「平成十六年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十五年七月十七日）の中で、エネルギー政策の策定に当たっては、国民、地方公共団体の意見を十分取り入れるとともに、国民の理解と合意を得られるよう最大限努力することを要望した。

さらに本会は、平成十五年八月、同法及び同計画の案においては安全の確保について何ら規定されていないことを指摘するとともに、計画の審議機関の委員に地方公共団体の代表を加えること、策定過程において地方公共団体の意見を十分に聴取すること、原子力の安全規制を行う組織の独立性を高めるなどの意見を最大限反映することを内容とする「エネルギー基本計画等の策定に関する緊急要望」を取りまとめ、エネルギー対策特別委員会委員長橋本茨城県知事と佐藤福島県知事が内閣官房長官、経済産業大臣、自由民主党三役等に対し要請した。

これを受け、同年九月一日に開催された同部会から、橋本茨城県知事が委員として参画することとなった。会議においては、同知事が、前述の「提案・要望」及び「緊急要望」に掲げた事項のほか、原子力に限らないエネルギー全般の安全確保や防災・テロ対策、資源節約型の国土構造の構築、国民へのエネルギー教育の必要性等について意見を述べたほか、他の地方公共団体関係者からも意見が聴取された。同計画は、これら地方の意見が相当程度反映されたものとなり、十月に閣議決定され、国会に報告された。

## 二 原子力発電所の安全対策

平成十一年九月三十日、茨城県東海村の核燃料加工施設において発生した臨界事故は、我が国の原子力史上最も重大なものであり、住民生活に大きな不安を与え、原子力の安全確保に対する信頼を著しく損なうこととなった。

このため、同年十月八日、地方三団体は、再発防止対策、緊急事態発生時の体制整備、保安管理体制の徹底等を内容とする「原子力関係施設の事故に関する緊急要望」を取りまとめ、佐藤福島県知事はじめ地方三団体代表が内閣総理大臣、科学技術庁長官に提出した。

この臨界事故の後、平成十一年十一月、原子力災害の特殊性にかんがみ、初期動作などにおける国、自治体の連携や、国の緊急時対応体制、事業者の防災対策上の責務等を定める「原子力災害対策特別措置法案」が、また、安全規制の面からは、国の継続的なチェックによる厳しい緊張感の保持するための「核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案」が、それぞれ第四百四十六回臨時国会に提出され、両案は十二月に成立した。

また、平成十一年度第二次補正予算においては、①原子力防災用オフサイトセンターの整備 ②オフサイトセンター用資機材等の整備 ③原子力防災用の連絡通信設備等の整備 ④防災対策に関する研究開発 ⑤特別防災訓練の実施 等が措置された。

臨界事故は原子力の安全性に関する国民の信頼を大きく揺るがすものとなったが、日本の電力供給の三分の一以上は原子力発電により賄われており、自然エネルギーが台頭してくる中にあっても、日本の経済社会にとって原子

力は重要な選択肢の一つである。安全・防災対策を充実させ、安全の確保を大前提として取り組むことにより、原  
子力に対する国民信頼を回復することが重要な課題である。

## 第三節 国土・社会資本の整備

### 一 道路整備問題

本会は、従来から、国土の均衡ある発展を図るためには、国民の安全で便利な日常生活を支える地域の道路網、  
国土の骨格を形成する高規格幹線道路、地域間の連携や交流を促進する地域高規格道路等の生産・生活基盤として  
の道路整備が必要不可欠であるとの基調に立ち、道路整備促進のため、ガソリン税等の道路整備特定財源の充実強  
化等それぞれの時点で政府等の動向も絶えず注視しつつ、適宜、機動的に要望を行ってきた。

平成十二年七月十四日の政府税制調査会中期答申「わが国税制の現状と課題―二十一世紀に向けた国民の参加と  
選択―」においては、特定財源等の課題として、「厳しい財政事情、最近の道路整備の状況等を踏まれば、基本  
的には一般財源化の方向で検討すべきではないかといった多くの意見がありました。これに対し、受益者負担の観  
点、道路整備の必要性などを踏まえると、なお特定財源等による道路整備の意義が認められることから、これを維  
持する必要があるとの意見がありました。

一般に、ある税の収入を特定の公的サービスに要する費用の財源に充てることは、その公的サービスの受益と負

担の間はかなり密接な対応関係が認められる場合には、一定の合理性を持ち得ますが、他方、資源の適正な配分を歪め、財政の硬直化を招く傾向があることから、その妥当性については常に吟味していく必要があると考えます。」として、引き続き検討すべき課題とされた。

こうした状況を踏まえ、本会は、平成十二年七月十八日の全国知事会議（兵庫県東浦町）において、「平成十三年度国の施策並びに予算に関する要望」の中で、「高規格幹線道路等の道路網の整備及びその財源確保のための道路特定財源制度の堅持」を要望するとともに、道路特定財源制度を堅持し、所要の財源を確保されるよう「道路特定財源制度の堅持に関する緊急要望」を決議した。

なお、緊急要望の実現を図るため、同年七月二十五日、本会の貝原地方制度調査委員会委員長（兵庫県知事）が自由民主党三役、関係調査会長・部会長に対し、強く働きかけた。

日本道路公団等の道路関係四公団の民営化については、平成十三年六月に示された「骨太の方針」に沿って検討が進められ、「特殊法人等整理合理化計画」（平成十三年十二月十九日閣議決定）で今後の方向性が示された。また、道路特定財源の見直しに関しては、経済財政諮問会議や政府税制調査会において検討することとされた。

合理化計画では、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡首都高速道路公団橋公団は廃止することとし、四公団に代わる新たな組織、及びその採算性の確保については、内閣府に「第三者機関」を設置して検討し、平成十四年中に内容の取りまとめを行うこととされた。

平成十三年十一月十八日には、小泉総理大臣が道路関係四公団の統合・民営化と日本道路公団への国費投入中止を表明し、同月二十二日の与党党首会談で内閣総理大臣方針が了承された。

内閣総理大臣方針に基づき、平成十四年度政府予算案では、合理化計画に基づき日本道路公団に対する国費投入

額はゼロ（前年度約三千億円）となった。道路特定財源については、従来は自動車重量税の国分の税收の八割相当額が道路整備に充てられてきたが、その内二、二四七億円については使途を限定しないこととされた。

本会は、高速道路整備のあり方及び道路特定財源の見直しが都道府県行政に密接に関連することから、その状況を注視してきたところであり、平成十三年九月十二日及び同年十一月二十一日には地方自治確立対策協議会「地方税財源充実確保（緊急）全国大会」で、道路特定財源については、整備が遅れている地方道の整備財源の充実という視点を含めて検討し、必要な財源を確保することなどを内容とする（緊急）決議を行った。

また、平成十三年十二月二十日の全国知事会議では、道路特定財源については、地方道の整備に必要な財源を確保すること、国の責任において高速道路ネットワークの早期形成を図ることなど三項目を内容とする「道路整備の推進に関する緊急要望」を決定し、同日、本会を代表して木村青森県知事、澄田島根県知事が、内閣官房はじめ政府・国会の関係要路に要望した。

平成十四年に入り、政府は、二月十五日、「道路関係四公団民営化推進委員会設置法案」を第百五十四回国会に提出した。同年六月七日、道路関係四公団民営化推進委員会設置法は成立（六月十四日公布）した。

本会は、平成十四年四月十七日、①国の責任による高速道路ネットワークの早期形成 ②「道路関係四公団民営化推進委員会」における検討に際し、地方公共団体の代表を委員にする等地方の意見の反映に対する特段の配慮 ③道路特定財源について、地方道の整備に必要な財源を確保することの三項目を内容とする「高速自動車国道等の整備の推進に関する緊急要望」をまとめ、本会を代表して井戸敏三兵庫県知事等が内閣官房長官、国土交通、総務の各省大臣、幹部等及び自由民主党三役、関係部会長等に対し要望活動を行った。

また、同年七月二十三日、全国高速道路の早期建設完工を期することを目的として、「高速道路建設推進議員連

盟」(江藤隆美世話人代表)の与党合同設立総会が開催された。

総会では、決議文の採択等の後、本会を代表して出席した増田岩手県知事が、地方の意見を尊重し、反映させることなどの五項目について、道路関係四公団民営化推進委員会や政府に対して主張したいと考えている、と挨拶を行った。なお、平松守彦全国高速道路建設協議会会長(大分県知事)等各団体の代表者からも挨拶が行われた。

平成十四年六月十七日には、道路関係四公団民営化推進委員会が設置され、同年七月三十日には高速自動車国道等の整備に関してヒアリングが行われ、本会を代表して木村建設運輸調査委員会委員長(青森県知事)が出席し、①地方の意見の尊重、意見の反映 ②整備計画九千三百四十二キロメートルの早急な整備、予定路線一万千五百二十キロメートルの着実な整備 ③全国料金プール制の活用。地方に新たな負担を求めない。民営化に際し、債務超過等を地方に負担転嫁しない。④新組織による高速道路の運営は、利用者の利便性・環境対策等により一層考慮する。⑤道路特定財源について、地方道の現状から必要な財源を確保するなどの五項目を内容とする「高速自動車国道等の整備に関する意見表明」を本会の総意として行った。なお、当日は、木村建設運輸調査委員会委員長(青森県知事)が意見表明を行うに際し、各都道府県の実情や考え等をより一層反映させるため、「知事サロン」を開催し、木村青森県、堀北海道、増田岩手県、梶原岐阜県、平松大分県、須賀鹿児島県の各知事が出席して、意見交換が行われた。

また、平成十四年八月九日、高速道路建設推進議員連盟(村岡兼造会長)と地方六団体との合同会議が開催され、本会から副会長の松形宮崎県知事、建設運輸調査委員会委員の大田徳島県知事等が出席し、本会を代表して松形宮崎県知事が、九州の高速道路の実例を説明し、「地方の意見を尊重し、反映させることなど五項目について、道路関係四公団民営化推進委員会や政府に対して主張したいと考えている。」と挨拶・意見発表を行った。

その後、本会は同年八月三十日に、道路関係四公団民営化推進委員会（今井敬委員長）から、道路公団の民営化を前提とした新たな組織及び採算性の確保に関しての「中間整理」が示されたのを受け、「本会が行ってきた要望や意見表明の趣旨が受けとめられたものとはなっていない。」とし、高速道路の整備に当たっては、国の責任で整備計画や予定路線を着実に推進し、地方公共団体に新たな負担を求めないこと等を重ねて求めた。また、今後の調査・審議に当たっては、国と地方が対等な立場で真に議論する場を設け、各地方代表から地域の実情を把握し、地方の意見を十分に反映した最終報告となるよう強く望むとする土屋会長談話を発表した。

なお、本会は、同年七月十日及び九月十九日に建設運輸調査委員会構成の担当部長連絡会議を開催し、民営化推進委員会の主な論点等について意見交換を行った。

同年十月七日には、「高速道路に関する知事サロン」を開催し、八名の知事（北海道、岩手県、岐阜県、和歌山県、兵庫県、鳥取県、愛媛県、高知県）及び副知事（青森県）、国土交通省道路局長をはじめ道路局幹部が出席し、八月三十日に示された道路関係四公団民営化推進委員会の中間整理に地方の意見が受けとめられていないことから、今後の高速道路整備のあり方等について意見交換を行った。

平成十四年十月三十日には、高速道路建設推進議員連盟、地方六団体及び全国高速道路建設協議会で構成する高速道路ネットワーク実現全国大会実行委員会が、「高速道路ネットワーク実現全国大会」を開催し、国会議員、地方公共団体の首長・議長及び一般参加者等約三千百人が出席した。大会では、地方六団体を代表して松形宮崎県知事から「一万千五百二十キロメートルの高速道路網は、その全線について、国の責任において整備すべきである。」等提言を行うとともに、「高速道路ネットワークは必要不可欠」「効率的かつ早期の整備」「高速道路の計画・整備・管理は国の責任」の三つの事項について「大会アピール」を決議し、大会終了後、大田徳島県知事をはじめとす

る地方六団体代表は、小泉総理大臣、福田官房長官、石原行政改革・規制改革担当大臣、塩川財務大臣、片山総務大臣、扇国土交通大臣、与野党政党幹部等の関係要路に対し、また、地方六団体他の参加者は、都道府県ごとに地元選出国會議員等に対して要請活動を行った。

なお、全国大会に先立ち、同日、「公開討論会」を開催し、国會議員、地方六団体代表（本会からは、平松大分県知事、橋本茨城県知事が出席）十二名により、高速道路ネットワークがなぜ必要かなどについて意見交換が行われるとともに、引き続き、「緊急提言会」を開催し、国會議員、地方六団体代表（本会からは、平松大分県知事、橋本茨城県知事、大田徳島県知事が出席）約五十人によるフリートークと大会アピール案についての協議が行われた。

同年十二月六日、道路関係四公団民営化推進委員会は混乱の中、「新会社での新規建設について、公益性にも配慮しながら採算性の範囲内で自主的に決定する。また、採算性を超える部分については、その財源は国及び地方公団体が負担する。」等の内容とする「意見書」（最終報告）を内閣総理大臣に提出した。

これを受けて、同年十二月九日には自由民主党道路調査会において、また、同月十一日には高速道路建設推進議員連盟総会において、それぞれ「今後の高速道路整備について」の決議がなされた。

これらを踏まえ、同年十二月十九日に開催された全国知事会議において、今後の高速道路整備のあり方については、国と地方が対等の立場で、その整備主体や規格・手法などの仕組みづくり等について議論する場を設けること等八項目からなる「今後の高速道路の整備に関する緊急提言」を決議し、同日、木村建設運輸調査委員会委員長（青森県知事）、片山鳥取県知事等が官邸等関係要路への要請活動を行った。

なお、同年十一月二十八日及び十二月二十四日には、「今後の高速道路のあり方に関する政府及び地方関係者と

の懇談会」が開催され、政府側から石原行政改革・規制改革担当大臣、中馬国土交通副大臣が、地方側から木村建設運輸調査委員会委員長（青森県知事）、北川三重県知事、片山鳥取県知事、平松大分県知事等が出席し、今後の高速道路の整備のあり方等について意見交換を行っている。

その他、平成十四年十一月二十一日、本会をはじめ地方六団体は、「地方税財源充実確保全国大会」（地方自治確立対策協議会主催）を開催し、道路特定財源については、①地方道の整備財源の充実を図る視点に立って検討し、現行税率を堅持する等必要な財源の充実確保を図ること。②高速自動車国道の整備については、地方に新たな負担を求めることなく、国の責任において早期推進を図ることを内容とする「地方税財源充実確保に関する決議」を行い、官邸等関係要路への要請活動を行った。

なお、平成十五年度政府予算案では、新直轄事業が導入されることとなり、道路関係四公団の民営化に関連し、新会社による高速道路整備の補完措置として、必要な高速道路建設のため、国と地方の負担（国・地方〓三：一）による直轄事業による新たな高速道路整備方式を導入することとされた。また、高速道路整備の新直轄方式の導入、市町村道への補助削減に対応し、新たに必要となる地方負担等を考慮して、自動車重量税の譲与割合を三分の一（現行四分の一）に引き上げ、国から地方への税源移譲を行うこととされた。

平成十五年に入り、本会は、「平成十六年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十五年七月十七日）の中で、①高速道路整備の早期推進 ②国と地方が対等な立場で議論できる場の設置 ③新会社による整備手法、新直轄方式の具体的制度の早期明確化等 ④債務償還については新たな地方負担を求めないこと及び地域分割は行わないこと ⑤新会社の経営合理化、効率化等 ⑥高速道路資産の国への帰属 ⑦道路交通にかかわる諸課題への早急な対応 ⑧地方道路整備財源の充実の八項目について要望するとともに、平成十五年十一月十九日に開催され

た地方自治確立対策協議会主催の「地方税財源充実確保全国大会」において、地方道路財源の充実確保、高速自動車国道の早期整備の推進について「地方税財政基盤の確立に関する決議」をし、官邸及び国会をはじめとする関係機関等への要請活動を実施した。

同年十一月二十八日、国土交通省は、民営化推進委員会の意見書などを踏まえ、道路関係四公団民営化の基本的枠組みの検討案及び未整備区間七十区間についての評価結果を公表し、政府・与党協議会等に提示した。

同年十二月八日、自由民主党の「高速道路のあり方に関する検討委員会」において、地方との意見交換会が開催され、本会からは飯泉徳島県知事が出席し、高速道路の必要性等について意見を述べるとともに、十二月十日には、「国土交通大臣と地方関係者との懇談会」が開催され、本会からは副会長の澄田島根県知事等四名の知事が出席し、高速道路のネットワーク化、早期整備の必要性等について意見を述べた。

さらに、同年十二月二十二日には、「政府・与党協議会」において、道路関係四公団民営化の基本的枠組みが決定された。概要は次のとおりである。

- ・ 日本道路公団を三分割し、首都公団、阪神公団、本四公団は、当面それぞれ独立して民営化
- ・ 機構が旧四公団から道路資産と債務を継承し、債務を四十五年で完済。その時点で道路、資産を国に移管し無料開放
- ・ 新規建設は、新会社が通行料金を担保に資金を借り入れて建設。建設完了後に債務とともに機構に移管。新規建設における会社の自主性を尊重
- ・ 「抜本的見直し区間」を設けるなど建設コストをさらに二兆五千億円削減し、全体で六兆五千億円の削減とし、有料道路の対象事業は、新直轄方式に切り換える三兆円を除くと、最大で十兆五千億円とする。

さらに、平成十五年十二月二十五日には、第一回国土開発幹線自動車道建設会議が開催され、新直轄方式で整備する二七区間六九キロメートル（事業費約二兆四千億円、全体の八〇％程度）が決定された。

また、平成十六年一月十六日、国土交通省が新会社に継承する道路資産の評価、新組織（機構、会社）における会計基準の策定を行うための「道路資産評価・会計基準検討委員会」が設置された。

なお、地域の課題に応じて複数の地方道路の一括整備を行う自治体に交付される「地方道路整備臨時交付金」の改善が図られ、平成十五年六月には、従来、個別路線ごとに国費と地方費の割合を固定していたものを都道府県内の事業の総額にのみ適用することに改め、地方の裁量を拡大した（十五年度予算から適用）。また、十六年度予算では、「みちづくり交付金」に改称し、個別事業一億円等の下限値の撤廃、個別事業内容の事前審査からパッケージの目標達成度に対する事業評価への転換等、地方にとって使い勝手がよく、かつ高い成果をあげられる制度に改善された。

道路関係四公団民営化関係法案（高速道路株式会社法案、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案、日本道路公団等民営化関係法施行法案）は、平成十五年十二月二十二日の政府・与党協議会で決定された道路関係四公団民営化の基本的枠組みに基づき、平成十六年三月九日に閣議決定され、国会に提出された（平成十六年六月二日可決・成立、六月九日公布）。

なお、道路関係四公団の民営化については、道路関係四公団・国土交通省連絡会において、民営化の時期（目標）を平成十七年十月一日とし、承継資産の考え方、ファミリー企業改革、不要資産の処分、コスト縮減等の検討が進められた。

道路関係四公団は、平成十七年十月一日に六つの高速道路株式会社为民営化された。また、債務の早期の確実な

返済、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援するため独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が設立された。

平成十七年十二月九日、政府・与党は「道路特定財源の見直しに関する基本方針」について合意した。基本方針では、厳しい財政事情の下、環境面への影響にも配慮し、暫定税率による上乘せ分を含め、現行の税率水準を維持する一方、特定財源制度については、一般財源化を図ることを前提とし、平成十八年の歳出・歳入一体改革の議論の中で、納税者に対して十分な説明を行い、その理解を得つつ、具体案を得ることとされた。

平成十八年二月七日には、「第二回国土開発幹線自動車道建設会議」が開催され、高速道路整備計画（九、三四二キロメートル）の未開通区間のうち、会社整備区間に四四区間一、一五三キロメートルが選定され、新直轄方式の適用区間に七区間一二三キロメートルが追加指定された。抜本の見直し区間の新直轄方式三区間のうち二区間四〇キロメートルについては、平行する一般道路が道路構造等から隘路となっているため着工することとされた。

同年五月二十九日、本会は、①地方の道路整備の状況は、高規格・地域高規格道路などの幹線道をはじめ未だ十分でなく、今後とも完成年次を明示しながら、早期完成を目指すべきである。②道路特定財源の見直しに当たっては、地方の声や道路整備の実情に十分配慮し、地方が真に必要なとしている道路整備を遅らせることがないよう、議論を進めるべきであることを内容とする「地方の道路整備と道路特定財源に関する提言」を取りまとめ、金子建設運輸常任委員会委員長（長崎県知事）が、二橋内閣官房副長官等関係要路に対し、要請活動を行った。

また、同年十一月十七日には、本会は、①道路特定財源の見直しに当たっては、地方の声や道路整備の実情に十分配慮し、地方が真に必要なとしている道路整備を遅らせることがないよう、道路整備のための財源として確保し、地方公共団体への配分割合を高めること等により、地方公共団体における道路整備財源の充実に努めるべきである。

②道路に係る国直轄事業負担金を廃止する等、地方負担の軽減を図るべきであるとする「地方の道路整備と道路特定財源に関する要望」を取りまとめ、関係要路に対し、要請活動を行った。

さらに、本年三月二十二日、国土交通省から、「高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令案」の立案に際し、政令案の内容が、地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付ける内容を含むと認められるとして、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第五項の規定に基づき、情報提供があったことを受け、建設運輸常任委員会において対応を検討した結果、政令案の内容が、高速自動車国道の維持管理費に係る国直轄事業負担金を新たに地方自治体に課すものであるため、本会のこれまでの主張どおり、新たな負担金の創設は行わないよう、国土交通省に対し申入れを行った。

## 二 PFI (Private Finance Initiative) 法

本会は、各年度の「国の施策並びに予算に関する要望」において、国土の均衡ある発展を図る観点から、社会資本の重点的整備を要望してきた。

平成十年三月には、「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律案」いわゆるPFI法案の作成を進めていた自由民主党の「民間資本主導の社会資本整備（PFI）推進調査会」に梶原建設運輸調査委員会委員長（岐阜県知事）が出席し、PFIによる社会資本整備の推進には、基本的には賛成としつつ、中小業者も事業へ参

加でできるよう配慮すること、地方公共団体の自主性が発揮されるような制度とすること、地域間格差の拡大を招かないようにすること等の意見を述べた。

PFIは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率のかつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施することとされ、PFIの導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指すこととされた。

平成十年五月、自由民主党から議員提案されたPFI法案は、その後、継続審査された。一方、政府においては、平成十年度第三次補正予算において、PFI推進のための経費として、PFIに関する啓発活動のために六億円計上する等の対応を行った。

PFI法は、第四百四十五回通常国会において平成十一年七月二十三日に成立し、同年九月二十四日に施行された。

政府は、同法の成立を踏まえ、PFI事業の効果的な実施と関係省庁間の円滑な連携を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議」を設置するとともに、同法に規定されている「民間資金等活用事業推進委員会」（PFI推進委員会）を同年十月総理府に設置し、その後、平成十二年三月にPFIの理念とその実現のための方法を示す「基本方針」が、PFI推進委員会の議を経て、内閣総理大臣によって策定され、PFI事業の枠組みが設けられた。

平成十一年十一月、自由民主党民間資本主導の社会資本整備（PFI）推進調査会に梅田三重県地域振興部長が出席し、三重県の意見として、PFI事業は官民ともメリットがあり大いに推進すべきである、PFI事業が従来  
の公共事業と成果が同じである限り形式的な区別をしないでほしいと述べるとともに、①民間事業者の選定につい

て随意契約を一般競争入札と同等に位置付けること ②財政上等の支援について公共事業の場合と同等の措置を講じること ③マニユアルの作成により事業の実施が制約されないよう留意すること等の意見を述べた。

さらに、本会は、「平成十三年度国の施策並びに予算に関する要望」（平成十二年七月十八日）において、PFI事業への支援措置の早期確立を要望した。

PFI推進委員会は、PFIに関する5つのガイドライン、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」及び「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」（平成十三年一月）、「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」（平成十三年七月）、「契約に関するガイドライン—PFI事業契約における留意事項について—」及び「モニタリングに関するガイドライン」（平成十五年六月）を策定した。

### 三 公共調達システムの刷新

平成十八年、知事が関与したとされる官製談合事件が立て続けに明らかとなり、その後、いずれの事件も、知事の逮捕、辞任へとつながった。

本会は、これが、地方行政に対する国民の信頼を損ない、地方の統治能力をも問われかねない極めて憂慮すべき事態であり、地方分権改革の推進にとっても障害になりかねないことから、官製談合事件の再発を防止し国民の信頼を回復するため、各都道府県における公共調達システム刷新に向けた取組みを進めるための検討組織として、「公共調達に関するプロジェクトチーム」（以下、プロジェクトチーム）（座長 上田埼玉県知事）を設置した。

プロジェクトチームは、同年十一月二十四日に発足し、十二月十八日までの厳しい日程の中、四回の会議を開催し、官製談合の防止策と入札制度改革を中心に検討を行った。

また、国土交通省、市民オンブズマン、業界関係者、マスコミ及び有識者を招いてヒアリングを実施するとともに、各都道府県にアンケート調査を行うなど、様々な観点から検討を行った。

その結果、十二月十八日の第四回会議で「都道府県の公共調達改革に関する指針（緊急報告）」（以下、緊急報告）を取りまとめ、同日開催された全国知事会議に報告し、了承を得た。緊急報告の内容は以下のとおりである。

- 1 基本的な考え方
- 2 官製談合の防止
- 3 談合を防止する入札制度改革
- 4 建設業界の談合体質の一掃
- 5 建設業の構造改善
- 6 国への要請事項

また、全国知事会議においては、この緊急報告を受けて、麻生会長（福岡県知事）が「官製談合等公共調達に係る不正の根絶宣言」を提案し、全会一致で決定した。

その後、十二月二十五日に、緊急報告中の「国への要請事項」について、総務省及び国土交通省に要請を行ったほか、業界団体に対しても別途要請を行った。また、各都道府県に対しては、公共調達改革に関する優良事例について、本会「先進政策バンク」を活用した提供を求め、情報の共有化を図るなど、緊急報告に基づく各種取り組みを進めるよう働きかけを行った。

その後、プロジェクトチームは、第三者の参画も得ながら、各都道府県の取組状況をフォローアップしていくこととなり、平成十九年四月三日に開催された「第五回公共調達に関するプロジェクトチーム」において、読売新聞編集局長の五阿弥宏安氏、桐蔭横浜大学法科大学院教授・桐蔭横浜大学コンプライアンス研究センター長の郷原信郎氏をアドバイザーとして選任するとともに、六月十三日に開催された「第六回公共調達に関するプロジェクトチーム」では、新たに古田岐阜県知事をメンバーとして選任するとともに、前岩手県知事の増田寛也氏をアドバイザーとして選任した。

緊急報告では、「各都道府県においては、この指針に記載された数値を含む具体的な目標に向けて、段階的に行う場合でも、具体的な工程表を作成・公表の上、その実現に向けて改革を進めることとし、その実施状況について毎年公表することとする。」ことが明記されており、本年度については、四月二十五日に各都道府県に対し、「公共調達改革に関する実施状況調査」を依頼し、緊急報告に掲げる各項目についての取組状況を取りまとめ、七月十二、十三日に熊本県で開催された全国知事会議に報告した。

今後は、アドバイザーから、公共調達改革の本来の目的は、公正で適切な競争を確保し、品質の高い公共工事を実現することであるため、品質などへの影響を十分調査しながら改革を進めていく必要があるとの意見があったことを受け、各都道府県における改革の効果や影響を調査するフォローアップ調査を平成二十年度に実施することを予定している。

## 第四節 災害対策

## 一 被災者生活再建支援制度

### (一) 被災者生活再建支援法成立までの経緯

平成七年一月十七日に発生した「阪神・淡路大震災」は、被害総額約九兆九、二六八億円（平成七年四月五日推計）という未曾有の大災害であった。

全国から約一、八〇〇億円もの義援金が寄せられたものの、被災世帯も多く、例えば死亡者・行方不明者義援金は一名につき十万円、住宅損壊見舞金は一世帯につき十万円、住宅助成義援金は一世帯につき三十万円と非常に少額であった。（財）阪神・淡路大震災復興基金も設立されたが、被災者の生活再建はなかなか進まず、新たな支援制度が求められた。

#### ① 本会における災害相互支援基金創設への動き

こうした状況から、本会は、この阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、広域防災支援体制等の整備について地震対策特別委員会（委員長 石川静岡県知事）において、協議、検討を進めた。

平成九年三月二十四日の地震対策特別委員会の第三回幹事会では、「広域防災支援体制等の整備についての検討結果報告書」（専門部会）について協議、検討が行われ、兵庫県から「広域防災機構」、「被災者生活緊急支援基金制度（案）」について新たに提案があり、特別委員会所属都道府県はその提案を持ち帰り検討することになった。

続いて、同年四月二十四日の第四回幹事会では「防災支援全国機構の設立」及び「災害相互支援基金の創設」について協議、検討を行うとともに、六月三日の第五回幹事会では「広域防災支援体制の整備について」の幹事会検討結果を取りまとめた。

本会は、六月十二日、地震対策特別委員会を開催し、先の第五回幹事会の検討結果「広域防災支援体制の整備について」について協議を行った結果、一部修正の上、了承するとともに、あわせて、災害相互支援基金の創設について、全国知事会として決議されるよう、同年七月十七日に開催される全国知事会議に提案することとした。

また、防災支援全国機構について、兵庫県より、災害時における支援に限らず、平時においても防災専門の人材養成や総合的な防災に関する研究開発を行うという新たな視点に立って、「機構」を設立したらどうかとの提案があり、今後は、この「広域防災機構」について、被災経験のある自治体職員を中心に、専門的なノウハウを有する民間企業の職員及び学識経験者等によるプロジェクトチーム（「検討会」と仮称する。）で検討していくことを、併せて全国知事会議に提案することとした。

本会は、同年七月十七日、宮崎県宮崎市で開催した全国知事会議において、広域防災支援体制等の整備に当たり、検討課題の一つである「災害相互支援基金の創設」の実現を図ることとし、「地震等自然災害による被災者の自立再建を支援する災害相互支援基金の創設に関する決議」を議決した。

災害相互支援基金についての考え方は、次のとおりである。

#### 災害相互支援基金の主要事項

#### (目的)

国民の所得水準が向上した成熟社会において、地震等の自然災害の発生により被災した者が、迅速かつ弾力的に

最低限の制圧を維持することに要する生活基盤を再建するための資金を給付（現行の災害救助法の運用では困難な分野を補完）し、もって、被災者の自立復興を支援することを目的として、国及び都道府県の共同設置による基金を創設する。

（対象とする災害）

自然災害一般とする。

（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火など）

（給付金の額）

被災者が生活を再建するために必要とする最低限の生活必需品の購入に要する経費の額とし、住宅の被災状況及び世帯構成の状況に応じて算出した額とする。

例： 標準世帯（二人以上）で住宅の全壊により生活必需品のすべてを失った被災者（災害被害者に対する所得税の減免措置適用対象者とする。）……………百万円

（基金の運営）

ア 総額三千億円を目標とし、複数年度で造成する。

イ 基金は、国と都道府県で分担することとし、その負担割合は、災害復旧に際して措置される国の負担割合を基準として定める。

ウ 基金からの給付方法

給付金は、運用益から取り崩して支出する。

ただし、不足した場合は基金を取り崩して給付することとし、さらに、給付金が基金総額を超える場合は、国からの借入れにより対処し、その返済方法は、国と地方で協議して定める。

(基金の処理業務)

法人格を持った全国的な組織において、管理運営を行う。

なお、七月十七日の全国知事会議において、「地震等自然災害による被災者の自立再建を支援する災害相互支援基金の創設に関する決議」が、全会一致で採択されたことの報告とその実現に向けての要請活動等を、七月から九月にかけて石川地震対策特別委員会委員長（静岡県知事）を中心に、政党や関係省庁に対して精力的に行なった。

②被災者生活再建支援制度をめぐる動き

議員立法の動きについては、平成八年九月に発足した「市民Ⅱ議員立法実現推進本部」（代表・小田実）に賛同する超党派の国会議員による議員立法案（田英夫外五名）として「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案」を平成九年五月二十日に、また、野党三党（新進党、民主党、太陽党）による議員立法案（都築譲外三名）として「阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案」が同年十二月九日にそれぞれ提出された（野党三党案は廃案の上、第四百四十一回国会に再提出）。

一方、平成十年二月十三日には、与党三党（自民党、社民党、さきがけ）で構成する「日本を地震から守る国會議員の会」と自由民主党が住宅再建支援の検討を行う旨の附則条項が明記された「被災者生活再建支援法案」（与党案）がまとめられた。

継続審査となっていたこれら二法案と与党案の一本化に向けた協議の末、共産党を除く各党派が合意し、第四百二十二回国会（平成十年）に被災者生活再建支援法案が六党派共同で提出されたのである。

③自由民主党における災害相互支援基金の検討

自由民主党においては、平成九年九月四日に自民党災害対策特別委員会・地震対策特別委員会合同会議が開催され（石川地震対策特別委員会委員長出席）、議員立法として法案を提出する方向で地震対策特別委員会の地震保険共済等に関する小委員会のもとで具体的な検討が続けられることとなった。

その後、十月八日に自由民主党災害対策特別委員会・地震対策特別委員会合同会議が開催され、「被災者生活再建支援基金制度要綱（素案）」の中間報告があり、併せて、同制度要綱案に対する本会の意見を求めることとなった。

これを受けて、本会は、十月十六日に、地震対策特別委員会の第六回幹事会を開催し、制度要綱素案について協議し、各都道府県知事に対し、制度要綱素案に対する意見照会を行うこととした。

また、同年十月二十三日には、地震対策特別委員会を開催し、意見照会結果をもとに、今後の本会の対処の仕方について協議を行うとともに、十一月四日開催の自由民主党災害対策特別委員会・地震対策特別委員会合同会議において、委員長代理の栗田福井県知事が各都道府県知事に対する意見照会結果の報告に併せて、出資金に対する地方財政措置や補助率のほか、将来的には、国の基金への参画などについて意見を述べた。

これを受けて、自由民主党地震対策特別委員会の地震保険共済等に関する小委員会で検討が行われ、十一月十三日に前述の国会からの申し入れに対して、法律上に見直し条項を入れる等新たな提案があり、これをもとに再度、本会としての意向確認の要請があったため、十一月二十五日、改めて意見照会の上、十二月四日の自由民主党地震対策特別委員会の地震保険共済等に関する小委員会においてその結果を報告した。

④「被災者生活再建支援法」の成立

平成九年十二月十日に開催された自由民主党災害対策特別委員会・地震対策特別委員会合同会議において、両委員会の総意として「被災者生活再建支援基金法案」が了承され、翌十一日の自由民主党政務調査会に諮られたが、政府をはじめ関係方面と引き続き調整を進めることとなった。

その後、政府側から「被災者自立支援事業構想(案) 骨子」や「議員立法に対する考え方(修正案)」が提示されたが、同基金法案との間に相当な乖離があったため、本会としても直ちに「被災者生活再建支援基金に関する政府の考え方への見解」を取りまとめ、平成十年一月二十六日に石川地震対策特別委員会委員長が村岡内閣官房長官、山崎自民党政調会長に要請を行うなど必要な要請活動を行った。

こうした経緯を経て、平成十年二月十三日の自由民主党地震議連総会、自由民主党災害対策特別委員会・地震対策特別委員会合同会議において、柿澤地震対策特別委員会の地震保険共済等に関する小委員会小委員長から「被災者生活再建支援基金法案要綱(案)」の説明があり、併せて、党内手続きを終えた後、議員立法として提出したい旨の報告があり、いずれも出席議員の賛同を得たため、法案提出に向け手続きの調整を図ることとなった。

これを受けて、平成十年三月十二日には、参議院自由民主党政策審議会勉強会が開催され、石川地震対策特別委員会委員長が法案の取りまとめの最終段階を迎えるに当たっての意見を述べた。

被災者生活再建支援法は、先に述べたように六党派共同で平成十年四月二十一日に参議院に提出され、翌二十二日に災害対策特別委員会で可決(同時に附帯決議を議決)された後、同月二十四日に本会議で可決され、衆議院に送付された。衆議院においては、五月十四日に災害対策特別委員会で可決(同時に附帯決議を議決)された。

国会では、まず支援金が個人補償に該当するか否かが論点となった。発議者は「生活再建支援という分野を新しく支援対象にしたものであり、個人災害に対する補償をしているとは考えていない。」としたのに対し、政府

は「個人の財産に対して、その財産の被害を国が補償をするという考え方には基本的に立っておらず、その点は従来と全く変わることはない」と答弁した。さらに、支給条件については、その複雑さや、中堅層、半壊したが住宅を解体しない世帯、店舗等の生業基盤を破壊された者が対象外となることが議論された。

被災者生活再建支援法は平成十年五月十五日に衆議院本会議で可決成立し、五月二十二日に公布され、原則として全壊世帯に最高百万円（家財道具の調達等に要する経費）が支援されることとなった（同年十一月施行）。同法は、附則で「住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援のあり方」について検討を行い、必要な措置を講ずることと規定されているほか、五月十四日の衆議院災害対策特別委員会の附帯決議においても「法施行後五年を目途に施行状況を勘案し、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」とされた。本会は、同法案の審議状況に応じて、参議院法会議及び衆議院本会議の終了後、土屋会長及び地震対策特別委員会委員長の石川静岡県知事が関係議員等に御礼の挨拶を行った。また、同法成立後、「被災者生活再建支援法の可決成立にあたり」と題する土屋会長コメントを発表した。

「被災者生活再建支援法」の概要は次のとおりである。

#### 「被災者生活再建支援法」の概要

### 1. 目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

### 2. 法適用の要件

(一) 対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第一条第一項第一号又は二号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 十世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 百世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

(二) 支給対象世帯

- ・ 住宅が全壊した世帯
- ・ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ・ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

3. 支給条件

(一) 支給金額

次表に示す限度額の範囲内で、①、②の経費に対して支給される。

	合計	通常経費	特別経費
複数(二人以上)世帯	一〇〇万円	七〇万円	三〇万円
単数(一人)世帯	七五万円	五五万円	二〇万円

(注) 上限額五〇万円世帯の場合はそれぞれ半額

① 通常経費

ア) 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費

(例) 電気洗濯機、テレビ、電気掃除機、電気冷蔵庫、寝具等

イ) 住居の移転費

② 特別経費

ア) 被災世帯の居住地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費

イ) 住居の移転のための交通費

ウ) 住宅を賃借する場合の礼金

エ) 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

(二) 支給に係るその他の要件

年収等の要件	支給限度額	
	複数世帯	単身世帯
(年収) < 五〇〇万円 の世帯	一〇〇万円	七五万円
五〇〇万円 < (年収) ≦ 七〇〇万円		

かつ、世帯主が四五歳以上又は要援護世帯	五〇万円	三七・五万円
七〇〇万円<(年収)≦八〇〇万円		
かつ、世帯主が六十歳以上又は要援護世帯		

(注) 要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者、十級の精神障害者、

一、二級の身体障害者などを構成員に含む世帯

(二) 災害相互支援基金の設置

本会は、平成十年二月二十四日、地震対策特別委員会の専門部会を開催し、「災害相互支援基金」に係るこれまでの動きや現在の状況、今後の見通し等についての報告・質疑応答を行うとともに、今後の取り扱いについて協議した。

今後は、基金の規模、積み立て方法、各都道府県の出捐方法等について、地震対策特別委員会幹事会で、具体的な内容について検討することとした。また、「新広域防災機構」についても、今後、検討を進めていくこととした。

さらに、同年五月十三日、地震対策特別委員会の専門部会を開催し、「被災者生活再建支援法案」に係る前回の専門部会以降の経過等についての説明・質疑等行うとともに、被災者生活再建支援基金設置に向けての今後の対応等について協議した。

協議においては、被災者生活再建支援基金設置の基本的事項について、全都道府県知事の考え方を早急に確認すべきこととされた。

(基金への運用資金の拠出)

拠出金の各都道府県への按分方法等に関するアンケート及び地震対策特別委員会（平一〇・六・三〇）等における協議を経て、平成十年七月十六日開催の全国知事会議において審議の結果、「被災者生活再建支援基金への運用資金の拠出に関する申し合わせ」が行われ、運用資金総額を六百億円とし、平成十一年度及び平成十六年度にそれぞれ三百億円を拠出することとなったが、拠出金の按分方法については別に定めることとされ、引き続き地震対策特別委員会幹事会において検討を行った。

その結果を十二月二十日開催の全国知事会議に同委員会案「被災者生活再建支援基金への運用資金の拠出に係る按分方法及び拠出額について」として諮った結果、原案どおり承認され、各年度の拠出額の八十％に相当する額については直近の国勢調査に基づく世帯数割、二〇％に相当する額については均等割によりそれぞれ按分することとされた。

#### （地方財政措置）

基金への運用資金の拠出に当たっては、都道府県に対する財政面的的確な配慮が不可欠であることから、平成十年六月二十六日、石川地震対策特別委員会委員長（静岡県知事）が自治省に対し、拠出金全額を起債の対象とすること及びその元利償還について高率の算入率による地方交付税措置を講じることを内容とする緊急の要望を行うとともに、七月十六日に開催の全国知事会議において、同趣旨を「被災者生活再建支援制度の確立に関する決議」として採択し、政府、国会等へ要望を行った。

#### （財団法人都道府県会館の改組）

支援事業の実施主体については、法においていわゆる指定法人制度が採用され、あわせて、支援事業の適正な運営を図るため、運営委員会の設置等が規定されているため、前述の基金への運用資金の申し合わせの際、財団

法人都道府県会館（以下「財団」）に対し、所要の改組を求めることとされた。

これを受け、財団においては法人の指定に向けた組織、財務等の改正についての検討が進められ、平成十年十二月二十日の開催の財団総会において、寄付行為の一部変更が議決されるとともに、同日の財団理事会において、組織改正、財務規則の一部改正が行われた。

(三) 支援事業の開始

以上のような経緯の後、法第六条の規定に基づく基金としての指定（平成十一年二月八日）及び法第十十条の規定に基づく業務規程の認可（平成十一年四月十日）を経て、平成十一年四月五日、各都道府県からの総額三百億円の運用資金の拠出が完了した旨の内閣総理大臣の告示が行われたことに伴い、支援事業が開始された。

なお、支援事業に関連して、平成十年夏に関東、東北地方を中心に豪雨災害が発生した際、復旧災害について、激甚災害の早期指定等の緊急要望を行ったが、これらの災害による被災者についても、国において支援事業の趣旨に準じた措置が講じられた。

(四) 住宅再建支援制度

（地震対策特別委員会幹事会検討委員会の設置）

平成十二年二月九日、本会の地震対策特別委員会幹事会（委員会構成都道府県の防災担当部長をもって構成）は、住宅再建支援に関し検討委員会を設置することを決定した。

本会は、国において地震等により被害を受けた住宅の再建を支援するための措置を講じることを平成八年から一貫して要望してきた。

住宅再建支援に関しては、国土庁の「被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会」（委員長廣井脩氏）

や超党派で組織される「自然災害から国民を守る国会議員の会」（会長原田昇左右衆議院議員）の「被災者住宅  
再建促進小委員会」（委員長相沢英之衆議院議員）で検討が進められたが、これらの機関等から住宅再建支援に  
係る特定の課題について意見を求められた場合、本会として迅速かつ弾力的に対処するため、地震対策特別委員  
会幹事会検討委員会を設置することとしたものである。

なお、検討委員会の構成は、地震対策特別委員会構成都道府県のうち、原則として、委員長県及び全国七プロ  
ックごとに十名の防災担当部長で組織（平成十二年二月現在九都府県で構成）し、委員長県が検討委員会委員長  
を務めることとされた。

（住宅再建支援制度に関する動向―その一―）

本会は、平成十二年四月十二日の「自然災害から国民を守る国会議員の会」の「被災者住宅再建促進小委員会」  
において、同小委員会がまとめた「被災者住宅再建支援制度骨格」が示され、本会の意見を求められたことから、  
全都道府県に対し意見照会を行った上、改めて、同月十九日開催の小委員会において、全都道府県から回答を得  
ているわけではないことを断りながら、各都道府県の意見の概要を報告した。

なお、前述の骨格は、同月二十八日の「自然災害から国民を守る国会議員の会」総会において了承された。

また、本会は、国土庁の検討委員会や前述の国会議員の会等から住宅再建支援に係る特定の課題について意見  
を求められた場合に対処するため、平成十二年五月十二日に地震対策特別委員会幹事会検討委員会を開催し、住  
宅の災害共済制度と前述の骨格について検討することとするとともに、個別具体的な検討を行うため部会（検討  
委員会構成都府県の防災担当課長をもって構成）を設置した。

第一回検討部会は同月二十五日に開催され、住宅の災害共済制度や前述の骨格を中心に問題点の整理等を行っ

た。

平成十二年七月四日の地震対策特別委員会（委員長・石川静岡県知事）においては、本会の来年度国への要望案のうち「災害対策に関する要望」が了承されるとともに、「自然災害から国民を守る国会議員の会」の「被災者住宅再建支援制度骨格」等に対する本会の意見をまとめた。

さらに、本会が従来から要望してきた「住宅災害共済制度の創設」について引き続き国へ要望するとともに、共済制度の基本的枠組みのあり方等と新たに提案された「被災者の住宅確保・再建支援制度」とを併せて検討することとなった。

（被災者の住宅再建支援制度に関する動向―その二―）

平成十二年九月八日、「自然災害から国民を守る国会議員の会」からの要請に基づき、同会総会及び同会の被災者住宅再建促進小委員会に本会の石川地震対策特別委員長（静岡県知事）及び貝原兵庫県知事が出席し、同会がまとめた「被災者住宅再建支援制度骨格」について、同年七月十八日の全国知事会議（兵庫県東浦町）で取りまとめた「被災者生活再建支援制度の基本的考え方」に沿って本会の意見を述べた。また、貝原兵庫県知事は、被災を経験した知事の立場から、住宅再建支援制度について意見を述べた。

また、あわせて、今後、「住宅災害共済制度」と「被災者の住宅確保・再建支援制度」を検討していくことの説明を行った。

平成十三年四月二十日には、「与党災害対策に関するプロジェクトチーム」の要請に基づき、地方公共団体からのヒアリングの場に、地震対策特別委員会委員長名の「住宅再建支援制度について」（資料）を提出し、今井新潟県副知事が出席して意見を述べた。

平成十四年度に至り、平成十五年度が被災者生活再建支援法施行後五年となることから、地震対策特別委員会専門部会において、制度の見直しについての検討に着手することとした。

平成十四年六月七日には、衆議院災害対策特別委員会の要請に基づき、地震対策特別委員会委員長の石川静岡県知事と片山鳥取県知事が同委員会に出席し、住宅再建支援制度等について意見を述べた。

さらに、自然災害支援に係る国、地方の意見交換会が平成十五年二月三日及び三月七日に開催され、内閣府と本会地震対策特別委員会の作業部会のメンバー等が出席し、意見交換を行った。

(制度創設のための緊急決議等―本会―)

また、平成十五年七月十七日には、全国知事会議(岐阜県高山市)において、居住確保の契機として、公的支援による住宅再建支援制度を早急に創設する必要があるため、都道府県は住宅再建支援制度の創設のために、新たに拋出することや、国は平成十六年度予算及び住宅再建支援制度の立法措置を早期に構築することなどを内容とする「自然災害被災者支援制度の創設等に関する緊急決議」を決議し、同年七月二十八日に内閣官房をはじめ政府・国会の関係要路に要望した。

平成十五年八月八日には、本会は、自然災害で被害を受けた住宅の再建を公的に支援する自然災害被災者支援制度の創設及び被災者生活再建支援制度の支給対象要件等の緩和についての改正を内容とする緊急要望を取りまとめ、本会を代表して、井戸兵庫県知事、鈴木静岡県副知事が、内閣官房、内閣府、総務省、財務省の各府省幹部、自然災害から国民を守る国会議員の会役員、自由民主党三役及び衆・参議院災害対策特別委員会委員に、また、前日の七日には、石川地震対策特別委員会委員長(静岡県知事)が内閣府防災担当大臣に要請活動を行った。

さらに、本会は、平成十五年十月九日、地震等の自然災害で被害を受けた被災者への住宅再建支援制度の創設

及び被災者生活再建支援制度の支給対象要件の緩和等についての改正を内容とする「自然災害被災者支援制度の創設に係る内閣府案等に関する緊急要望」、当面、総額三百億円の運営資金の規模とし、平成十六年度に拠出するなど内容をとする「住宅再建支援制度の創設に伴う運営資金の拠出に関する申し合わせ」及び都道府県の資金拠出額に対する地方債措置及びこの償還に対する交付税措置など適切な地方財政措置を講ずることを内容とする「住宅再建支援制度の創設に伴う運営資金の拠出に係る地方財政措置に関する要望」を関係機関に合わせて行った。

本会を代表して、石川地震対策特別委員会委員長（静岡県知事）、吉澤北海道副知事、福永東京都副知事及び青木埼玉県副知事が、官邸、内閣府、総務省、財務省の各府省幹部及び自然災害から国民を守る国会議員の会役員、衆・参議院災害対策特別委員会役員及び自民党三役に要請活動を行った。

（制度創設のための緊急決議等、地方六団体）

本会はじめ地方六団体は、平成十五年十一月十九日、地震等の自然災害で被害を受けた被災者への住宅再建支援制度の創設を含む自然災害被災者支援制度の平成十六年度創設に向け、所要の立法措置及び財政措置等と内容とする「自然災害被災者支援制度の創設に関する緊急決議」を行った。なお、この決議内容の実現を目指し、同日開催された地方税財政基盤確立全国大会（地方六団体で構成する地方自治確立対策協議会主催）終了後、梶原本会会長をはじめ地方六団体代表が、福田官房長官、竹中金融担当大臣・経済財政政策担当大臣、自民党三役等関係要路に対し要請を行った。また、これに加え、地方六団体を代表して、藤本兵庫副知事、菅原宮城県出納長等が内閣府、財務省、総務省の各府省幹部及び自然災害から国民を守る国会議員の会等の関係機関に対して本緊急決議の実現方要請を行った。

(居住安定支援制度の創設)

平成十五年十二月二十四日には、平成十六年度政府予算案が閣議決定されたことに伴い、自然災害被災者に対する住宅再建支援制度の創設及び生活再建支援制度の改正に向けて、今回の合意内容では本会の考え方と住宅本体の建設費が対象に含まれないなどの差異があるため、今後とも制度の充実に向け取り組むとする「居住安定支援制度の創設」等に係る本会梶原会長談話を発表した。

なお、平成十六年度政府予算案において、現行の支援金に加え、住宅再建等に要する経費について最高二百万円の支援を行う居住安定支援制度を創設することが認められた。

本会が、平成十五年に自然災害被災者支援制度の創設等に関し実施した緊急決議等は、次のとおりである。

- ・平成十六年度国の施策並びに予算に関する提案・要望「居住確保の支援制度の創設」(七月十九日)
- ・自然災害被災者支援制度の創設等に関する緊急決議(七月十九日)
- ・自然災害被災者支援制度の創設に係る制度設計等に関する緊急要望(八月八日)
- ・自然災害被災者支援制度の創設に係る内閣府案等に関する緊急要望(十月九日)
- ・住宅再建支援制度の創設に伴う運営資金の拠出に関する申し合わせ(十月九日)
- ・住宅再建支援制度の創設に伴う運営資金の拠出に係る地方財政措置に関する要望(十月九日)
- ・自然災害被災者支援制度の創設に関する緊急決議(地方六団体)(十一月九日)
- ・「居住安定支援制度の創設」等に係る本会会長の談話(十二月二十四日)

平成十六年に入り、本会は、三月十七日、政府が第百五十九回通常国会に居住安定支援制度の創設を含む被災者生活再建支援制度の拡充として提出した「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」に対し、住宅本体

の建築費が対象とされていないなどを含め、住宅再建支援制度等の充実を図るため、早期に総合的な検討を加え、制度の見直しを行うなどの必要な措置を講じ、本改正法律案に附則又は附帯決議を付されるよう「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案に関する緊急要望」を行った。

本会を代表して、石川地震対策特別委員会委員長（静岡県知事）はじめ、宮崎高知県危機管理担当理事等が、内閣府防災担当大臣、総務大臣、衆・参議院災害対策特別委員会委員長、自然災害から国民を守る国会議員の役員、自由民主党三役及び国会対策委員長等の関係先に要請活動を行った。

また、平成十六年三月三十日開催された全国知事会議では、「住宅再建支援制度への運営資金の拠出に係る按分方法及び拠出額について」が議案として提出され、地震対策特別委員会委員長の石川静岡県知事から本案件に関する検討経過等について報告があり、協議を行ったが、住宅本体が支援の対象となっていないことや、都道府県の厳しい財政状況の中で、三百億円の拠出の適否、あるいは、分割拠出を容認するかなどについて各知事から様々な意見が出され、今後、全都道府県の全会一致の合意に向けて更に協議を重ね、意見集約を図っていくこととされた。

その後、五月二十五日に開催された全国知事会議において、「住宅再建支援制度への運営資金の拠出に係る申し合わせ」が提出され、採決の結果、四十六対一で可決され、三百億円の追加拠出を行うこととなった。

住宅再建支援制度は、平成十六年四月に被災者生活再建支援法が改正され、従来の生活再建支援金制度に加え、居住安定支援制度が創設された。

改正法により、①支援金支給限度額を百万円から三百万円に引き上げる。②都道府県が拠出した運用資金を、取り崩し可能なものとする（あわせて、拠出に係る地方債の特例措置も創設）こととされた。

しかしながら、居住安定支援制度では、住宅本体の建築費等が支援対象となっていないなど、本会の提案する住宅再建支援制度とは差異があり不十分な制度となっていることから、衆参両院において附帯決議された法の施行後四年を目途として行う制度の見直しに向けた取組みをはじめ、今後とも、制度の充実に向けて取り組む必要があることから、本会は、「平成十八年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十七年七月十三日）の中で、「被災者生活再建支援制度については、住宅本体の建築費、補修費を支給対象とするなど制度の拡充を図ること。また、被災者生活再建支援基金では対応できない大規模な災害が発生した場合に、国の全額保証とするなど所要の支援措置を講じるよう」被災者生活再建支援制度の拡充等を要望した。

（居住安定支援制度の見直し）

平成十八年七月の災害対策特別委員会（委員長 石川静岡県知事）において、平成十六年三月の被災者生活再建支援法の改正時における国会の附帯決議に基づき、現状の議論を踏まえ、幅広い観点から被災者生活再建支援制度の見直しを検討することとなり、同年十月二十七日、災害対策特別委員会専門部に各ブロックの代表都府県等で構成する検討会を設置し、課題や今後要望していく事項等について協議した。

同年十一月二十八日の第二回検討会において、課題毎に役割分担して、調査・分析を実施することを決定し、平成十八年十二月二十六日～平成十九年十月十七日にかけて被災者生活再建支援制度等に関する県単独事業の実施状況などについて全国都道府県調査を行うとともに、被災者生活再建支援金の支給状況を分析するため、平成十九年十月九日～十二日及び二十四日にかけて、平成十六年度以降の約九千件の申請書類をデータ化する作業を実施した。この結果、災害を受けた多くの都道府県で県単独の居住支援制度を設けているとともに、居住安定支援に係る支援金を受給した世帯数は、被災者生活再建支援制度の適用となった世帯の半数程度であり、その支給

限度額に対する支援金の支給割合は二分の一度程度にとどまっているなど、制度目的を達成するための十分な機能を果たしていないことが明確になった。

平成十九年三月七日の第三回検討会において、各担当都府県から調査・分析結果の報告があり、四月十九日に検討結果を整理し、災害対策特別委員会専門部会に書面により報告した。また、この検討結果を踏まえ、被災者生活再建支援制度の見直しに関する緊急要望書を作成し、六月十三日の災害対策特別委員会で一部修正の上了承され、七月十二日の全国知事会議において決定した。

同年八月八日に石川災害対策特別委員会委員長が同緊急要望書を溝手防災担当大臣、平沢内閣府副大臣（防災担当）に手交し、①住宅本体の建築費、補修費を支給対象とすること②全壊と認定された世帯が住宅を補修する場合、補修費を支給対象とすること③現行制度で対象となる自然災害が発生した場合には、居住する市町村又は都道府県によって被災者間で不均衡が生じないように、すべての被災区域に適用すること④支給要件となっている年齢・年収要件等を緩和すること⑤大規模半壊世帯についても、生活関係経費を支給対象とすること⑥自宅を再建しない場合や自宅敷地外で再建する場合でも、解体撤去・整地費を支給対象とすること⑦再建のため、地盤復旧が必要となる世帯を支援対象とすること⑧生活関係経費の支給対象となる物品の制限を大幅に緩和すること⑨被災者生活再建支援基金では対応できない大規模な災害が発生した場合には、国において所要の措置を講じること⑩本法の改正施行後四年を用途に、施行状況等を勘案して本制度の検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じることの十項目について要請活動を行った。

## 二 地震防災対策

都道府県が地震防災緊急事業五箇年計画の作成を行い、これに基づく事業に係る国の財政上の特別措置等について定めた「地震防災対策特別措置法」が平成七年十月十七日に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて平成七年六月十六日に公布（同年七月十八日施行）されて以来、都道府県はもとより全国の市町村等は、「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づく地震防災施設等の整備を中心として、各般にわたる地震防災対策を推進した。

しかし、厳しい財政状況等により、現行の地震防災緊急事業五箇年計画の進捗率が低い状況にあり、また、鳥取県西部地震をはじめとした現下の国内外の地震災害の発生状況等に鑑み、今後とも引き続き、地域住民の生命、身体及び財産を地震による災害から守るため、なお一層、地震防災対策の充実・強化を図る必要があることから、平成十二年八月二十四日及び十二月二十日開催された自由民主党地震対策特別委員会（委員長竹山裕参議院議員）において、地方六団体を代表して、本会地震対策特別委員会委員長の石川静岡県知事から、平成十三年三月三十日で期限が切れる「地震防災対策特別措置法」に基づく国の負担等の特例措置の適用期間の延長等について「地震防災対策の推進に関する要望」（地方六団体）を行った。

なお、衆議院災害対策特別委員長提出の「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案」は、平成十三年三月三十日開催の参議院本会議において全会一致で可決、成立し、国庫補助の特例措置の適用期限が五年間延長され、平成十八年三月三十日までとされた。

また、平成十七年九月二十八日には、平成十七年度末をもって「地震防災対策特別措置法」の適用期限が切れることから、自由民主党内閣部会・災害対策特別委員会・地震対策特別委員会合同会議が開催され、本会から泉田新潟県知事が出席し、「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例措置の適用期間の延長について要請を行った。

その結果、「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案」が平成十八年三月十六日に衆議院災害対策特別委員長提案により、第六十四回通常国会に提出され、同年三月三十一日に参議院本会議において可決、成立（三月三十一日公布）し、四月十日から施行されることとなり、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等について、その有効期限は平成二十三年三月三十一日までとされた。

### 三 主な災害対策

#### (一) 平成十一年六月末豪雨災害対策

平成十一年六月末の集中豪雨が西日本を中心に全国各地において、多くの尊い人命を奪うとともに、河川、道路等の公共土木施設、農地・林地及び農林業施設などに甚大なる被害をもたらし、住民生活や地域経済に深刻な影響を与えたことから、本会は、同年七月十五日開催の全国知事会議（鳥取県米子市）で、激甚災害の早期確定や指定基準の緩和、災害復旧事業の早期実施等を含む「平成十一年六月末の豪雨災害の復旧対策に関する緊急要望」を採択し、藤田広島県知事が小渕内閣総理大臣、関谷国土庁長官、自由民主党三役等に対し要望活動

を行った。

これを受け、政府は、同年九月に激甚災害の指定を行い、被災地方公共団体への財政措置を行うとともに、平成十二年三月には激甚災害の指定基準を緩和した。

## (二) 平成十六年大規模災害対策

本会は、平成十六年七月に新潟県、福島県及び福井県を襲った記録的集中豪雨や同年八月に四国四県等を襲った一連の集中豪雨により甚大な人的、物的被害が発生したため、八月十九日の全国知事会議（新潟県新潟市）において、災害予防対策の充実強化、激甚災害法の早期適用、被災者生活再建支援制度の拡充等を内容とする「豪雨による大規模災害対策の充実強化についての緊急提言」を決議し、同年八月二十六日、二十七日の両日、西川福井県知事、飯泉徳島県知事及び高橋新潟県副知事が本会を代表して、内閣官房長官をはじめ、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省の幹部並びに自由民主党三役等に要請活動を行った。

さらに、その後も同年十一月二十三日に発生したマグニチュード六・八、最大震度六強の新潟県中越地震をはじめ、十六年十一月二十日から二十一日にかけての台風二十三号等相次ぐ台風の上陸により、全国各地で大規模な災害が連続して発生し、多数の死者をはじめ多数の家屋の全半壊や農作物等の被害、さらには、道路、鉄道、河川、海岸、港湾、農林地・農林水産業施設等の損壊等、住民の生活基盤や産業基盤に甚大かつ広範な被害をもたらし、被災地の地域社会・地域経済に深刻な影響を及ぼしたことから、同年十一月十一日の全国知事会議において、応急対策、被災者支援、復旧・復興対策、激甚災害法の適用及び特別立法等内容とする「平成十六年大規模災害に係る緊急提言」を決定し、同日と翌十二日の両日、泉田新潟県知事及び井戸兵庫県知事が本会を代表して、内閣府特命担当大臣（防災）をはじめ、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣及び厚生労働省の幹部に要請活

動を行った。

なお、新潟県中越地震については、「災害対策都道府県連絡本部設置要綱」に基づき、十一月二十八日に「新潟県中越地震対策都道府県連絡本部」を本会事務局に設置し、情報収集、連絡に努めるとともに、新潟県からの「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく広域応援の要請を受けて、広域応援計画を作成し、関東地方知事会、中部圏知事会の両ブロックからの職員派遣が行われた。

(三) 豪雪災害対策

平成十七年十二月からの寒波を伴う大雪が、日本海側をはじめとして断続的に降り続き、全国各地において人的・物的被害が発生し、住民生活や経済活動に多大な影響が生じたことから、平成十八年一月十七日に地方六団体は、①除雪費に対する財政措置の充実及び高齢者世帯等の除雪に対する支援策 ②農林水産物・農業用施設復旧等に係る特別の支援措置及び中小企業・農林水産業に対する各種融資制度の拡充等国による迅速かつ強力な支援を図ることを内容とした「豪雪災害に関する緊急提言」を取りまとめ、内閣総理大臣、国土交通大臣等に提出した。

なお、平成十七年度二月補正予算において、平成十七年十二月からの大雪により被害を受けた農業者の再生産に向けた取組みを支援するため、生産施設等の復旧に要する経費を制度資金で借り入れた場合、利子の一部及び債務保証料の全部に対して助成することとされた。

四 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定の改正

平成十六年十一月二十三日に発生した新潟県中越地震において、全国都道府県における災害時の広域応援協定に基づく応援が初めて実施されたが、初動態勢、経費負担等の課題が明らかになった。このため、災害対策特別委員会専門部会において協定内容等について検討を行い、協定を改正するとともに、協定の実施に当たって必要となる実施細目を定めることとなり、平成十八年七月十二日の全国知事会議において、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定を改正した。

また、国民保護法に基づき、平成十七年度に全都道府県で国民保護計画が作成されて、同計画に広域にわたる避難、救援等を実施するための相互応援協定の締結など広域応援体制の整備を図る内容が盛り込まれたことから、災害対策特別委員会専門部会で協定のあり方や内容等について検討し、平成十九年七月十二日の全国知事会議において、全都道府県における災害時の広域応援に関する協定を改正し、国民保護の内容を盛り込むこととするともに、実施細目を災害関係と国民保護関係に分け、それぞれ相違する内容について盛り込めるように改正を行った。

## 第五節 社会福祉・文教・生活環境保全対策

### 一 社会福祉・医療対策

#### (一) 男女共同参画社会の実現

男女がお互いを尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自分らしく個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」づくりは、少子高齢化や経済のグローバル化など、急速な社会情勢の変化に対応していく上で、必要不可欠なものとなっている。

国においても、男女共同参画社会の実現は、二十一世紀のわが国社会のあり方を決定する最重要課題であるにとらえ、平成十一年六月十五日、「男女共同参画社会基本法」が制定され、同基本法に基づき、平成十二年十二月十二日には「男女共同参画基本計画」が策定された。

本会は、「平成十四年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十三年七月十八日）において、配偶者からの暴力の防止について新規に要望した。

平成十五年十二月十九日には、梶原会長直属の研究会として、活力ある地域づくりを進めていくための男女共同参画社会の形成に向けて、地方自治体にとって緊急かつ重要な課題について検討することを目的として、「男女共同参画研究会」（座長 堂本千葉県知事）が発足し、緊急検討課題のひとつとして「次世代育成支援対策推進」のための調査を平成十六年七月から九月までの間、全都道府県及び希望道府県管内全市町村（二十八道府県、千九百十市町村）を対象に実施し、平成十六年十月に次世代育成支援対策推進のための都道府県調査結果報告を、平成十七年二月に同市町村調査結果報告をそれぞれ取りまとめた。

また、本会は、平成十七年七月十三日、十四日の全国知事会議（徳島県徳島市）において、男女共同参画基本計画への地方公共団体の意見の反映、DV（ドメスティック・バイオレンス）対策についての広域連携の推進を内容とする「男女共同参画社会の実現に向けての提言」を決定し、同年七月二十二日、堂本男女共同参画特別委員会委員長（千葉県知事）が本会を代表して、内閣府事務次官に対し、提言を行った（「人権問題」参照）。

さらに、同年十月十三日には、本会の男女共同参画特別委員会は、①次世代育成支援対策の推進について ②自治体における女性職員の登用、働きやすい職場環境づくりについて ③女性の健康支援について ④DV対策の推進についてを柱立てとする「男女共同参画基本計画改定に関する意見」を決議し、男女共同参画特別委員会委員長の堂本千葉県知事が内閣府林田副大臣へ要請活動を行った。

平成十七年十二月二十七日には、「男女共同参画基本計画」（第二次計画）が策定された。第二次計画の重点項目は、①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ②男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 ③雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ④活力のある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立 ⑤男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援 ⑥高齢者等が安心して暮らせる条件の整備 ⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶 ⑧生涯を通じた女性の健康支援 ⑨メディアにおける男女共同参画の推進 ⑩男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 ⑪地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 ⑫新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進となっている。

また、本会は、平成十八年六月三十日、男女共同参画特別委員会にワーキングチームを設置の上、八月から九月にかけて全都道府県に対し、「DV被害者支援の広域的対応に関する調査」及び「都道府県男女共同参画計画の推進に関する調査」を実施した。その結果、DV被害者の一時保護に係る広域連携に関しては、費用負担の問題を含め、保護の実施責任等の明確化を図る必要性が明らかになったことから、全国知事会における統一ルール作りについて協議を重ね、平成十九年三月二十三日の特別委員会において、「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申合せ（案）」を取りまとめた。

## （二）次世代育成支援対策（少子化対策）

少子化対策については、本会は従前から「国の施策並びに予算に関する要望」において「少子化問題に関する総合的施策の推進」を要望しており、国においては、平成六年十二月に策定された「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」及びその施策の具体化の一環として平成七年度から五年間の目標事業量を定めた「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方（緊急保育対策等五か年事業）」により対策が推進されていた（「全国知事会五十年史」参照）。

しかし、出生数や合計特殊出生率の低下傾向はさらに進行し、少子化は、福祉のみならず社会的、経済的にも大きな問題と捉えられるようになった。政府においては、平成十一年五月に「少子化対策推進関係閣僚会議」が設置され、同年末までに少子化対策の基本方針を策定することとされた。六月には、内閣総理大臣が主宰し関係各界、各層の代表者を構成員とする「少子化への対応を推進する国民会議」が開催され、本会からも土屋会長（後に梶原会長）が構成員となった。

本会は、「平成十二年度国の施策並びに予算に関する要望」（平成十一年七月十五日）においては、エンゼルプランに基づく緊急保育対策等五か年事業が平成十一年度で終了することから、同事業に続く新たな施策を講じることを要望するとともに、乳幼児医療費助成に対し財源措置を講じるなど地方公共団体が地域の実情に即して行っている施策に配慮しつつ、少子化対策を総合的に推進することを要望した。

これに対し、政府においては、少子化対策推進関係閣僚会議で検討が行われ、平成十一年十二月、政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として「少子化対策推進基本方針」が策定された。また、これに基づく重点施策の具体的実施計画として、大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治各省の六大臣の合意により「新エンゼルプラン」（平成十二年度～十六年度）が策定された。「新エンゼルプラン」は、これまでの保育サービス

関係ばかりでなく、雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加えた実施計画とされた。

さらに、平成十三年七月には、男女共同参画会議の「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」（平成十三年一月）に基づき、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定され、これに基づく「待機児童ゼロ作戦」等により、子育てと仕事の両立のための環境整備に重点を置いた対策を実施することとされた。

しかし、平成十四年一月に発表された「日本の将来推計人口」においては、従来、少子化の主たる要因と見られていた晩婚化に加え、結婚した夫婦が生涯に生む子ども数の減少という新しい現象が見られたことから、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予想された。

このため、小泉総理大臣は、「これまでの厚生労働省の枠を超えた幅広い分野について、子育てしやすい環境はどうあるべきかなど少子化の流れを変えるための実効性のある対策を検討するように」との指示を出し、厚生労働省において、少子化対策基本方針の下で更なる対策を講じることとして「少子化対策プラスワン」が取りまとめられた。同対策においては、従来の取組みが子育てと仕事の両立支援の観点から、保育に関する施策を中心としていたのに対し、子育てをする家庭の視点から見た場合には、より全体として均衡のとれた取組みを着実に進めていくことが必要であるとして、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という四つの柱に沿って、総合的な取組みを推進することとされた。

また、平成十五年三月には、少子化対策推進関係閣僚会議において、政府における「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が決定され、平成十五年及び十六年の二年間を次世代育成支援対策の「基盤整備期間」と位置づけ、一連の立法措置を講じることとされた。これに沿い、平成十五年三月には、国、地方公共団体、事業主及

び国民の責務を明らかにし、十年間の集中的・計画的な取組みを促進するための「次世代育成支援対策推進法案」及び地域における子育て支援の強化を図るための「児童福祉法の一部を改正する法律案」が第百五十六回通常国会に提出され、同年七月に成立した。

一方、同年一月には、議員提案により、少子化社会において講じられる施策の基本理念などを示した「少子化対策基本法案」が同国会に提出され、七月に成立した。同法により、少子化に対処するための施策の大綱案作成などのため、内閣総理大臣を会長とする「少子化社会対策会議」が内閣府に設置され、九月に第一回会議が開催された。なお、これに伴い、「少子化対策推進関係閣僚会議」は廃止された。

平成十六年には、次世代育成支援対策関連三法案として、児童手当の充実（支給対象年齢の引上げ）を図る「児童手当法の一部を改正する法律案」、児童虐待防止対策等の充実や新たな小児慢性特定疾患対策の確立を図る「児童福祉法の一部を改正する法律案」、育児休業制度をより利用しやすい仕組みとする（休業期間の延長、子の看護休暇制度の創設等）ための「育児・介護休業法等の一部を改正する法律案」が第百五十九回通常国会に提出され、児童手当法改正案は同国会において、他二案は第百六十一回臨時国会において成立した。

また、六月には、「少子化社会対策会議」の決定に基づき、「少子化社会対策大綱」が閣議決定された。大綱では、「日本が『子どもを生み、育てにくい社会』となっている現実を、我々は直視すべき」とし、少子化の流れを変えるための「三つの視点」、「四つの重点課題」、「二十八の具体的行動」を提示するとともに、施策の効果的推進を図るため平成十六年中に具体的実施計画を策定するとされた。

このような中、本会は、「平成十七年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十六年七月十五日）において、次世代育成支援対策の充実を図るため、多様な保育サービス等子育て支援対策の拡充を図ること、平

成十七年度からスタートする「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画の取組みが円滑に推進されるように支援することなどを要望した。

これに対し、十二月には、少子化社会対策会議において、「少子化社会対策大綱」の具体的実施計画として、「子ども・子育て応援プラン」が決定された。同プランでは、「少子化社会対策大綱」において政府が特に集中的に取り組むべき課題として掲げられた四つの重点課題（「若者の自立とたくましい子どもの育ち」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」、「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」、「子育ての新たな支え合いと連携」）に沿って、五年間に講じる具体的な施策と目標が掲げられた。

しかし、平成十六年及び十七年にそれぞれ発表された前年の合計特殊出生率は、いずれも一・二九と過去最低であった。本会は、少子化の流れが止まらない状況にあつて、次世代育成支援対策が急務であることから、「平成十八年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十七年七月十三日）において、新たに「次世代育成支援対策の推進」の項目を設け、子どもの健やかな育ちや子育て支援のための環境整備の推進、子育て家庭に対する経済的支援策の充実、雇用対策を含めた仕事と子育てを両立させるための取組み、地方公共団体における取組みへの支援を要望した。

#### ① 子育て支援対策の拡充

・ 地域の実情に応じた多様な保育サービスや子育てを支援する環境整備等の拡充

#### ② 子育て家庭の経済的負担の軽減

・ 乳幼児医療の対象者の拡大等医療保険制度の一層の充実その他支援策の拡充

#### ③ 仕事と家庭の両立の推進

- ・ 出産及び子育てをしやすい雇用環境の整備に積極的に取り組む事業主に對する支援
  - ・ 一般事業主行動計画の策定・届出の推進、施策の確実な実施に向けた法制度等整備の検討
- ④行動計画に基づく地方公共団体における取組みに對する支援

この「提案・要望」を決定した全国知事会議においては、次世代育成支援対策について多くの意見があり、本会として特別委員会を設置して取り組む方針となり、平成十七年九月一日付けで「次世代育成支援対策特別委員会」の設置を決定した。

一方、政府においては、前述の「少子化社会対策大綱」及び「子ども・子育て応援プラン」に掲げた課題の検討やフォローアップ等を行い、少子化社会対策の戦略的推進を図るため、内閣官房長官が主宰し関係閣僚及び有識者からなる「少子化社会対策推進会議」が設置（平成十七年十月二十七日少子化社会対策会議決定）され、同時に、同会議の下に、少子化対策担当大臣が主宰し有識者からなる「少子化社会対策推進専門委員会」が設置された。

政府による検討が進められる中、本会は、十二月二十一日に委員二十八名により次世代育成支援対策特別委員会の初会合を開催、潮谷熊本県知事を委員長に選任し、国への提言に向け協議を開始した。その後、平成十八年五月十六日に、「次世代育成支援対策に関する提言」を取りまとめ、潮谷委員長（熊本県知事）が、厚生労働大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）に對し、要請活動を行った。

この提言は、国、企業、そして社会全体における次世代育成支援の取組みを進めるよう、次の三つの取組みを柱に、実施すべき具体的な施策について取りまとめられており、これらを「骨太の方針二〇〇六」などに十分反映させ、早急を実施するよう強く求めたものである。

1 社会保障費における児童・家族関係給付の充実を図る

(1) 子どもを持つことが大きな不利とならないよう、経済的支援の充実

(2) すべての親子を対象とした子育て支援サービスの充実を図る

(3) 次代の親となる子どもたちを健やかに育てる

2 企業における働き方の見直しの促進

(1) 「仕事か子どもの二者択一」の解消に向け、働き方の見直しを進める

(2) 家庭を築く基盤づくりとして、若者の就労支援の強化を図る

3 子育てについてのポジティブ・キャンペーンや国民運動の展開

この後、政府においては、前年の出生数が百六万人、合計特殊出生率が一・二六といずれも過去最低を記録したことが明らかになる中、六月の「少子化社会対策会議」で「新しい少子化対策について」が決定された。これは、①すべての子育て家庭を支援、②乳幼児期にある子育て家庭に対して重点的に支援、③働き方の改革を大きく進めていく、④家族・地域の絆の再生や社会全体の意識改革を図るために国民運動を推進、という考え方に基づいており、「子ども・子育て応援プラン」の推進にあわせ、対策を強力に推進することとして「骨太の方針二〇〇六」にも盛り込まれた。

本会はさらに、「平成十九年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十八年七月十二日）において、「次世代育成支援対策の推進」の項目を五月の提言に沿った内容の七項目に刷新し、要望した。

これに対し、平成十九年二月、三歳未満の乳幼児に対する児童手当の額を一律月一万円とする「児童手当法の一部を改正する法律案」、育児休業給付の拡充のための「雇用保険法等の一部を改正する法律」などが第百六十

六回通常国会に提出され、成立した。

(三) 介護保険制度

介護保険制度は、一九九〇年代半ばから社会保障制度審議会、老人保健福祉審議会等において制度創設についての検討が重ねられた。

その後、公聴会の議論や本会をはじめ地方三団体の意見等を踏まえて取りまとめられた介護保険法案は、平成八年十一月二十九日に第三百三十九回臨時国会に提出された後、二度にわたり継続審議とされてきたが、衆議院、参議院のそれぞれにおいて修正が加えられた後、平成九年十二月九日に可決成立し、平成十二年四月から施行されるに至った。介護保険制度は、医療保険制度や年金制度に次いで、四十年ぶりに作られた新しい社会保障制度で、創設に当たっては賛否両論、紆余曲折の末、スタートした。

なお、医療保険福祉審議会老人保健福祉部会（柿本奈良県知事が委員に就任）は、平成九年十月に設置され、介護保険法の施行のための政省令の内容の審議が行われた。

介護保険法の施行に向けて、新ゴールドプランの早期達成などサービス基盤の整備や実施体制の確立が急務となったことから、新ゴールドプランの関係経費については、平成十一年度予算において、総額八、七七七億円を確保し、サービス基盤の整備を行うこととされた。

本会は、平成十二年度からの介護保険制度の実施を控え、平成十年十二月二十一日の全国知事会議での提案を受け、地方公共団体の財政負担に対する明確かつ十分な財政措置、低所得者に対する対策、明確な要介護認定基準等の設定、家族介護に対する支援策の充実について、国に特段の配慮を求めた「介護保険制度に関する緊急要望」を取りまとめ、平成十一年一月二十六日に自治省及び厚生省に提出した。

さらに、本会は、次のとおり要望活動等を行った。

・平成十一年八月二十六日に開催された自由民主党介護保険制度対策本部（本部長 亀井善之議員）による地方六団体との懇談会において、本会代表の佐藤福島県知事（副会長）から介護保険制度の円滑な実施に向け、財政措置、介護サービスの基盤整備、低所得者 対策等について要請した。

・平成十一年十一月四日には、本会を代表して浅野社会文教調査委員会委員長（宮城県知事）から介護保険料の徴収を猶予するという与党三党の合意に対し、制度の根幹を変更し地方公共団体に混乱を生じることのないよう、慎重かつ万全の対応を求めた「介護保険制度導入に係る緊急要望」を内閣総理大臣、内閣官房長官、官房副長官に提出した。

こうした本会等からの要請を受け、政府は、平成十一年十一月五日に、高齢者保険料の特別措置、医療保険者対策、低所得者の利用者負担の軽減、家族介護支援対策、介護予防・生活支援対策等を内容とする介護保険法の円滑な実施のための特別対策を示した。

なお、補正予算で、介護保険制度の早期定着のための対策の推進として介護保険基盤の整備費等及び介護保険制度に関するシステムの改善・整備費が措置された。

また、平成十一年十二月二日には、地方自治確立対策協議会主催の「地方財政危機突破総決起大会」において、「地方財政危機突破に関する決議」を行い、この中で、介護保険に係る特別対策及び調整交付金の別枠化について、国の責任の下に万全の措置を講じるよう政府及び国会議員要請した。

平成十四年度に入り、本会は、「平成十五年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十四年七月十八日）において、高齢者施策の充実及び介護保険制度の円滑な運営を図るため、「各種サービスの利用状況等を

踏まえて介護報酬を適切に見直すとともに、介護支援専門員への活動支援及び研修などを拡充すること。」を要望した。

また、介護保険制度については、平成十五年度からの第二期事業計画期を迎えるに当たり、社会保障審議会介護給付費分科会において介護報酬の改定に向けた審議が行われ、平成十五年一月に「介護報酬の改定について」の答申が行われたが、本会からは、澄田島根県知事が委員として参画し、居宅介護支援の報酬引上げや低所得者への配慮などの意見を述べた。

平成十五年度予算においては、介護保険については、在宅分平均〇・一%、施設分平均マイナス四・〇%、平均マイナス二・三%の介護報酬の改定を行うとともに、介護支援専門員に対する支援等による介護サービスの質の向上を図るため、ケアマネジメントレーダーの養成やケアマネジャーに対する個別相談窓口の設置、在宅サービス、施設の管理者等に対する研修事業等を実施することとされた。

また、平成十七年度を用途とした制度の見直しについて、本会は、「平成十六年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十五年七月十七日）の中で、「制度の施行状況等を踏まえて介護保険制度の見直しを進めるとともに、介護支援専門員への支援体制の整備及び研修の充実などを図ること。」を要望した結果、平成十六年度において、介護サービスの質の向上を図るための第三者評価モデル事業を新たに実施するとともに、ケアマネジメンツの質の向上を図るための現任研修やケアマネジメントレーダー活動等支援事業の推進、グループホームの開設計画者に対する研修の実施等の痴呆性高齢者対策の推進、介護サービスの適正化の推進等を図ることとされた。

なお、平成十七年度を用途とした介護保険制度の見直しに向けては、平成十五年六月に社会保障審議会介護保

除部会が新たに設置され、本会からは、潮谷熊本県知事が委員として参画した。さらに、厚生労働省内に介護制度改革本部を設置し、障害者保健福祉施策との関係を含めた制度横断的な課題の検討が進められた。

平成十六年五月十四日に開催された介護保険除部会には、潮谷熊本県知事が本会の意見を提出し、制度見直しに関する意見を述べた。

また、同部会は同年七月三十日に「介護保険制度の見直しに関する意見」、更に同年十二月に「被保険者・受給者の範囲の拡大」に関する意見」をまとめ、これらに基づく制度改革について、平成十七年二月の第六六十二回通常国会に介護保険法等の一部を改正する法律案が提出され、同年六月二十二日の参院本会議において可決、成立（六月二十九日公布）した。改正法に基づく多くは、平成十八年四月一日施行となったが、特別養護老人ホームなどの介護保険施設での食費・居住費を原則自己負担とする改正は、平成十七年十月一日から先行実施された。

介護保険法改正の概要は次のとおりである。

- ① 予防重視型システムへの転換  
介護予防サービス事業、地域支援事業を創設する。
- ② 施設給付の見直し  
施設入所者の食費・居住費の「ホテルコスト」を原則、自己負担とする。
- ③ 新たなサービス体制の確立  
地域密着型サービス等生活を継続できるよう、サービス体制の見直し、整備を行う。
- ④ サービスの質の確保・向上

良質なサービスの提供のため、情報開示の徹底、事業者規制の見直し等を行う。

⑤ 負担の在り方・制度運営の見直し

被保険者の負担能力の適切な反映、利用者の利便性の向上、市町村の事務負担の軽減等の観点から所要の見直しを行う。

本会は、平成十八年度から施行される新たな介護保険制度への円滑な移行等を図るため、「平成十八年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十七年七月十三日）において、①介護予防施策、認知症対策等の充実 ②平成十八年度から施行される新たな介護保険制度への円滑な移行 ③介護報酬の適切な改定 ④介護支援専門員への支援体制の整備及び研修の充実等を要望した。

また、平成十八年度介護報酬等改定に向けて、社会保障審議会介護給付費分科会（本会からは、社会文教常任委員会委員長（浅野前宮城県知事及び神田愛知県知事）が委員として参画）が平成十八年一月二十六日に開催され、川崎厚生労働大臣から諮問のあった「平成十八年度介護報酬等の改定案」を原案どおり即日答申した。

平成十八年度介護報酬等の改定では、①中重度者への支援強化 ②介護予防・リハビリテーションの推進 ③地域包括ケア・認知症ケアの確立 ④サービスの質の向上 ⑤医療と介護の機能分担・連携の明確化を基本的な視点とした上で、その報酬について、全体で〇・五%の引下げを行う。また、介護保険法等の一部を改正する法律による制度的な見直しが行われ、介護予防サービス、地域密着型サービス等の新サービスが、平成十八年四月から施行された。

平成十八年末から十九年にかけて、都道府県の監査により、大手介護事業者「コムスン」が不正な手段によって指定を受けていたことが次々と発覚した。また、「コムスン」は指定取消処分聴聞通知発出前に事業所の廃

止届を提出し、指定取消処分を免れるなどの反社会的行為を行った。本会では、今後このような反社会的行為の発生を許さないよう、「平成二十年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十九年七月十二日）において、介護保険法の事業者指定に係る事業規制についての法整備を要望した。

#### (四) 人権問題

本会は、「平成十四年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十三年七月十八日）において、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進すること、及び「人権侵害の被害者救済に関する施策の充実に関する基本的事項について」の答申を踏まえ、法的措置を含め必要な措置を講じることを要望するとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護並びに児童虐待防止対策の拡充について新規に要望した。

なお、同問題については、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限が、平成十三年度末に到来することから、今後、国において、教育等の一般対策の活用を円滑に進めるとともに、国民の正しい理解と認識を一層深めるための教育及び啓発活動を推進していく必要があるとの要望を行った。

政府は、平成十二年十二月に公布、施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第七条の規定に基づく「人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画」を策定するため、平成十三年十二月、「人権教育・啓発に関する基本計画（中間取りまとめ）」を発表したが、本会は、平成十四年一月三十一日、「人権教育・啓発の基本的在り方について、あらゆるライフステージにおいて、教育、啓発を推進していくためには、生涯学習の観点からも「人権教育・啓発」をとらえ、単なる教育や啓発だけでなく、自ら学ぶことについての機会をつくることが必要である。」（ことなどを趣旨とした意見書を法務省に提出した）。

また、人権侵害の被害者救済については、平成十三年五月の答申に引き続き、平成十四年四月、人権擁護推進審議会から「人権擁護委員制度の改革」についての答申が行われ、この答申を踏まえて、平成十四年三月八日、「人権擁護法案」が第百五十四回通常国会に提出された。法案の主な内容は、現行の人権擁護制度を抜本的に改革し、独立行政委員会として人権委員会を設置し、人権侵害による被害の実効的な救済と人権啓発の推進を図ることである。

なお、人権擁護法案は、第百五十五回国会、第百五十六回国会と三会期連続で審議されたが、平成十五年十月に衆議院の解散により廃案となった。

政府は、「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定に当たって、本会をはじめ、広く意見募集を行った。

なお、平成十四年度予算において、配偶者からの暴力への対策については、婦人相談所における休日・夜間の強化を図るとともに、被害者の一時保護を委託する制度を創設するなどの措置を講じるとともに、児童虐待防止対策については、家庭訪問等身近な地域での支援事業の実施、児童委員の虐待防止活動への取組みの促進、児童相談所の体制強化など所要の措置が講じられた。

また、本会は、平成十七年七月十三日、十四日に徳島県徳島市で開催された全国知事会議において、男女共同参画基本計画への地方公共団体の意見の反映、DV（ドメスティック・バイオレンス）対策についての広域連携の推進を内容とする提言を決定した。

平成十八年に至り、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在しており、また、最近においては、児童や高齢者等に対する虐待、インターネットを利用した差別表現の流布など、様々な人権侵害が繰り返されていること

から、平成十八年十月二十三日、地方六団体は、①人権侵害被害者の実効的な救済を図ることを内容とする法の早急な制定 ②人権教育・啓発活動の一層の充実・強化に向けた施策の推進を内容とする「人権侵害被害者の救済並びに人権教育啓発推進に関する要望」を取りまとめ、法務大臣に申入れを行った。

(五) 医療保険制度改革等

本会は、平成九年九月八日、全国市長会、全国町村会と共同して、政府、与党において検討が進められている医療保険制度の抜本改革に対する今後の進め方に関する要望を取りまとめ、与党医療保険制度改革協議会委員、与党政調会長、政審会長、関係部会長、厚生省、大蔵省、自治省幹部等に要請を行った。

医療保険制度の抜本改革について、政府は、当面の医療保険財政の逼迫に対処するため、患者負担の引上げを主な内容とする健康保険法等の一部改正法案を平成九年二月に国会に提出し、当該法案は、同年六月に可決成立した。なお、その審議に当たり、与党三党は、同法の施行される同年九月までに、本格的な高齢社会の到来、医療費の増大に対応するための医療保険制度の抜本改革のプログラムを取りまとめるとの合意を行い、検討を続けることとした。そのため、与党三党で設置している「与党医療保険制度改革協議会」（以下「与党協二」(座長 丹羽雄哉元厚生大臣)において、関係者からの意見聴取、厚生省案や関係団体の提案の検討を行い、同年八月二十九日に、与党協は、本格的な高齢社会の到来に対応するための医療保険制度の抜本改革のプログラムとして、①従来の薬価基準制度の廃止と参照価格制度の導入 ②慢性期医療への定額払いを原則とする新しい診療報酬体系の構築 ③独立の高齢者医療保険制度の創設などを盛り込んだ「二十一世紀の国民医療く良質な医療と皆保険制度確保への指針」を取りまとめた。

このような動きを背景として、本会をはじめとする地方三団体は、医療保険制度の抜本改革に対する今後の進

め方に關し、この指針では明示されなかつたものの、その検討過程において、高齢者医療保険制度の保険者として「都道府県又は市町村」を想定するなど、地方公共団体の行財政運営に大きな影響を及ぼす議論が行われた経緯も踏まえ、今後、関係者間で十分な議論が行えるよう要望することとした。

厚生省は、平成十二年度を別途とした医療保険制度の抜本改革に關し、平成九年十月二十九日に設置した医療保険福祉審議会制度企画部会において、与党協の取りまとめた指針を踏まえながら、診療報酬体系、薬価基準制度及び高齢者医療制度等の見直しについて、また、医療提供体制の改革については、医療審議会（澄田前島根県知事が委員）においてそれぞれ検討を進めた。

平成十一年度に入り、高齢者保健医療制度の改革について、医療保険福祉審議会制度企画部会において、平成十一年十一月に取りまとめた意見書を踏まえ更に審議が行われ、平成十一年八月十三日に新たな高齢者医療制度の枠組みと高齢者の負担のあり方に関する考え方をまとめた意見書（新たな高齢者医療制度のあり方について）が出された。

また、医療審議会において、平成十一年七月一日に「医療提供体制の改革について（中間報告）」が取りまとめられ、その後、医療提供体制の改革の具体化に向けた審議が進められた。

薬価制度・保健医療材料制度の改革については、中央社会保険医療協議会の専門部会で検討が行われ、平成十一年十二月十七日には、不合理な薬価差の解消という社会的要請に応えるため、従来のR幅方式に代わる新たな薬価改定ルールを早急に検討し、平成十四年度までにその導入を図る内容とする「薬価制度改革の基本方針」が、また、十二月十五日には「保健医療材料制度改革の基本方針」が取りまとめられた。さらに、十二月一日には同審議会の診療報酬基本問題小委員会において「診療報酬体系（医科・歯科・調剤）のあり方に関する

る中間報告」が取りまとめられた。

なお、医療保険福祉審議会運営部会において、医療保険制度・老人保健制度に関し、薬剤一部負担の廃止と老人に係る患者一部負担金の見直しなどの改正案について審議され、「健康保険法等の一部を改正する法律案」、「医療法等の一部を改正する法律案」が第四百四十七回通常国会に提出されたが廃案となり、第五百五十回臨時国会で再提出され、平成十二年十一月三十日可決、成立し、それぞれ平成十三年一月一日、同年三月一日から施行された。

健康保険法等の一部改正の主な内容は、医療保険制度の安定的運営を確保するため、老人に係る薬剤一部負担の廃止、老人の原則定率一割負担の導入、負担能力に応じた高額療養費の自己負担限度額の見直し等である。

また、医療法等の一部改正の主な内容は、入院医療を提供する体制の整備として結核、精神、感染症病床以外の病床を療養病床及び一般病床に区分すること、医療における情報提供の推進として、広告規制の緩和すること、また、医療従事者の資質向上のため診療に従事しようとする医師・歯科医師の臨床研修の必修化等の改正である。

本会は、「平成十四年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十三年七月十八日）において、わが国の医療提供体制は、戦後、国民皆保険制度の下、国民が利用しやすい体制を整備してきたところであるが、最近のめざましい医療技術の進歩、急速な高齢化の進展等医療を取り巻く環境の著しい変化に対応して、その体系的整備を推進する必要があることから、①医療提供体制の体系的整備の推進 ②公的病院の経営健全化 ③医療保険制度の速やかな改革等について要望した。

平成十三年九月二十五日、厚生労働省から「医療制度改革試案」が公表されたが、この改革試案を審議するため、九月七日には社会保障審議会医療保険部会が、また九月十七日には同審議会医療部会が設置され、本会から

は、医療保険部会に浅野宮城県知事が、医療部会に麻生福岡県知事がそれぞれ委員として就任した。

同年九月二十八日開催の医療保険部会においては、委員の浅野宮城県知事が、「持続可能で安定的な制度を構築するためには、国民皆保険制度の基本的コンセプトを維持しつつ、均衡のとれた負担と給付が確保されるよう、医療保険制度について、全国レベルでの一元化を含めた抜本的な改革を目標とすること。」さらに「この改革が、国、地方等への財政に及ぼす影響を定量的に明らかにすること。特に、国民健康保険財政はどのように改善されていくのか明らかにされたい。」という趣旨の申入れを行った。

同年十一月二十九日には、政府・与党社会保障改革協議会から「医療制度改革大綱」が公表され、本会が長年主張してきた医療保険制度の全国レベルでの一元化について、一定の位置付けが初めて明示されるとともに、国民健康保険について、広域化のための財政支援措置等が創設された。

平成十四年度において、医療保険制度については、高齢者医療制度及び医療保険制度の改革、薬価・診療報酬等の改定を行うこととし、政府管掌健康保険、国民健康保険、老人保健制度等に係る医療費国庫負担七兆四、七八二億円を計上した。具体的な制度改正は次のとおりである。

- 一 高齢者医療制度の改革
- ① 患者負担の見直し（平成十四年十月実施）
  - ・ 七十歳以上の高齢者の患者負担は定率一割負担とする。ただし、一定以上の所得の者は定率二割負担とする。これに伴い、外来の患者負担に係る月額上限制及び診療所における定額負担選択制を廃止する。
  - ・ 七十歳以上の高齢者に係る自己負担限度額の見直し。
- ② 老人医療費拠出金等に係る見直し（平成十四年十月実施）

- ・ 現行制度の対象年齢を七十歳から七十五歳以上に五年間で段階的に引き上げる。
- ・ 公費負担の割合を三割から五割に五年間で段階的に引き上げる。ただし、一定以上の所得の者に係る医療費については公費負担の対象としない。
- ・ 上記を踏まえ、老人医療費拠出金の算定に係る老人加入率上限を撤廃する。
- ・ 退職者に係る老人医療費拠出金については、退職者医療制度において負担するものとする。
- ③ 医療費総額の伸びの適正化
  - ・ 指針を定め、その指針を遵守できるよう有効な方策を検討し、実施する。
- 二 医療保険制度の改革
  - ① 保険給付の見直し
    - ・ 保険給付については、七割給付で保険間の統一を図る。(平成十五年度実施)
    - ・ 一般医療保険制度に係る外来薬剤一部負担金制度は、当面、現行どおりとする。
    - ・ 三歳未満の乳幼児に係る給付率を八割とする。(平成十四年十月実施)
    - ・ 高額療養費に係る自己負担限度額について、見直しを行う。(平成十四年十月実施)
  - ② 保険料の見直し(平成十五年四月実施)
    - ・ 政府管掌健康保険の保険料率について総報酬制を導入の上、料率を引き上げるとともに中期的に保険財政の均衡が図られるよう、定期的に収支両面の見直しを行い、改定を行うこととする。
    - ・ 被用者保険について、総報酬制の導入を図る。
- ③ 国民健康保険制度の財政基盤の強化

- ・ 市町村国保の広域化等を支援するため、平成十六年度までに総額三百億円の国保広域化等支援基金（仮称）を都道府県に創設する。

国…五十億円、都道府県…五十億円（平成十四年度）

- ・ 高額医療費共同事業を平成十五年度から拡充し、制度化を図る。

都道府県に対する地方財政措置…四百億円（平成十四年度）

- ・ 低所得者を多く抱える保険者を財政的に支援する保険者支援制度（仮称）を創設する（平成十五年度）。
- ・ 国保財政安定化支援事業に係る地方財政措置については、平成十四年度は現行の規模
- ・ 内容で継続し、平成十五年度以降は事業内容を見直した上で継続する。
- ・ 市町村に対する地方財政措置…千億円（平成十四年度）

平成十四年に入り、本会は、「平成十五年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十四年七月十八日）において、「医療保険制度の改革に当たっては、全国レベルでの一元化を含めた保険者の統合・再編のプログラムを速やかに提示するとともに、地方公共団体に財政負担を転嫁するような措置は取らないこと。また、高齢者医療制度については、国の責任において、持続可能な制度として構築することとし、さらに、診療報酬体系の見直しに当たっては、へき地医療等を担う自治体病院の経営健全化に資するよう考慮すること。」を要望した。

医療保険制度改革に関しては、平成十四年七月に成立した健康保険法等の一部を改正する法律附則第二条において、保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方、新しい高齢者医療制度の創設等の事項についての基本方針を平成十四年度中に策定することが規定されたことから、九月には厚生労働大臣の私案が示された

が、その後、厚生労働省において検討が行われ、十二月十七日、「医療保険制度の体系の在り方及び診療報酬体系の見直し」に関する厚生労働省試案が公表された。

この試案において、医療保険制度については、都道府県単位を軸として保険者の再編・統合を行うこととし、国民健康保険制度については、都道府県又は都道府県単位の公法人を保険者とする方向性が示され、今後、関係方面の意見を聴取の上、平成十四年度中に「基本方針」を策定し、平成十五年度以降は、この方針に基づいて具体的措置を講じることとされた。

関係方面からの意見聴取の一環として、本会は、全都道府県のアンケート調査を行うとともに、平成十五年二月六日に社会文教調査委員会を開催し、医療制度改革に関する意見交換を行った。

平成十四年十二月十七日に公表した厚生労働省試案について、平成十五年三月十一日に本会と坂口厚生労働大臣との意見交換会が開催され、副会長の佐藤福島県知事、社会文教調査委員会委員長の浅野宮城県知事、堂本千葉県知事、國松滋賀県知事が出席し、国民健康保険制度の安定的運営に関して都道府県が果たす役割についての考え方など意見を述べ、「厚生労働省試案に対する意見」を提出した。

また、本会は、「平成十六年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十五年七月十七日）において、「医療保険制度の改革に当たっては、全国レベルでの一元化を将来的な在るべき姿として明示し、具体的道筋を早期に提示するとともに、地方公共団体に財政負担を転嫁するような措置は取らないこと。また、「基本方針」の具体化に当たっては、国、都道府県、市町村の役割の明確化、構造的課題の具体的解決策を講じるとともに、地方の意見を十分反映させることとし、さらに高齢者医療制度については、国の責任において持続可能な制度として構築すること。」を要望した。

医療保険制度改革に関しては、平成十五年三月二十八日に「健康保険法等の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定に基づく基本方針」が閣議決定された。これに基づく医療保険制度体系に関する改革の具体化に向け、同年七月十六日に社会保障審議会医療保険部会が新たに設置されて審議が行われ、本会から委員として浅野宮城県知事が参画した。

なお、医療計画制度や救急、へき地、小児等を含む医療提供体制全般については、平成十六年九月に社会保障審議会医療部会が再開され、本会からは野呂三重県知事が委員として参画し、意見を述べている。

平成十六年十月二十二日には医療保険部会が開催され、浅野宮城県知事が出席し、厚生労働大臣の「運営主体である市町村間の財政力格差を是正するための調整交付金の一部を都道府県が負担する案」について異論を述べた。

また、同年十一月三十日の医療保険部会において、浅野宮城県知事は、十一月二十六日の政府・与党合意の「三位一体の改革について」では、「国民健康保険については、地方への権限移譲を前提に、都道府県負担を導入する。」とされているが、国民健康保険は、地方の改革案の中に入っていないし、現在当部会で議論している最中であり、三位一体の改革の場ですべきでないとの意見を述べた。

平成十七年度予算においては、国民健康保険制度について、三位一体改革として新たに都道府県負担が導入され、同時に財政調整権限が付与されることとなった。政府管掌健康保険、国民健康保険、老人保険制度等に係る医療費国庫負担については、前年度比約五一五億円マイナスの八兆七二三億円が計上されている。

平成十七年度に至り、七月五日には、医療計画制度や救急、へき地、小児等を含む医療提供体制全般について、社会保障審議会医療部会（野呂三重県知事が委員として参画）に意見の提出を行った。

また、平成十七年七月七日には、社会保障審議会医療保険部会（浅野前宮城県知事が委員として参画）に対し、医療保険制度体系に関する改革の具体化に向けた都道府県単位の保険者の再編・統合、地域における医療費適正化等の取組みに関する都道府県の役割等について「医療保険制度改革に関する意見」の提出を行った。

さらに、本会は、「平成十八年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十七年七月十三日）において、①医療提供体制の体系的整備の推進 ②医療保険制度改革の着実な実施を要望した。

なお、同年十月二十四日には、「医療提供体制に関する意見」を、新しい医療計画作成に向けた都道府県と国との懇談会において公表し、十二月十二日には、「医療確保対策に関する要望」を取りまとめ、神田愛知県知事（社会文教常任委員会委員長）が厚生労働大臣に対し要請活動を行った。

また、本会は、十一月九日、厚生労働省の「医療制度構造改革試案」に対する意見を社会文教常任委員会において取りまとめ、翌十一月十日、第二十二回社会保障審議会医療保険部会に提出した。

なお、十二月十二日、社会文教常任委員会において「医師確保対策に関する要望」を取りまとめ、委員長である神田愛知県知事が厚生労働大臣に対し、要請活動を行った。

こうした議論を踏まえ、平成十七年十二月一日、政府・与党医療改革協議会において、医療制度改革大綱が決定され、広く医療制度改革全体を網羅する内容が明らかになった。これに対し、本会は、平成十八年一月十三日には「医療制度改革に関する意見」、同年一月三十日には「後期高齢者医療制度について」を、厚生労働大臣及び総務大臣に提出した。

その後、平成十八年二月十日、医療制度改革関連法案として「健康保険法等の一部を改正する法律案」及び「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案」が第六十四回通常国会に提出

された。

また、同年三月二十三日には、社会文教常任委員会（委員長 神田愛知県知事）が開催され、医療制度改革について厚生労働省との意見交換等が行われた。

平成十八年度予算においては、安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保として、八兆一、五〇二億円が計上され、そのうち、国民健康保険財政基盤強化策は五五三億円となっている。これには、平成十八年三月末までの時限措置の延長及び保険財政共同安定化事業の創設が含まれる。また、医療提供体制の整備に関し、医療提供体制推進事業（統合補助金）及び医療提供体制整備交付金が新設され、合わせて二四一億円が計上された。また、医療計画制度の見直しに七億円、救急医療の充実をはじめとする地域医療の確保に二七一億円、医師確保対策の推進等と医療従事者の資質の向上として三三九億円が計上された。

本会は、平成十八年五月三十日開催の全国知事会議において「医療制度改革に関する意見」を取りまとめた。意見は、今国会で関連法案が審議中の「医療制度改革」については、抜本的な改革と言えない部分もあるため、

①医療提供体制の整備 ②医療提供体制の整備 ③療養病床の削減 ④費用負担の制度設計 ⑤医療保険制度の一元化については、国や都道府県等の責任や役割を明確にした上で、更なる検討の上適切な対策を打ち出されることを強く求めたものである。なお、翌五月三十一日に神田愛知県知事（社会文教常任委員会委員長）が、厚生労働大臣等関係要路に対し要請活動を行った。

同年六月二十一日には、第百六十四回通常国会において、医療制度改革関連法案として「健康保険法等の一部を改正する法律」及び「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」が成立した。

同年七月七日には、「医師確保に関する自治体病院議員連盟・地方六団体・自治体病院関係団体合同会議」が開催され、地方六団体及び自治体病院関係二団体合同で①医学部入学定員のうち推薦枠（地域枠）の定員についての地域における協議の自主性の尊重 ②自治医科大学の入学及び収容定員の10%増員等を求めた「医師確保に関する要望書」を取りまとめるとともに、同日、総務大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出し、関係要路に対し要請活動を行った。

同年十一月九日には、自治体病院危機突破全国大会において、全国自治体病院開設者協議会会長、全国自治体病院経営都市議会協議会会長、地方六団体会長、国民健康保険中央会会長の九者合同で、医師確保対策や医療制度改革等全十一項目について決議を行った。

翌平成十九年四月十二日、社会保障審議会医療保険部会に神田愛知県知事（社会文教常任委員会委員長）が出席し、総合医の養成の重要性和、医師不足対策の必要性について述べるとともに、医療制度改革については、国が責任をもって制度設計する必要があることなど意見を出した。

同年五月十日、医師不足が大きな問題となる中、公明党医師不足問題対策本部が実施した関係団体からのヒアリングに、神田愛知県知事（社会文教常任委員会委員長）が出席し、地方における医師不足の現状や問題点を指摘するとともに、診療所や病院の管理者要件に政策医療の従事経験を付加することなどの提案を行った。

同年六月十五日には、①療養病床の再編成を進めるに際しての基本的考え方、②医療制度改革を推進するための環境整備、③医療制度改革を推進するための支援策について「医療制度改革に関する要望」を取りまとめ、厚生労働省関係各室課に提出した。

平成十五年三月以降の政府等における医療保険制度改革等のこれまでの経緯をまとめると、次のとおりである。

- ・平成十五年三月二十八日

「健康保険法等の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定に基づく基本方針」  
(医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針について)を閣議決定。新たな高齢者医療制度の創設及び保険者の再編・統合等、医療保険制度体系に関する改革については、平成二十年度に向けて実現を目指すこととし、法律改正を伴わずに実施可能なものについては順次実施に移し、法律改正を伴うものについては概ね二年後を目途に順次制度改正に着手

- ・平成十五年七月十六日

- ・平成十六年九月十四日

- ・平成十七年六月二十一日

医療保険制度改革について検討を行うため、社会保障審議会に医療保険部会を設置  
医療提供体制の改革について検討を行うため、社会保障審議会に医療部会を設置  
「経済財政運営と構造改革に関する基本方針(いわゆる「骨太の方針」二〇〇五)」を閣議決定。超高齢社会における社会保障制度の持続可能性を確保する観点から、「医療費適正化の実質的な成果を目指す政策目標」について、「具体的措置の内容とあわせて平成十七年度中に結論を得る。その上で、平成十八年度医療制度改革を断行する。」とされた

- ・平成十七年十月十九日

平成十八年度医療制度改革について、広く国民の議論に供するためのたたき台として、「医療制度構造改革試案」を取りまとめ、同日設置された「医療構造改革推進本部」(本部長 厚生労働大臣)において決定・公表。

- ・平成十七年十一月三十日

社会保障審議会医療保険部会において、「医療保険制度改革について(意見書)」

を取りまとめ

平成十七年十二月一日 政府・与党医療改革協議会により、「医療制度改革大綱」を取りまとめ

平成十八年一月三十一日 改革の基本的考え方を幅広く周知するための「医療制度改革大綱による改革の基本的考え方」を、医療構造改革推進本部において作成・公表

平成十八年二月十日 第六十四回通常国会に「健康保険法等の一部を改正する法律案」及び「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案」を提出

平成十八年四月十三日 都道府県、社会保険事務局、地方厚生局等に対する「療養病床に関する説明会」を開催

平成十八年六月二十一日 第六十四回通常国会において、「健康保険法等の一部を改正する法律」及び「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」が成立

立

平成十八年七月十日 都道府県、政令指定都市、社会保険事務局、地方厚生局等に対する「医療制度改革関連法に関する都道府県説明会」を開催

平成十八年八月三十一日 地域医療に関する省庁連絡会議が新医師総合確保対策を発表

平成十八年九月二十二日 「全国老人医療・国保主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局長会議」を開催

平成十八年十一月六日 「第一回医療構造改革に係る都道府県会議」を開催

平成十八年十二月四日 「全国老人医療・国保主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合設立準備委員会

事務局長会議」を開催

・平成十九年二月十九日 「全国老人医療・国保主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議」

を開催

・平成十九年四月十七日 「第二回医療構造改革に係る都道府県会議」を開催

・平成十九年五月三十一日 政府・与党による緊急医師確保対策が発表

医療制度改革については、医療制度改革関連法案の成立により、医療費適正化計画の作成、後期高齢者医療制度の創設、医療計画の見直し、健康増進計画の見直し、地域ケア体制の整備等様々な施策が、国、都道府県、市町村の連携の下、進められることとなるが、効果的に改革を進めるために、制度設計者である国が果たすべき役割は大きい。また、医療保険制度については、本会が長年主張してきたとおり、国の責任において、将来にわたって持続可能な安定した制度の構築を図る観点から、全国レベルでの一元化の実現に向けた改革が求められる。さらに、医師確保対策においても、政府の更なる対策が求められている。

(六) ハンセン病問題

本会は、平成十三年七月十八日、福島県郡山市で開催された全国知事会議において、政府に対し、ハンセン病患者・元患者に係る諸問題を早期に解決し、患者・元患者の名誉を回復し人権を尊重するための諸施策の推進を要望するとともに、本会としても、この問題について広く国民の理解が得られるよう努力する旨の緊急申合せを行った。

さらに、同二十七日には、政府とハンセン病患者・元患者との間の協議会において、社会復帰のための支援策

や医療・福祉などの対策を早急に検討するとともに、すべての国民がハンセン病に対して正しい理解と認識を深めるよう教育・啓発のための諸施策を推進することを強く要望することを内容とした「ハンセン病問題に関する要望」を取りまとめ、政府関係要路に要請した。

平成十三年五月十一日の熊本地方裁判所判決確定後、現在に至るまで、熊本、東京、岡山の各訴訟で入所者・元入所者について和解が成立中である。また、遺族及び入所歴なき原告との間においても平成十四年一月二十八日の基本合意書の調印により、以降、和解が成立中である。

平成十九年度の国の施策においては、謝罪・名誉回復措置や在園保障、社会復帰・社会生活支援などが実施されている。また、平成十六年度より、ハンセン病問題に関するシンポジウムが、四回開催されている。

#### (七) 特定疾患治療研究事業

治療方法が確立されていないいわゆる難病について、治療方法の確立及びそれまでの間の患者の経済的・精神的負担の軽減は、本来国の責任において、全国的な制度として実施されるべきものである。

しかしながら、国の予算削減により、都道府県においては多額の超過負担を生じており、地方財政が厳しさを増す中、事業の安定的実施を妨げる状況に至っており、平成十四年八月二十三日の厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会中間報告においても、難治性疾患の研究推進の必要性及び医療制度改革による患者一部負担増により公費負担の急増が見込まれる中、制度の安定化が急務である旨を指摘された。

このため、本会は、平成十四年十月三十一日、特定疾患治療研究事業に係る地方への超過負担の早期解消を内容とする「特定疾患治療研究事業に係る地方への超過負担の解消に関する緊急要望」を取りまとめ、本会を代表して浅野社会文教調査委員会委員長（宮城県知事）が、総務省、厚生労働省、財務省の各省大臣及び幹部等に対

し要望活動を行った。

また、「平成十八年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十七年七月十三日）においても、特定疾患治療研究事業については、都道府県の超過負担を解消すること、

また、小児慢性特定疾患治療研究事業と同様、政令指定都市及び中核市を実施主体とすることを要望した。平成十九年度及び平成二十年度においても、特定疾患治療研究事業の対象疾病の拡大や、地方の超過負担の解消を引き続き要望している。

なお、総務省は「平成二十年度の地方財政措置についての各省庁への申入れ」（平成十九年八月九日）において、厚生労働省に対し、特定疾患治療研究事業に係る財政措置等の申入れを行った。

(八) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザは、十年から四十年の周期で出現し、世界的に大きな流行（パンデミック）を引き起こしてきている。

近年では、東南アジア等において、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染し、死亡者が出ており、ヨーロッパでも広がりをみせるなど、ヒトからヒトに感染する「新型インフルエンザ」の発生の危険性が高まった。このため、政府一体となって対策を講じるため、平成十七年十一月十五日に「鳥インフルエンザ等対策に関する関係閣僚会議」が開催され、厚生労働省を中心に関係省庁で策定された「新型インフルエンザ対策行動計画」が報告された。

こうした経緯を踏まえ、本会は、同年十二月十二日、新型インフルエンザ対策に関する緊急要望を社会文教常任委員会において取りまとめ、厚生労働大臣に対し要望を行った。

緊急要望の内容は、①抗インフルエンザウイルス薬の常時国内確保は、国家レベルの危機管理対策として、国の責任において行うこと。②備蓄については、国で必要量を確保した上で、都道府県へ分配するような仕組みについて検討すること。また、国と地方で応分な分担割合とするとともに、必要な財源措置を講じること。③流行時の円滑な流通の仕組みを構築するとともに、備蓄製剤の使用や配分に係る方針を示すことである。

また、平成十八年五月三十日開催の全国知事会議において、①医療体制の整備 ②「大型施設」 ③新型インフルエンザ患者の移送 ④検疫体制の強化 ⑤抗インフルエンザウイルス薬を内容とする「新型インフルエンザに係る対応体制の整備に関する意見」を取りまとめ、翌五月三十一日に神田社会文教常任委員会委員長（愛知県知事）が、厚生労働大臣等関係要路に対し要請活動を行った。

政府においては、平成十七年十一月の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、政府一体となった取組みを推進するために「鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」を設置するとともに、厚生労働省においても、大臣を本部長とする対策推進本部を設置し、地方公共団体、関係機関（医療機関等）、国民の協力の下に総合的な対策を推進した。

平成十八年度においても、七月十二日付、国の施策並びに予算に関する提案要望において、新型インフルエンザ発生時の対策について充実を図るよう要望するとともに、十一月十日から、国及び都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、インフルエンザ総合対策に取り組んだ。

平成十九年度においては、七月十二日付、国の施策並びに予算に関する提案要望において、新型インフルエンザ等の感染症対策について、諸外国との連携体制を強化し、適切な予防対策を講じるよう要望している。

## 二 文教対策

### (一) 教育改革

文部省は、平成九年一月二十四日、教育改革の具体的な目標やスケジュールについての「教育改革プログラム」を取りまとめ、内閣総理大臣に報告した。さらに同年八月、中央教育審議会をはじめとする関係審議会の答申等に提言された改革を実現するため、関係法令を整備する期限や目標時期を新たに設定し直す改訂を行った。さらに平成十年四月、中央教育審議会等関係審議会の答申や関係施策の進展を踏まえ、二度目の改訂を行った。

また、平成九年四月に第十六期中央教育審議会が発足し、「二十一世紀を展望した我が国の教育の在り方について」審議を進め、同年六月二十六日に第二次答申を取りまとめた。

答申では、大学、高等学校の入学者選抜の改善、中高一貫教育の導入について提言するとともに、大学入学年齢の特例等教育上の例外措置等について提言した。

文部省は、平成九年七月、中央教育審議会答申を踏まえ、十八歳未満であっても大学入学資格を一部認める制度改正を行った。中高一貫教育については、その推進に係る実践研究事業を新設するとともに、平成十一年度からの中高一貫教育制度導入を目指し、第四百四十二回通常国会に行財政措置を含む関係法案を提出すべく準備が進められた。

本会は、各年度の「国の施策並びに予算に関する要望」において、学校教育の多様化・弾力化等に対応した教育改革の推進を繰り返し要請した。

教育改革のその後の主な動きを見ると、平成十年七月には、教育課程審議会が子どもたちがゆとりの中で生きる力をはぐくめるよう、平成十四年度から始まる完全学校週五日制実施に合わせた教育内容の厳選、総合的な学習の時間の創設などを内容とする「幼稚園、小学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」答申をまとめ、平成十年九月には、第十六期中央教育審議会が教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担の在り方、学校の自主性・自律性の確立などを内容とする「今後の教育行政の在り方について」答申をまとめている。

なお、平成十年十二月には、文部省は、教育課程審議会答申を踏まえ、小学校及び中学校の学習指導要領の改訂を約十年ぶりに行った。

平成十一年九月には、中央教育審議会、大学審議会等各審議会等の答申を受け、「心の教育の充実」、「個性を伸ばした多様な選択ができる学校制度の実現」、「現場の自主性を尊重した学校づくりの促進」、「大学改革と研究振興の推進」を柱として「教育改革プログラム」が改訂され、十二月には、中央教育審議会が初等中等教育と高等教育との接続の改善を図り、高等教育の多様化等に対応することを内容とする「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」答申をまとめている。

平成十二年十二月には、内閣総理大臣の私的諮問機関「教育改革国民会議」が最終報告をまとめ、「新しい時代にふさわしい教育基本法」の必要性を指摘し、政府に見直し作業に着手するよう提言した。

また、奉仕活動、不適格教師の免職配置換え、大学入学年齢制限の撤廃なども提言され、文部科学省は平成十三年一月、提言を具体化する道筋を示した「二十一世紀教育新生プラン」を発表した。

なお、文部科学省は、平成十三年度から「第七次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」（平成十七年度ま

での五年計画で、改善総数二万六千九百人)をスタートさせた。

本会は、「平成十四年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」(平成十三年七月十八日)において、新たに「教育改革の推進について」項目を掲げ、平成九年一月に策定された教育改革プログラムに基づき行われている教育改革は、教職員定数改善計画による少人数指導の実施や新教育課程の実施など、教員の増員等、都道府県の行財政運営に与える影響が大きいことから、実施に当たっては地方の実情に十分配慮し、適切に対応すること及び地方への単なる財政負担の転嫁を行わないことを要望した。

さらに、本会は、「平成十五年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」(平成十四年七月十八日)において、教育改革の一層の推進のためには、国民の理解・協力が不可欠であることから、「地方公共団体が地域に根ざした特色ある教育行政を実現することができるよう、国民への教育改革の趣旨の普及など環境の整備の一層の推進や地方公共団体の行財政運営に十分配慮した支援策を講じるなど、適切な対応を図ること」及び「大学の研究機能を強化するため、国立大学の法人化を早期に図るとともに、公立大学等についても、法人格を付与することの必要性や制度の在り方等について速やかに検討することとされているが、検討に当たっては、設置者である地方公共団体の意見を十分反映させる」よう要望した。

平成十四年十一月に中央教育審議会から「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」の中間報告を受け、パブリックコメントの募集や全国五会場での公聴会が開催されたが、本会は、平成十五年二月、教育基本法の改正を含む教育改革の在り方について、福田栃木県知事、加戸愛媛県知事他が出席し、文部科学省と意見交換を行った。

また、総務省に設置された「地方独立行政法人制度の導入に関する研究会」は、平成十四年八月、公立大学や

公立病院などを対象に、地方独立行政法人制度を導入することについて、事務及び事業の自律的、効率的な実施の推進等に意義を認める報告書をまとめている。

平成十五年には、本会は、「平成十六年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十五年七月十七日）において、平成十五年度に引き続き、国民への教育改革の趣旨の普及など環境の整備や地方公共団体の行財政運営に十分配慮した支援策を要望するとともに、新たに、改正論議がされている教育基本法について、地方分権の趣旨を踏まえた地方公共団体の適切な役割を明記し、地方の自主性の向上を図られること及び中央教育審議会委員に都道府県知事を選任することで、地方公共団体の意見が反映できる仕組みにすることについて要望した。

平成十五年三月二十日には、中央教育審議会から「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」の答申がされ、同年五月十五日には、文部科学大臣から「今後の初等中等教育改革の推進方策について」が諮問された。

また、三位一体の改革の議論において、義務教育費国庫補助負担制度をはじめとした教育改革全般に関する議論が行われ、これを受けて本会は、平成十五年七月十日の社会文教調査委員会で議論を行うとともに、同年十二月には教育基本法の改正等について、寺田秋田県知事、浅野宮城県知事、福田栃木県知事、片山鳥取県知事、藤田広島県知事、加戸愛媛県知事、広瀬大分県知事が文部科学省と意見交換を行った。

平成十六年に入り、八月十八、十九日の新潟県における全国知事会議では、「国庫補助負担金等に関する改革案」について、義務教育費国庫負担金の取り扱いを中心に、公開の会議の中、長時間の議論を行い、付記すべき意見も付記して全国知事会としての取りまとめを行った（第三編 地方分権と本会の活動 第四章 地方六団体の具体的な提案（平成十六年） 第四節 大論争の知事会議と六団体合意 三 八月の全国知事会議（新潟会議）

の開催（参照）。

同年八月二十四日、地方六団体は、政府の要請に応じ「国庫補助負担金等に関する改革案」を小泉内閣総理大臣に提出し、その後、政府が設置した「国と地方の協議の場」で協議を重ね、同年十一月二十六日の政府・与党合意において、改革案にある義務教育費国庫負担制度の一般財源化に関して、「①義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。こうした問題については、平成十七年度秋までに中央教育審議会において結論を得る。②中央教育審議会の結論が出るまでの平成十七年度予算については、暫定措置を講ずる。」とされた。

これを受け、新たに中央教育審議会の中に設置された義務教育特別部会において、「義務教育の制度・教育内容の在り方」、「国と地方の関係・役割の在り方」、「学校・教育委員会の在り方」、「義務教育に係る費用負担の在り方」等の事項について専門的な調査・審議が行われた。

なお、この義務教育特別部会には、第二回特別部会（平成十七年三月十六日）から地方六団体が推薦する知事、市長、町長の三名が地方代表者の委員として参加した。

また、中央教育審議会総会の正委員については、地方六団体から、平成十六年十二月二十四日の「国と地方の協議の場」での申入れに続き、平成十七年一月十八日、文部科学大臣に対し、知事、市長、町村長のそれぞれの代表者を速やかに選任するよう申し入れ、ようやく平成十七年七月十九日付けで部会委員と同じ三名が選任され、議論に参加した。

さらに、本会は、「平成十八年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十七年七月十三日）において、

従来からの要望事項に加えて、新たに、①教育基本法について、地方の自主性向上により地域における教育が更に充実したものになるよう、地方公共団体の円滑な行財政運営に十分配慮した適切な施策の展開 ②義務教育について、教育水準の維持向上を含む在り方を幅広く検討するとともに、「費用負担についての地方案を活かす方策」の確実な実現 ③教育改革の推進に関する具体的な要望事項として、次期教職員定数改善計画の早期策定、LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥／多動性障害）・高機能自閉症等を含む障害のある児童・生徒の教育についての制度の充実、特別支援教育の充実に向けての必要な措置などを示し要望した。

地方六団体は、地方六団体代表委員を通じて、地方の改革案にある義務教育費国庫負担金の一般財源化を強く主張したが、中央教育審議会として、平成十七年十月二十六日、現行の負担率二分の一の国庫負担制度は優れた保障方法であり今後も維持されるべきとする「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」を決定し、文部科学大臣に答申した。

地方の改革案及び中央教育審議会答申を受け、平成十七年十一月三十日の政府・与党合意「三位一体の改革について」において、「義務教育制度については、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針の下、費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は三分の一とし、八千五百億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施する。また、今後、与党において、義務教育や高等学校教育等の在り方、国、都道府県、市町村の役割について引き続き検討する。」とされた。

## (二) 教育委員会制度の抜本的見直し

教育改革を重点課題と位置付ける安倍内閣は、平成十八年十月十日、閣議決定により内閣に教育再生会議を設置した。

同会議は早くも平成十九年一月二十四日に、「社会総がかりで教育再生をく公教育再生への第一歩」と題する第一次報告を提出した。

第一次報告は、初等中等教育を中心とした七つの提言の中で、「教育委員会の在り方そのものを抜本的に問い直す」として教育委員会に対する国の関与等について検討するとし、さらに、同会議の学校再生分科会は二月五日、「教育委員会制度の抜本の見直しについて」地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の方向性」を取りまとめ、その中で「各教育委員会などの事務処理が法令の規定違反、又は著しく適正を欠き教育本来の目的達成を阻害していると認めるときは、文部科学大臣は是正のための勧告を行い、なお改善がみられない場合には是正の指示を行うことができる。」「文部科学大臣が都道府県・政令指定都市教育長の任命に関与することなど、国の責任を明確化する必要があるとの考えも示された。」と地方分権の観点から看過できない内容が提示された。

全国知事会・全国市長会・全国町村会は直ちに翌二月六日、三会長名連名で「教育委員会制度の抜本の見直しについて」と題した声明文を発表し、こうした動きは国の教育委員会に対する統制を強化し、平成十二年に施行された地方分権一括法による改正前の教育行政に後戻りさせかねないものであり、受け入れられない旨、各関係先に提出した。

一方、政府は教育再生会議の動きに呼応して、中央教育審議会での審議を開始し、二月六日の総会において、伊吹文部科学大臣が学校教育法、教育職員免許法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教法）の改正について諮問を行い、通常国会への法案提出を図るため、三月初旬までの答申提出を要請した。同審議会には地方六団体を代表して知事、市長、町長の三名が委員として参加し、総会の下に設置された教育制度分科委

員としても熱心かつ真摯に議論に参加し、教育における地方分権の観点から意見を述べた。

文部科学省は同審議会において、教育再生会議の提言等を受け、「文部科学大臣による教育委員会に対する是正の勧告・指示」及び「文部科学大臣による教育長の任命への一定の関与」など地方分権の流れに逆行する地教法の改正に関する骨子案を提示し、度重なる地方六団体代表の反対意見のみならず複数の委員や関係団体、パブリックコメントにおいても反対意見を含めた多様な意見が提出されたにもかかわらず、耳を貸さない状況が続いた。

これに対し、地方側は二月二十七日には、改めて地方六団体会長名で「教育委員会への国の関与の強化案に対する反論」を文部科学省等に提出したほか、三月五日には麻生知事会長ほか地方六団体代表が菅総務大臣及び片山自由民主党地方税財政改革PT座長に面談し要請を行った。

三月十日の分科会・総会においては、「文部科学大臣による教育長の任命への一定の関与」については否定されたものの、「文部科学大臣による教育委員会に対する是正の勧告・指示」については「児童生徒の生命や身体保護のため緊急の必要がある場合や、憲法に規定された教育を受ける権利が侵害され、教育を受けさせる義務が果たされていない場合など極めて限定された場合には、地方自治法の「是正の要求」に加え、国がこれらの事態に適切に対応できるように、地方公共団体に対し何らかの措置（指示等）を行えるようにする必要がある」とする意見が多数出された。」と記載する一方、我々の主張については「国が指示できるような制度を新たに設けることは、地方分権の流れに逆行するとの意見や、是正の要求を行った事例がないのに、より強力な関与を設ける必要性は無いなどの強い反対意見も出された。」と併記されるにとどまる形で文部科学大臣に答申された。

この答申を受け、三月三十日に法案が閣議決定されて国会に提出され、五月二十日に可決、成立し、同月二十

七日に公布、平成二十年四月一日から施行されることとなった。

### 三 生活環境保全対策

#### (一) 土壌汚染対策

土壌が有害物質により汚染されると、その汚染された土壌を直接摂取したり、汚染された土壌から有害物質が溶け出した地下水を飲用すること等により人の健康に影響を及ぼすおそれがある。

こうした土壌汚染は、これまで明らかになることが少なかったが、近年、企業の工場跡地等の再開発等に伴い、重金属、揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化してきている。特に最近における汚染事例の判明件数の増加は著しく、ここ数年で新たに判明した土壌汚染の事例数は、高い水準で推移してきている。

これらの有害物質による土壌汚染は、放置すれば人の健康に影響を及ぼすことが懸念されるが、土壌汚染対策に関する法制度がないことから、土壌汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっており、このような状況を踏まえ、環境省では、平成十二年十二月から学識経験者から成る「土壌環境保全対策の制度の在り方に関する検討会」において、土壌環境保全対策のために必要な制度の在り方について調査・検討が進められた。同検討会では平成十三年九月に中間的な取りまとめが行われ、これを受けて、同年十月に環境大臣から中央環境審議会に対して「今後の土壌環境保全対策の在り方について」を諮問し、六回にわたる小委員会における調査審議及びパブリックコメント手続を経て、平成十四年一月二十五日に同審議会から答申がなされた。

この答申を踏まえて法案が取りまとめられたが、有害物質による土壤汚染の状況の把握や、汚染による人の健康被害の防止の措置などを規定した「土壤汚染対策法案」について、本会は、平成十四年二月五日、環境省、総務省に対し、制度の円滑な実施の観点から、都道府県の事務負担の軽減に対する配慮、国における基金の目標額の確実な造成、汚染した土壤の処理方法の確立等を内容とする意見書を提出した。

土壤汚染対策法案は、平成十四年二月十五日に第百五十四回通常国会へ提出、同年五月二十二日に成立、同月二十九日に公布された。

同法は平成十六年二月十五日に施行され、その後、「土壤汚染対策法施行通知」等により、土壤汚染状況調査等の留意点が示されるなど、機動的・効果的運用への取組みがされた。

## (二) ダイオキシン類対策

わが国でダイオキシン類が問題となったのは、昭和五十八年に都市ごみ焼却炉の飛灰の中にダイオキシン類が検出されてからで、平成二年には、都市ごみ焼却炉に対する「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」が制定された。

その後、廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類による環境汚染が全国的に大きな問題になったことから、政府は、廃棄物焼却施設からの排出削減等を中心とした対策を推進した。

厚生省は、平成九年一月、上記のガイドラインの改訂を行い、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止ガイドライン」を策定するとともに、焼却施設の技術者向けの手引書や施設改善指針の作成、ダイオキシン濃度測定等の検査職員の養成に取り組みこととした。また、同年六月には、環境庁と合同で、ダイオキシン類総合調査検討会（座長 林裕造北里大学薬学部客員教授）を設置し、同年八月には、廃棄物処理法施行令の改正を行い、排出

濃度基準等法的規制を定め、有害物質対策を推進した。

環境庁は、平成九年八月、ダイオキシン対策の総合的な推進を図るため、「ダイオキシン対策に関する五箇年計画」を策定するとともに、同五箇年計画に基づき、発生源対策等の推進、総合モニタリング調査、調査研究、共通理解の促進等を行うとともに、大気汚染防止法施行令の改正を行い、指定物質抑制基準等法的規制を定め、有害物質対策を推進した。

自治省は、平成十年度において、国庫補助対象の重点化により、地方単独事業として実施することとなる事業について、施設整備に支障が生じないよう地方公共団体の実質的な財政負担増加に対応した地方財政措置を講じることとした。

環境事業団は、産業廃棄物処理施設に係る公的融資制度として、「ダイオキシン対策促進融資制度」を導入することとした。

平成十年十一月には、「ダイオキシン等対策関係省庁会議（環境庁、厚生省、農林水産省、通商産業省及び労働省の局長クラス）」が開催され、ダイオキシン対策に関する関係省庁の協力的体制の強化が図られた。

環境庁では、「ダイオキシン対策に関する五箇年計画」に基づき、引き続き、国として行うべきダイオキシン対策の充実・強化を図るとともに、地方公共団体における測定分析体制整備等への支援を実施することとした。

こうした取組みにもかかわらず、一部の報道機関の報道をきっかけに、国民の間にダイオキシン類による環境汚染や健康への影響に対する不安が急速に高まったことから、本会は、平成十一年二月十日、ダイオキシン類の耐容一日摂取量の見直しと環境基準・安全基準の設定、安全防止方策等の強化、農作物のダイオキシン類濃度の全国実態調査の実施等について、国に早急な措置を講じるよう求める「ダイオキシン類対策に関する緊急要望」

を取りまとめ、環境庁、厚生省、農林水産省に提出した。

本会の要請を受けて、平成十一年二月二十三日、政府は、「ダイオキシン対策関係閣僚会議」を設置、同年三月には、「ダイオキシン対策推進基本指針」を策定した。この指針の基本的な考え方は、今後四年以内に全国のダイオキシン類の排出総量を平成九年に比べて約九割削減し、また、廃棄物対策に万全を期した上で循環型社会の構築に政府一体となって取り組むものである。

なお、指針には、廃棄物対策に関して、①公共関与等による処理施設の整備に関する新たな制度の構築、②廃棄物減量化の目標量の半年以内の設定、③リサイクルの推進、④廃棄物白書の作成等による広報活動の充実を図ることが盛り込まれた。

平成十一年六月には、ダイオキシンの耐容一日摂取量(TDI)について、環境庁の中央環境審議会並びに厚生省の生活環境審議会及び食品衛生調査会において合同で検討が行われ、体重一キログラム当たり四ピコグラムとすることが適当とされた。

平成十一年七月十二日、ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等を目的とする与野党共同提出の「ダイオキシン類対策特別措置法」が可決・成立(平成十二年一月十五日施行)した。同法により、廃棄物の最終処分場の維持管理基準及び大気・水質・土壌についての環境基準が設定され、大気及び水質の排出基準等が強化・設定された。

平成十二年九月には、「ダイオキシン類対策特別措置法」第三十三条の規定に基づく「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシンの量を削減するための計画」が公表された。本計画は、平成十四年度までに全国ダイオキシン類の排出総量を平成九年に比べ約九割削減するという「ダイオキシン対策推進基本指針」の目

標を踏まえ、平成十四年度末のダイオキシンの削減目標量（八四三～八九一 $\mu$ TEQ/年）及びその事業分野別の削減目標量を設定するとともに、達成のための措置について規定したものである。

(三) アスベスト健康被害問題

平成十七年六月、過去に石綿を扱っていた事業場の周辺において、労働者だけでなく住民にも石綿による被害が発生していることが明らかになり、国民の間に深刻な不安が急速に広がっていることを踏まえ、同年七月十三、十四日の両日に徳島県徳島市で開催された全国知事会議において、①各種相談窓口の相互連携強化と専門的相談支援体制の構築 ②健康被害の実態調査と被害を受けた周辺住民に対する検診、医療費補助等の措置 ③「公害健康被害の補償等に関する法律」の補償等対象となるような必要な措置 ④建築物の解体等に伴うアスベスト飛散防止のため「大気汚染防止法」等の規制拡充と監視体制の一層の強化 ⑤情報の国民、都道府県への速やかな開示を内容とする「アスベストによる健康被害に関する緊急要望」を決議した。

なお、七月二十七日には、井戸兵庫県知事が本会を代表して、内閣官房長官をはじめ環境省、厚生労働省、国土交通省、経済産業省及び文部科学省の大臣等幹部並びに与党幹部に対し、要請活動を行った。

さらに、十月二十日、エネルギー・環境問題特別委員会を開催し、委員長に橋本茨城県知事を互選するとともに、アスベスト対策について、早急に提言を行うことで合意がなされ、その後、十月二十七日に推進体制、健康被害等、環境保全等、情報提供等四事項からなり、緊急要望後の状況変化を考慮し、建築物のアスベスト除去に対する支援等を内容とする「アスベスト対策の強化に関する緊急提言」を決定し、同日、橋本委員長が本会を代表して、内閣官房長官をはじめ総務省、厚生労働省、国土交通省及び環境省の幹部並びに与党幹部に要請活動を行った。

また、十一月三十日には、健康被害救済のための公費負担については、国の責任において対応するよう「石綿による健康被害の救済に係る費用負担に関する申し入れ」を決定し、同日、エネルギー・環境問題特別委員長 橋本茨城県知事が本会を代表して、総務省、環境省及び自民党幹部に対し、要請を行った。

本会のこうした要請を受けて、政府は、平成十七年七月から同年十二月にかけて、アスベスト問題に関する関係閣僚会合を五回開催し、「アスベスト問題への当面の対応」、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を含む「アスベスト問題に係る総合対策」等を取りまとめた。

平成十八年に入り、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が二月三日に可決成立、三月二十七日から施行された。なお、同法第三十二条第二項では、「地方公共団体は、救済給付の支給に要する費用に充てるための資金を拠出することができる。」と規定された。

また、今後の被害を未然に防止するために必要となる法律改正を一括して行う「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」が平成十八年二月三日に可決成立した。

その中で、①「大気汚染防止法」の改正により、大気環境への飛散防止措置に工作物の解体・補修作業を加えるとともに、政省令改正により規制対象の規模要件の撤廃等が行われた。②「地方財政法」の改正により、地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベスト除去に要する経費が地方債の起債の特例対象となった。③「建築基準法」の改正により、建築物における吹きつけアスベスト、アスベスト含有吹きつけロックウール等の使用が規制されることになった。④「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、今後多量に発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化処理を促進・誘導するため、国の認定による特例制度の創設等が行われることになった。

なお、平成十八年度予算において、アスベスト濃度、健康影響の調査・リスク評価、アスベスト飛散抑制対策に資する技術開発支援、アスベスト廃棄物の無害化処理のための技術開発支援等の対策が講じられた。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成十八年三月二十七日に施行され、この法律に基づき、国が都道府県に対し石綿健康被害救済基金への拠出を求めていることから、本会は、十一月二十七日、「石綿健康被害救済基金への都道府県拠出に関する申し入れ」を取りまとめ、環境省及び総務省に申し入れを行った。

申入れは、本来、健康被害の救済は原因者である事業者負担を基本とし、公害健康被害の補償等に関する法律の例にならない、国の責任において対応するよう主張してきたところであるが、被害者救済を優先する立場から、今回の拠出に限っては、都道府県も一定の負担をすることはやむを得ないとの結論に至ったもので、①拠出に当たって十分な地方財政措置を講じる。②費用負担のあり方等の見直しを行う際、地方公共団体に新たな負担を求めない等と内容とするものである。

アスベストによる健康被害は、発症までの潜伏期間が非常に長期にわたり、今後、アスベストを含む建物の解体の増加が見込まれることや、中皮腫の早期診断や治療方法等が確立していないこと等から、今後も長期的に注視しながら、必要に応じて提案・要望等を行っていくことが必要である。

## 第六節 地域国際化対策・領土問題・国民保護

## 一 地方空港のC I Q（税関・出入国管理・検疫）体制の充実

地方空港のC I Q体制の整備・充実について、本会は国際化問題特別委員会にC I Q部会を設け、C I Q業務の現状と問題点について整理・検討し、その対応策を平成七年に報告書として取りまとめ、これを踏まえ特に重点的に要望してきた。

平成十一年度以降、地方空港を有する二十道県一市の知事等によるC I Q体制の拡充に向けた会議が開催され、要望活動等が活発に行われた。一方、平成十三年六月には、有志自民党国会議員によるC I Q体制拡充整備推進議員連盟が設立。また、同年七月に関係道県議長によるC I Q体制拡充整備推進会議が開催されるなどの動きも見られた。

また、政府主催都道府県知事会議における内閣総理大臣との懇談の席上、知事から「ニーズに応じた柔軟かつ機動的な組織・定員管理」をと、C I Q体制の整備・充実について、要請がなされた。

平成十四年度C I Q関係職員については、ワールドカップサッカー大会が開催されることもあり、それぞれ増員が図られることとなった。特に、入国審査官については二十名、税関職員については十二名、また、検疫所職員については六名が、地方空港における体制整備のために措置された。

## 二 領土問題

(一) 北方領土

北方領土は、わが国の抱える最大の未解決領土問題となっている。

平成三年十二月にソヴィエト社会主義共和国連邦が崩壊し、ロシア連邦が北方領土の交渉相手となった。

平成九年七月、内閣総理大臣は、「信頼」、「相互利益」、「長期的な視点」の対外交三原則を発表するとともに、日ロ首脳会談が同年十一月に行われ、両首脳は、東京宣言に基づき、平成十二年（二〇〇〇年）までに平和条約を締結するよう全力を尽くすことに合意した。

平成十年十一月には、モスクワにおいて二十五年ぶりに日ロ首脳会談が開催され、「日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言（モスクワ宣言）」が署名され、①東京宣言、クラスノヤルスク合意及び川奈合意に基づいて平和条約交渉を加速化する。②平和条約を平成十二年（二〇〇〇年）までに締結するよう全力を尽くすとの決意を再確認し、平和条約締結問題日露合同委員会の枠内に国境画定委員会及び共同経済活動委員会を設置する。③旧島民及びその家族による四島へのいわゆる自由訪問を実施することで原則合意された。

平成十二年九月東京で、平成十三年三月イルクーツクで、さらに、平成十四年二月東京でそれぞれ日ロ首脳会談が開催された。

平成十五年一月十日には、ロシアで日ロ首脳会談が開催され、「日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明」に署名した。北方領土問題関係では、精力的な交渉を通じて、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を可能な限り早期に締結し、もつて両国間の関係を完全に正常化すべきであるとの決意を確認した。

また、平成十七年が「日露通好条約」署名から百五十年目に当たつたため、平成十七年二月二日には衆議院において、三月九日には参議院において、北方領土の帰属問題を解決し、日露関係を大きく発展させるため、最大限の努力を継続するべきであるとの「日露通好百五十周年に当たり日露関係の飛躍的發展に関する決議」が採択された。

なお、平成十七年七月七日には、欧州連合欧州議会において北方領土の返還をロシアに促す決議が採択されている。

平成十七年十一月二十一日には、訪日したプーチンロシア連邦大統領と日露首脳会談が行われ、北方領土問題については、平成十五年の日露行動計画をはじめとする、これまでの様々な合意及び文書に基づき、議論を重ね、日露両国がともに受け入れられる解決を見出す努力を続けることで一致した。

こうした状況の中で、本会は、昭和五十六年度以降、今日に至るまで、北方領土の早期返還等の実現について継続して要望してきた。

また、政府は、昭和五十六年一月六日の閣議了解により、毎年二月七日を「北方領土の日」と定めた。以来、本会は、毎年、北方領土の日には、地方六団体、内閣府及び北方領土返還要求運動連絡協議会とともに、東京において「北方領土返還要求全国大会」を開催し、返還の実現を求めるアピールを採択している。

今日、ロシア連邦は、歯舞、色丹の二島返還で決着を図る姿勢を強めているが、引き続き四島返還と帰属確認を求めていくことに変更はなく、北方領土問題は、「日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明」に基づいて、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の北方四島の早期返還を図るため、国民世論の啓発並びに国際世論の喚起とあわせ、ロシア連邦との粘り強い外交交渉を推進することが重要となつて

いる。

(二) 竹島

本会は、昭和五十二年以降、毎年、竹島の領土権の早期確立等を要望してきているが、韓国側は、これまで、竹島に関する領土問題は存在しないとしてきた。

平成十七年に二月二十二日を「竹島の日」と島根県議会が条例で定めたことに対して、大韓民国全国市・道知事協議会から抗議の書簡が届いたため、同年四月六日、本会として「竹島の領土問題については、両国の外交努力によって平和的に解決されなければならない」旨の回答をした。

平成十七年四月二十七日に韓国国会が竹島の環境保護に関する法律を制定したこと、同年五月四日に韓国情報通信相が通信事情視察を目的に竹島に入ったことや同年七月十三日に韓国が自国の大型輸送艦に竹島の韓国名である「独島」と命名したことに対して、日本政府は抗議を行った。

平成十七年六月二十日には、ソウルにおいて日韓首脳会談が行われ、小泉総理大臣から「竹島問題を含む日韓関係は、意見の相違があっても未来志向で前進したい」との発言があった。また、同年十一月十八日には釜山においてAPEC首脳会談が行われ、その際、日韓首脳会談も行われ、韓国大統領から竹島問題を解決する必要がある旨の発言があった。

竹島の領土権の確立は、日韓関係の重要問題の一つであり、今後とも大韓民国と粘り強く外交交渉を行うとともに、世論を喚起することが必要となっている。

### 三 我が国の平和と安全確保対策

#### (一) 周辺事態安全確保法

平成十年七月十六日開催の全国知事会議（長野県長野市）において、本会は、関係省庁に対し、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案」についての決議を行い、各地方公共団体への適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体から意見を聴取し、その意向を十分尊重するよう求めた。しかし、国からの情報提供等がなお十分でない状況であったため、平成十一年三月十二日に重ねて同趣旨の要望を内閣、外務省、防衛庁に対して行ったところ、同年三月二十六日に、政府から各都道府県を対象に法律案に関する説明会の申入れがあり実現の運びとなった。

説明会は、各都道府県担当課長を対象に開催され、政府側から内閣官房、外務省、防衛庁の各担当官が出席、第九条（地方公共団体への協力規定）を中心に法案の概要の説明及び質疑が行われた。

しかし、説明会では、「周辺事態安全確保法案第九条」において想定される地方公共団体や国以外の者に対する協力項目例を示し、説明がなされたものの、いまだ不明確な点があり十分な説明とは言えない状況にあったため、同年五月二十一日に地方公共団体への協力に関する項目については、できるだけ協力要請の内容・手順等を具体的に示すよう緊急要望を内閣、外務省、防衛庁に対して行った。

平成十一年五月二十四日、国会において「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（周辺事態安全確保法）」、「自衛隊法の一部を改正する法律」が成立し、「日本の自衛隊とアメリカ

合衆国軍隊との間における後方支援・物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定」が承認された。

平成十一年七月六日、内閣安全保障・危機管理室長は、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に規定される「国以外の者の協力」（法律第九条）について、その協力内容、協力要請のプロセス等をまとめた解説文書の案を作成し、都道府県知事、市区町村長、地方六団体会長、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会会長等に送付した。

同年七月七日には、都道府県会館において「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に関する第二回目の説明会が各都道府県担当課長を対象に開催され、政府側から内閣官房、外務省、防衛庁、自治省の各担当者が出席、「周辺事態安全確保法第九条（地方公共団体・民間の協力）の解説（案）」の説明及び質疑が行われた。

平成十二年七月二十五日、内閣安全保障・危機管理室長は、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に規定される「国以外の者の協力」（法律第九条）について、その協力内容、協力要請のプロセス等をまとめた「周辺事態安全確保法第九条（地方公共団体・民間の協力）の解説」を作成し、都道府県知事、市区町村長、地方六団体会長、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会会長等に送付した。

この解説は、これまで地方公共団体が懸念していた問題点等について、基本的な指針として明らかにしたこととは多とするものであるが、何よりも「周辺事態安全確保法」等を適用することのないようわが国の平和及び安全を確保するための外交等の努力こそ重要である。

なお、平成十二年十一月三十日には、国会において「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（船

船舶検査活動法」が成立した。

(二) 武力攻撃事態対処法制

武力攻撃事態という国及び国民の安全にとって最も緊急かつ重大な事態に対処するための態勢の整備並びに必要となる法制の整備等を図るため、政府は、平成十四年四月十七日、武力攻撃事態対処関連三法案を第百五十四回通常国会に提出した。

本会は、「平成十五年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十四年七月十八日）において、武力攻撃事態への対処に関する法制の整備に関し、武力攻撃事態対処法案においては、地方公共団体の責務や役割、必要な措置について内閣総理大臣による地方公共団体の長への指示又は自らの実施のほか、同法案に基づき整備される国民保護法制では地方公共団体が担うべき役割が規定されることとなっているが、これらの内容が具体的に明らかになっていないため、武力攻撃事態の概念及び国と地方公共団体との具体的な責務や役割分担など地方公共団体や地域住民に関わりの深い事項を早期に明確にすること、住民の生命、身体、財産を守る責任を有する都道府県知事の立場に鑑み、法制の整備に当たっては、地方公共団体の意見を聴取し、十分反映すること、さらに、国民の不安を払拭し、国民的な合意が得られるよう国会での議論を十分尽くすことを提案した。

なお、本会は、法案提出前の平成十四年三月二十八日及び五月二十八日の政策審議会において、有事法制の整備に関し、政府との意見交換を行い、さらに、同年六月十二日には武力攻撃事態対処法案等について、総理官邸における政府主催の小泉総理大臣・関係閣僚と都道府県知事（土屋会長をはじめ二十六名の知事が出席）との意見交換会を行うとともに、こうした議論を踏まえ、「武力攻撃事態対処法制の整備に関する緊急提案」を取りまとめ、政府主催の意見交換会の後、土屋会長及び石川静岡県知事から小泉総理大臣、福田内閣官房長官及び片山

総務大臣に要請を行った。

その後、平成十四年十月八日に開催された政府主催全国都道府県知事会議においても、福田内閣官房長官から、武力攻撃事態対処法案等の成立及び国民保護法制の整備に向けた政府の今後の取組み等について説明があった後、意見交換が行われたが、特に、本会が早期に政府としての具体的な考えを明確に示すよう強く求めた国民保護法制については、国会での審議においても、その輪郭を早期に示すようにとの指示があったことから、政府として検討を進め、改めて、地方公共団体等との意見交換の機会を設ける旨の説明があった。

武力攻撃事態対処法案等関連三法案は、衆議院に新たに設置された武力攻撃事態対処特別委員会において審議の後、継続審議となったが、その際、与党三党は、国民保護法制の輪郭を早期に示すよう政府に対して求めることについて合意し、指示した。

これを受け、政府は、国民保護法制を含む五つの関連法制について個別に検討を行い、先の臨時国会において国民保護法制の輪郭を提示したが、関連三法案は、平成十四年の第百五十四回通常国会においても継続審議となつた。

政府においては、国民保護法制の骨子の作成に向けて、その輪郭について関係団体等からの意見聴取を進めてきたが、都道府県に対しては、平成十四年十一月八日及び平成十五年一月二十日に各都道府県の武力攻撃事態対処法制担当部長会議を開催した。

武力攻撃事態対処法は、平成十五年六月六日、第百五十六回通常国会で成立し、政府は、同法の施行日（六月十三日）から一年以内を目標に国民保護法制をはじめとする自衛隊や米軍の行動を円滑かつ効果的なものにするための法制等の整備をすることとした。

本会は、「平成十六年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（平成十五年七月十七日）において、国民保護法制をはじめとする自衛隊や米軍の行動を円滑かつ効果的なものにするための法制は、地方公共団体や国民に関わりの深い重要な法案であることから、政府は、これらの検討過程において適時適切に地方公共団体の意見を聴取し、十分反映するとともに、国民の理解と協力が得られるよう努めること。また、国民保護法制においては、住民の避難や救援等について都道府県知事が主体的に対処できるよう、想定される具体的な武力攻撃事態に応じて計画策定の指針を示すほか、都道府県と市町村、指定公共機関等との役割分担、権限等について具体的に明らかにすること。その他、原発等の被災、武力攻撃に伴う放射性物質、毒性物質、生物剤等による汚染の除去等及び地方公共団体が対処措置を実施するための財政負担についても、国が責任をもつて措置することを明確に示すことを提案した。

政府は、国民の保護のための法制の「概要」を平成十五年四月十八日に公表し、それに対する都道府県知事の意見を聴取するため、同年八月七日に意見交換会を開催した。その意見交換会において、各知事から現場で直接対処できるよう知事の権限を集中すべきである、テロ等に対する対策等についても法整備すべきである等活発に意見・提案をした。

その後、平成十五年十一月二十一日、政府は、国民の保護のための法制の「要旨」を公表した。それを受けて本会は、同日都道府県担当部長会議を開催し、政府から説明を受けた。そして、同年十二月一日、政府は、都道府県知事との意見交換会を開催した。その意見交換会において、自衛隊の派遣要請、警察・教育委員会への「指示」、平時における訓練、資機材の整備等の経費についての国の財政措置等について要請・提案した。

平成十六年二月二日、本会は、都道府県担当部長会議を開催し、第百五十九回通常国会に提出される有事関連

七法案（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）案、米軍の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案、特定公共施設等の利用に関する法律案、外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案、捕虜等の取扱いに関する法律案、国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案）の概要について政府から説明を受けた。

平成十六年二月二十四日、本会は、都道府県担当部長会議を開催し、国民保護法案の要綱及び有事関連六法案について政府から説明を受けた。

法案の内容については、平時における訓練、資機材の整備等に要する経費について国の財政措置が明確になっていないほかは、我々が主張していた知事への権限集中、自衛隊の派遣要請、大規模テロ対策等の提案・意見が概ね反映された。

国民保護法案等有事関連七法案は、平成十六年三月九日に閣議決定され、同日付けで第百五十九回通常国会に提出され、同年六月十四日に可決、成立した。なお、有事関連七法案のうち国民保護法については、同年六月十八日に公布、九月十七日に施行された。その後、国民保護法の施行に伴い、各都道府県では、平成十七年度に国民保護計画を作成し、情報伝達マニュアルや救援マニュアル等の検討・作成を行うとともに、必要な施策を実施しているところであるが、国民保護に関する業務は法定受託事務であることから、本会の災害対策特別委員会の下に専門部会を設け、国民保護に関する課題について検討を行った結果、平成十九年二月二十三日に、国において次の五項目を早期に実現することを内容とする「国民保護の推進に関する要望」を行った。

①複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃自体を想定した、国の指示事項や役割等が明示された対処マニュアル等の策定

- ② 国からの救援の指示等に関する情報伝達経路の明確化
- ③ 安否情報の対外的公表にかかる国の考え方等の明確化
- ④ 生活関連施設にかかる政令の基準の見直し等
- ⑤ 危機管理に関する国からの情報伝達の仕組みの改善

## 第七節 情報化対策

### 一 個人情報保護法制

住民基本台帳ネットワークシステムは、各市町村の住民基本台帳のネットワーク化を図り、都道府県や指定情報処理機関において、住民票の情報のうち四情報（氏名・生年月日・性別・住所）、住民票コードとこれらの変更情報（これらを「本人確認情報」という。）を保有することにより、全国共通の本人確認ができる仕組みを構築するものである。

平成十四年八月五日の第一次サービスの開始に向け、都道府県は市町村と協力しつつ、着実に準備を行っており、住民基本台帳ネットワークシステムを、今後、住民の利便性の向上に向けてさらに発展的に活用していく必要があることから、本会は、平成十四年七月十八日開催の全国知事会議（沖縄県名護市）で、わが国における個人の権利・利益を体系的に保護し、より安全性の高い個人情報保護を確保する個人情報保護法制の早期整備を内容とする「個

個人情報保護法制の早期整備に関する緊急決議」を採択し、政府関係要路に対し要請活動を行った。

平成十五年五月二十三日には、「個人情報保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、「情報公開・個人情報保護審査会設置法」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる個人情報保護関連五法案が成立した。

「個人情報の保護に関する法律」については、同年五月三十日に一部公布、施行されたが、政府は、同年十二月五日、「個人情報の保護に関する法律」を平成十七年四月一日から全面施行することを閣議決定した。これにより、民間事業者が個人情報を取得する際に利用目的を通知したり、本人からの求めに応じて個人情報を開示したりするなどの義務を課すこととした。

さらに、平成十五年十二月には個人情報保護関連五法の五政令が公布され、個人情報保護関連五法の施行期日は平成十七年四月一日からとなった。

また、政府は、個人情報保護に関する法律第七条第一項に基づき、平成十六年四月二日、国及び地方公共団体、個人情報取扱業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置等について内容とする「個人情報の保護に関する基本方針」を策定し、同日閣議決定した。

## 二 情報通信技術関係

平成十二年七月七日、世界規模の情報通信技術（ＩＴ）による産業・社会構造の変革、いわゆる「ＩＴ革命」にわが国として取り組み、ＩＴ革命の恩恵をすべての国民が享受でき、かつ国際的に競争力ある「ＩＴ立国」の形成を目指した施策を総合的に推進するため、内閣に「情報通信技術（ＩＴ）戦略本部」（本部長 内閣総理大臣）が設置され、従来の「高度情報通信社会推進本部」（平成六年八月）は、廃止された。

また、ＩＴ戦略本部長決定により、同日付で、学識経験者による「ＩＴ戦略会議」（議長 出井伸之ソニー会長）が設置され、地方公共団体を代表して梶原岐阜県知事がメンバーに就任した。

その後、平成十二年八月三十日開催の本会の「政策提言に関する合同委員会」において、政府の進めるＩＴ戦略に対応して、地方サイドの意見をこの戦略に反映させるべきとの発言があり、同年九月二十一日、本会に「情報通信技術（ＩＴ）推進検討会」（委員長 奥村岐阜県知事公室長）を設置し、種々検討を重ね、①情報通信インフラ整備の促進 ②通信料金の低廉化等民間通信事業者への要請 ③情報教育・情報リテラシー対策の推進 ④障害者等への対応について ⑤行政サービス向上のためのコンテンツの開発と共有 ⑥電子政府・電子自治体の基盤整備 ⑦電子調達の適正化 ⑧ＩＴを活用した地域振興対策への支援 ⑨法整備・セキュリティ対策 ⑩情報格差対策への財政支援措置の充実の十項目にわたる個別意見等を取りまとめ、同年十一月一日、「ＩＴ国家戦略に対する意見」としてＩＴ国家戦略起草委員会委員長に提出した。

また、この意見を各都道府県知事に照会し、整理集約し、ＩＴ国家戦略会議などへ同会議のメンバーである梶原岐阜県知事を通じて提出、その実現方を要請した。

さらに、同年十一月二十一日の参議院交通・情報通信委員会に参考人として出席した梶原岐阜県知事は、同委員会で審議中の高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（いわゆる「ＩＴ基本法」案）に対し、「ＩＴ基本法の

「制定は、世界的に遅れをとっている我が国のIT戦略について、国としての積極的な取組み姿勢を明確にするものであり、自治体や地域の中小企業にとっても具体的なIT関連施策の実行も含めて法の早急な制定を期待している」との陳述を行った。

政府は、平成十二年十一月二十七日にIT戦略会議とIT戦略本部合同会議を開き、「五年以内に世界最先端のIT国家になる」ことを目標とする「IT基本戦略」を決定した。また、十一月二十九日には、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本方針を定めた「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」が第百五十回臨時国会で成立し、翌十三年一月六日から施行された。